

**外国人児童生徒受入体制整備に関する研究
研究報告**

(平成18年11月～平成20年3月)

外国人児童生徒受入体制整備研究会

はじめに

外国人児童生徒受入体制整備研究会は、平成 18 年 11 月文部科学省「新教育システム開発プログラム」の 2 次採択を受け、外国人児童生徒の受入体制の整備を図るための調査研究を平成 20 年 3 月まで実施しました。本報告書は、その結果をまとめたものです。

外国人労働者の増加は、「外国人児童生徒の教育」という新たな課題を提示しました。一人ひとりの母語、文化的背景、母国での生活や学習状況、年齢、将来の生活設計等の違いを踏まえた教育が求められるため、その指導体制や方法を一般化することは難しく、一人ひとりに対応した教育を行わなければなりません。

現在の財政状況を考えたとき、教員を増やすことや新たな財政支出を伴う対応は、極めて難しい状況であるといわざるを得ません。しかしながら、外国人児童生徒の増加は今後も続くと考えられ、一部の地域の特別な例ではなく、国全体の喫緊の課題であるという認識が必要です。

また、この課題解決は学校教育だけで完結するものではありません。心のケア、進学・就職、地域社会との共生等々様々な視点でのサポートと連携が必要です。そのため、本研究会では、教育委員会のみならず、知事部局、私学関係者、大学関係者、国際交流関係機関等の担当者を構成員として研究を推進してきました。

私たちの研究が、外国人児童生徒の教育環境を改善し、外国人児童生徒が十分な教育を享受できるようなシステムづくりの一助となり、今後の外国人児童生徒の教育のさらなる推進に寄与できることを願っています。

最後に、本研究に御協力をいただいた関係者の皆様に対し、深く感謝いたします。

平成 20 年 3 月 31 日

外国人児童生徒受入体制整備研究会代表

渋谷教育学園幕張中学校高等学校校長 田村 哲夫

目 次

I 研究の概要	
1. 研究の目的	1
2. 研究の計画	1
(1) 研究組織	1
① 実施委員会	
② 実施協力機関	
③ 研究員	
(2) 実態把握	3
(3) 実践的研究	3
(4) 指導者の養成	3
(5) 適切・的確な情報提供と相談による支援	3
(6) 現場で必要とする事例集等、資料の作成	4
3. 研究の概要	4
(1) 調査	4
① 外国人児童生徒の就学実態	
② 市町村教育委員会の外国人児童生徒の受け入れ体制の実態調査	
③ 学校の外国人児童生徒の指導の実態と課題の把握	
④ 児童相談所や教育機関等から見た課題調査	
(2) 県教育委員会の受入体制整備	36
① 教員研修	
② 日本語指導ボランティア研修	
③ 外国人児童生徒に関する相談業務	
④ 指導参考資料（日本語教材一覧等）	
(3) 関係機関との連携整備	41
① 外国人児童生徒受入関係機関	
② 連携の整備	
(4) 先進事例の研究	41
① オーストラリア(ビクトリア州)における英語学習支援	41
② 兵庫県子ども多文化共生センター	43
③ 大阪市教育委員会	45
④ 大阪市立南中学校	45
⑤ 浜松市教育委員会	47
⑥ 愛知県教育委員会	48
⑦ 鈴鹿市教育委員会	48
⑧ 鈴鹿市立桜島小学校	49
⑨ 豊橋市教育委員会	49
⑩ ふじみ野市教育委員会	50
⑪ 伊勢崎市教育委員会	51
⑫ コレージオ・ピタゴラス・ブラジル 太田校	51
⑬ 太田市教育委員会	53

II 研究の成果

1. 千葉県における外国人児童生徒の就学の実態と課題	55
(1) 課題及び解決の方向性	55
(2) 外国人児童生徒の状況	56
(3) 行政機関の取り組み	57
① 船橋市教育委員会	
② 八千代市教育委員会	
③ 成田市教育委員会	
(4) 今日の課題	59
2. 不就学児童生徒の実態と課題	60
(1) イメージとしての不就学外国人児童・生徒	60
(2) 不就学外国人児童の実態	61
(3) 不就学外国人児童の把握と課題	61
3. 推進地域における外国人児童生徒の受入体制整備の改善	61
(1) 市川市教育委員会	61
① ボランティアの養成体制の整備	
② 第七中学校の取り組み	
(2) 船橋市教育委員会	63
① 市教委の取り組み	
② 高根台中学校 通級日本語教室「ワールドルーム」の取り組み	
(3) 八千代市教育委員会	67
(4) 成田市教育委員会	69
(3) 市原市教育委員会	71
4. 本県の受入体制整備	75
(1) 日本語指導の改善	75
① ボランティア養成体制の整備	
② 教員の養成	
③ 日本語指導教室の整備	
(2) 教科指導の改善	83
① 補習体制の設置準備	
② 大学との連携	
(3) その他の改善	84
① 進路指導の充実	
② 関係機関との連携	
③ 外国人児童生徒受入のための資料作成	
(4) 県教委ホームページの外国人対応サイトの新設	87
(5) 外国人児童生徒学習支援相談室の開設	88

III 改善の方向性

1. ボランティア登録の在り方	89
2. 母語指導の充実	89
3. 受入初期指導の実施	90
(1) 拠点校の設置	90
(2) 出張相談の実施	90
4. 国への要望	90

I 研究の概要

1. 研究の目的

日本における外国人の子どもの教育は、在日韓国朝鮮人や中国残留邦人のほか、難民、国際結婚等により、地域ごとに熱心な取り組みが行われてきたところである。しかし、あくまでも地域の特性や個別の課題としての域を出ていなかった。それが、1990年6月、「出入国管理及び難民認定法」の改定が実施され、日系2世、3世やその家族の就労が可能となり、合法的な外国人労働者を雇用しようとする雇用主側の需要が高まり、ブラジルなど南米諸国から来日する労働者が急増するとともに、その子どもたちの教育の問題が大きな課題になってきた。特に、自動車関連の製造業を中心とした地域において顕著となり、当該各市町村及び県の課題として課題解決を図ってきたところである。

一方、千葉県の場合、東南アジア各国からの来日者が多く、しかも点在している。前記のような集住都市型であれば資源を集中的に投入して、対策を講じることも効果的である。しかし、千葉県のように多言語の子どもが、広範囲に点在している状況に対して、資源を幅広く投入することは、現在の財政状況の中では難しいため、新たなシステムを構築しないと対応できない現状がある。

そこで、現在の千葉県における外国人児童生徒の受入の実態を把握し、現在あるシステムや財産を見直し、それらを効果的に下記の視点で再構築することにより課題解決を図っていかうとするものである。

①潜在的ボランティアの喚起

退職者増加の時であり、様々な能力と意欲を持った人材の活用

②情報の共有、効果的な発信

各地域でごとに取り組み作り上げた制度、資料等の情報の共有

③関係機関との連携

大学、各種機関、民間団体の持っているノウハウ、資源、情報の活用

④コーディネーターとしての県の役割の確立

各市町村、学校、児童生徒、保護者のへ相談・支援

⑤①～④を有機的に関連させた新たなネットワークの構築

2. 研究の計画

(1) 研究組織

課題解決のために幅広い分野の専門家で実施委員会を組織し、実施方法の検討や検証を行う。また、実施機関及び研究員による実践的研究を行う。

① 実施委員会

氏 名	職 名
田村 哲夫	渋谷教育学園幕張中学校高等学校長 【代表】
小松 郁夫	国立教育政策研究所教育政策・評価研究部長
柳沼孝一郎	神田外語大学教授
辻村 聖子	恵泉女学園大学講師
榎本 剛	千葉県教育庁教育次長 【副代表】
村瀬光生(H18) 川島貞夫(H19)	千葉県教育庁企画管理部教育政策課長 【事務局長】
高橋 健	千葉県教育庁教育振興部生涯学習課長
嘉村 茂邦	千葉県教育庁教育振興部指導課長
村山元信(H18) 多田芳樹(H19)	千葉県総合教育センター所長
濱本 憲一	千葉県総合企画部政策推進室国際政策グループ長
高橋 利夫	千葉県国際交流センター所長
長田 正友	千葉県立成田国際高等学校校長
赤木 和男	市川市立第七中学校校長
稲田時男(H18) 藤崎克雄(H19)	船橋市立小栗原小学校校長

① 実施協力機関

② 実施協力機関

機 関 名	分担する調査研究の内容
市川市教育委員会 ・中山小学校・大和田小学校・宮田小学校 ・第6中学校・第7中学校 船橋市教育委員会 ・高根台中学校 八千代市教育委員会 ・村上小学校・村上東中学校 成田市教育委員会 ・成田小学校・橋賀台小学校・中台小学校 ・平成小学校・中台中学校・玉造中学校 ・大栄中学校 市原市教育委員会 ・白金小学校・若葉中学校	推進地域・モデル校における実践
千葉県国際交流センター	日本語指導ボランティア研修
千葉県総合教育センター	教員研修、外国人の教育相談
さわやかちば県民プラザ	日本語指導ボランティア研修

③ 研究員

氏 名	職 名
井上 恵子	日本語教育専門家
植田 栄子	了徳寺大学准教授
宍倉 弘祐	元校長、浦安市家庭相談員
光延 忠彦	静岡産業大学講師
横山 解子	元千葉県国際交流センター国際交流推進員
平進之介 (H18)	千葉大学大学院
飯島尚一 (H18)	千葉大学大学院

(2) 実態把握

現状及び課題の把握・分析のため、既存のデータの整理・分析、アンケート調査、聞き取り調査等による実態調査を行う。

- ① 外国人及び外国人児童生徒の就学に関する実態
- ② 市町村教育委員会の外国人児童生徒の受け入れ体制の実態
- ③ 学校の外国人児童生徒の指導の実態と課題
- ④ 児童相談所や教育機関から見た課題
- ⑤ 先進県の実態

(3) 実践的研究

モデル校に指導協力員(母語話者、日本語指導者)を派遣し、実践的に課題と対策を明確化する。

- ① 指導協力員(母語話者、日本語指導者)の配置の在り方及び派遣の手法
- ② 日本語指導教室等での指導の在り方
- ③ 拠点校方式の在り方
- ④ 日本語指導、教科指導、母語・母文化指導の在り方
- ⑤ 心のケアの在り方
- ⑥ 保護者への対応の在り方
- ⑦ NPO、国際交流団体、地域等との連携の在り方

(4) 指導者の養成

前項の充実及び指導者の資質向上ための研修体制を確立する。

- ① ボランティア指導員養成講座の在り方
- ② 教員研修の在り方

(5) 適切・的確な情報提供と相談による支援

不就学をなくすとともに外国人児童生徒が適切な教育を享受するための支援体制を確立する。

- ① 外国人児童生徒の教育に関する相談窓口の設置

② ホームページによる効果的な情報提供

(6) 現場で必要とする事例集等、資料の作成

外国人の教育に係る教材、通知文等、受入のための資料を作成することにより、学校及び担当者の支援を行う。

- ① 現場で役立つ教材リスト
- ② 外国人児童生徒受入のための手引
- ③ 学校紹介ビデオ
- ④ 通知文の翻訳

3. 研究の概要

(1) 調査

① 外国人児童生徒の就学実態調査

ア. 本県の外国人登録者の動向

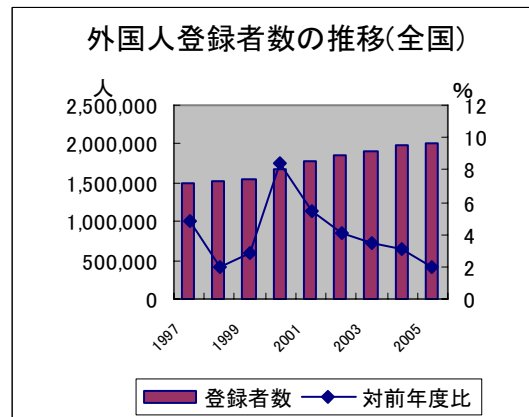
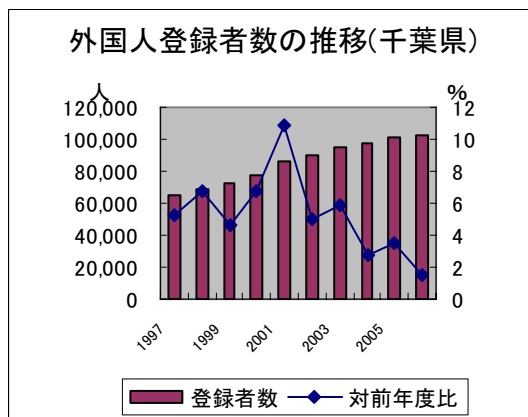
イ. 本県の過去10年間の外国人登録者数の推移

表 1

千葉県 (単位:人、%)				全国 (単位:人、%)		
年	登録者数	対前年度比	構成比	登録者数	対前年度比	構成比
1997	64,929	5.2	1.1	1,482,707	4.8	1.18
1998	69,308	6.7	1.2	1,512,116	2	1.2
1999	72,482	4.6	1.2	1,556,113	2.9	1.23
2000	77,406	6.8	1.3	1,686,444	8.4	1.33
2001	85,821	10.9	1.4	1,778,462	5.5	1.4
2002	90,093	5.0	1.5	1,851,758	4.12	1.45
2003	95,391	5.9	1.6	1,915,030	3.42	1.5
2004	97,925	2.7	1.6	1,973,747	3.07	1.55
2005	101,372	3.5	1.7	2,011,555	1.92	1.57
2006	102,890	1.5	1.7	-	-	-

図 1-1

図 1-2



b. 県内市町村別の外国人登録者の推移

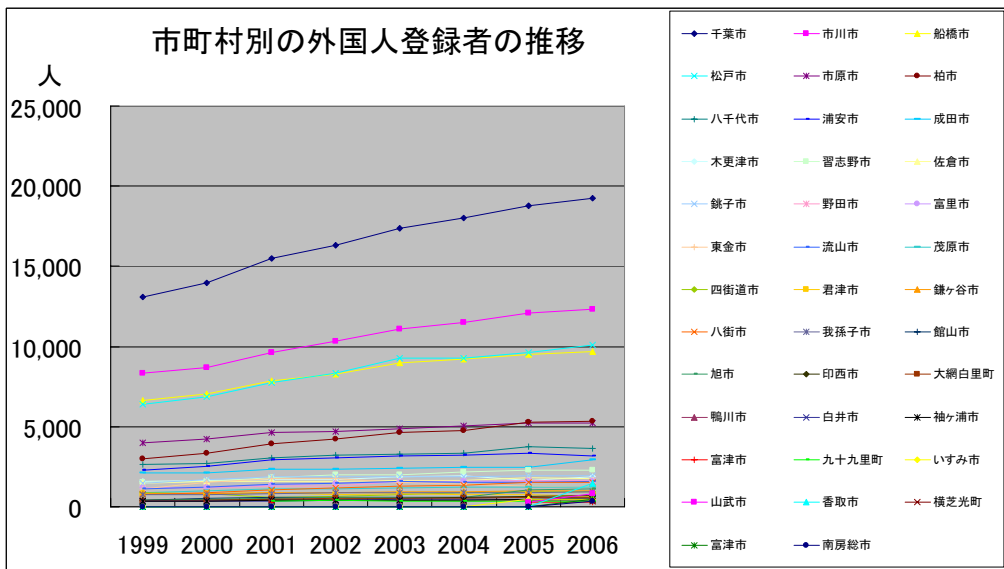
表 2

300人以上の市町村

(単位、人)

	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
千葉市	13,114	13,986	15,484	16,339	17,379	18,021	18,808	19,251
市川市	8,333	8,714	9,617	10,332	11,096	11,479	12,060	12,313
船橋市	6,626	7,059	7,846	8,297	8,995	9,211	9,488	9,685
松戸市	6,408	6,857	7,735	8,333	9,247	9,276	9,599	10,066
市原市	4,003	4,206	4,647	4,714	4,889	5,050	5,238	5,214
柏市	3,014	3,348	3,945	4,204	4,641	4,775	5,286	5,355
八千代市	2,651	2,696	3,055	3,230	3,297	3,362	3,756	3,654
浦安市	2,298	2,518	2,912	3,063	3,175	3,208	3,320	3,187
成田市	2,100	2,114	2,372	2,362	2,421	2,459	2,448	2,927
木更津市	1,586	1,667	1,719	1,685	1,895	1,965	1,636	1,885
習志野市	1,522	1,583	1,818	1,985	2,019	2,170	2,304	2,296
佐倉市	1,464	1,578	1,600	1,606	1,658	1,672	1,792	1,765
銚子市	1,453	1,674	1,888	1,853	1,865	1,857	1,916	1,962
野田市	1,166	1,172	1,307	1,277	1,601	1,599	1,654	1,667
富里市	1,165	1,251	1,367	1,483	1,551	1,567	1,568	1,580
東金市	1,128	1,497	1,770	1,750	1,532	1,407	1,303	1,211
流山市	1,091	1,230	1,382	1,449	1,577	1,548	1,547	1,567
茂原市	907	971	1,101	1,108	1,185	1,216	1,217	1,220
四街道市	878	822	583	657	773	856	935	951
君津市	825	822	895	776	816	768	738	674
鎌ヶ谷市	816	837	864	902	933	931	997	1,014
八街市	756	882	1,042	1,155	1,299	1,344	1,505	1,518
我孫子市	736	752	813	855	899	897	902	940
館山市	418	536	586	598	613	564	574	532
旭市	411	482	521	578	592	614	1,045	1,093
印西市	392	411	452	486	519	563	627	696
大網白里町	376	440	469	527	539	536	578	581
鴨川市	344	367	436	392	422	368	421	425
白井市	341	369	373	407	441	464	487	511
袖ヶ浦市	335	333	389	410	411	423	468	497
富津市			308				307	309
九十九里町			332	385	346	363	375	373
いすみ市	-	-	-	-	-	-	480	493
山武市							309	805
香取市	-	-	-	-	-	-	-	1,465
横芝光町								334
富津市	-	-	-	-	-	-	-	465
南房総市	-	-	-	-	-	-	-	353

図 2



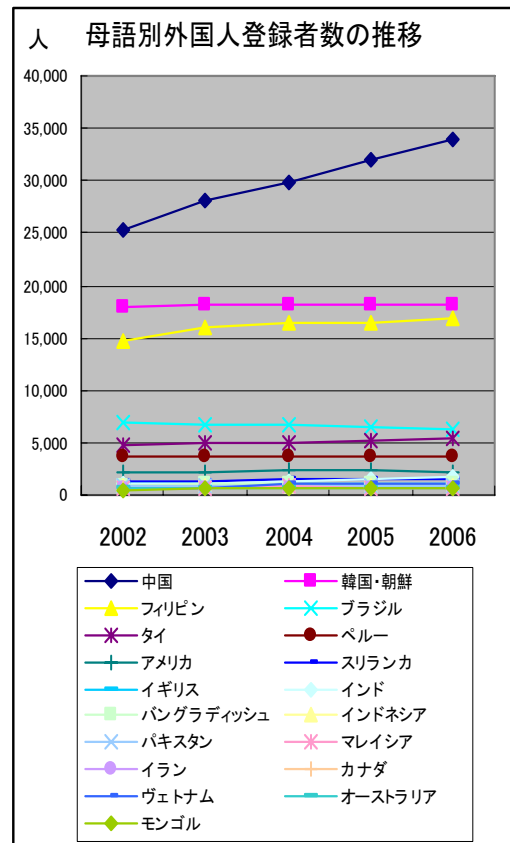
c. 母語別外国人登録者の一覧

表 3

図 3

500人以上の母語 (単位:人)

	2002	2003	2004	2005	2006
中国	25,360	28,193	29,824	31,931	33,911
韓国・朝鮮	17,970	18,083	18,066	18,266	18,185
フィリピン	14,708	15,978	16,360	16,532	16,769
ブラジル	6,878	6,762	6,719	6,564	6,235
タイ	4,802	4,940	5,079	5,230	5,362
ペルー	3,592	3,668	3,647	3,658	3,570
アメリカ	2,246	2,264	2,277	2,322	2,210
スリランカ	1,255	1,290	1,459	1,559	1,459
イギリス	1,057	1,090	1,015	1,023	975
インド	981	1,129	1,246	1,535	1,652
バングラディッシュ	915	1,029	1,068	1,131	1,107
インドネシア	858	893	881	938	938
パキスタン	818	818	768	780	782
マレーシア	696	742	782	723	657
イラン	693	651	613	602	570
カナダ	646	697	670	710	621
ヴェトナム	635	754	997	1,099	1,128
オーストラリア	630	685	678	682	611
モンゴル	500	642	604	591	598



イ. 児童生徒の就学状況

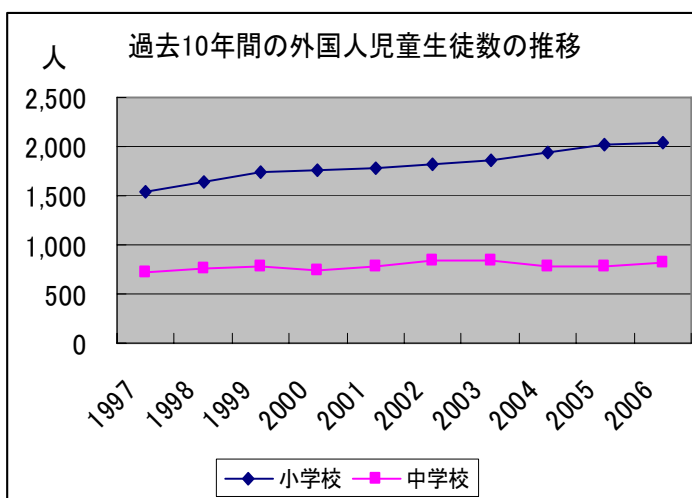
a. 本県の過去10年間の就学児童生徒数と推移

表4

図4

千葉県 (単位:人)

	小学校	中学校	合計
1997	1,549	730	2,279
1998	1,644	766	2,410
1999	1,745	773	2,518
2000	1,754	737	2,491
2001	1,784	788	2,572
2002	1,815	842	2,657
2003	1,869	842	2,711
2004	1,935	784	2,719
2005	2,030	780	2,810
2006	2,040	821	2,861



b. 県内市町村別の外国人児童生徒登録者の推移

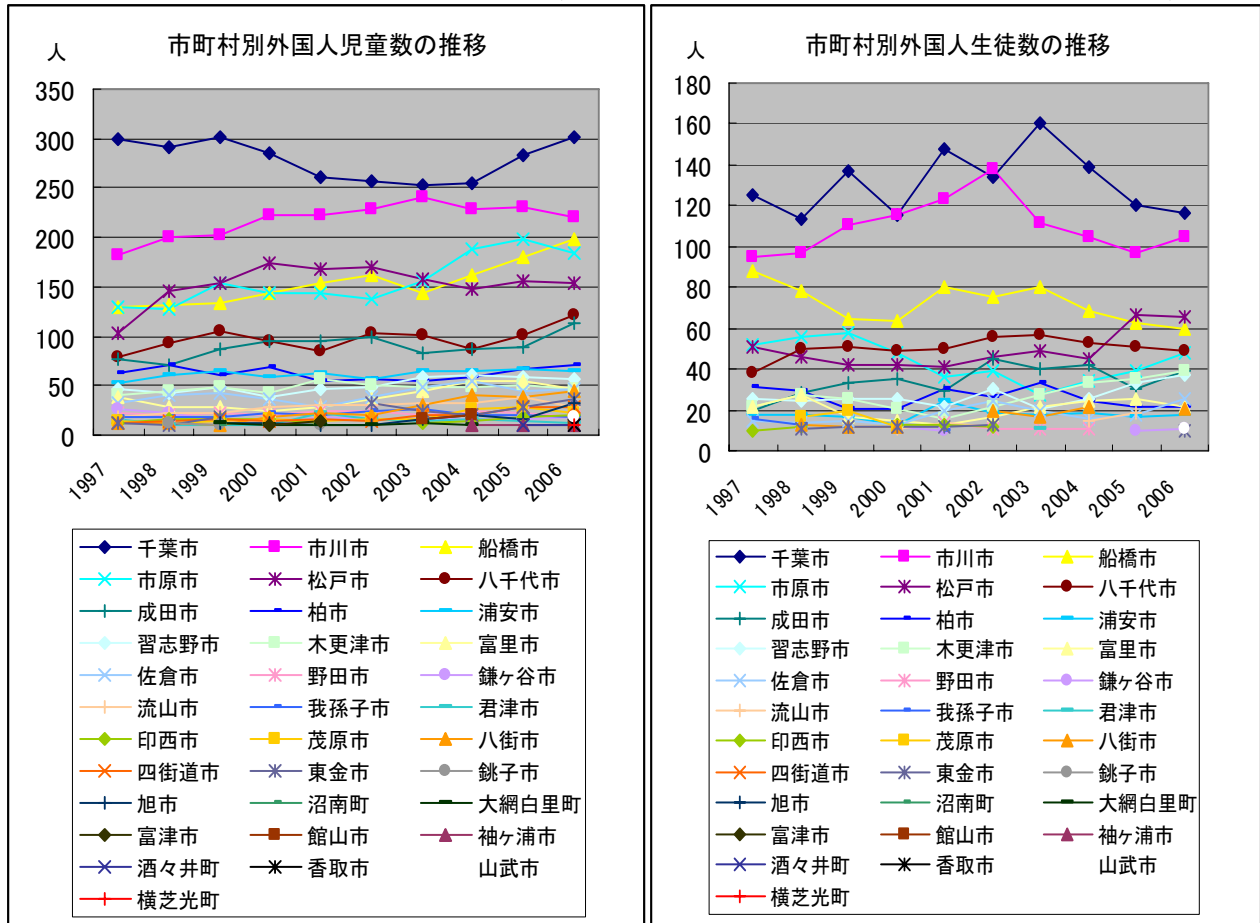
表5

市町村別	小学校 10人以上 (単位:人)										中学校 10人以上 (単位:人)										
	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	
千葉市	300	291	302	286	260	257	253	255	283	301	125	113	137	115	148	134	160	139	120	116	
市川市	183	200	202	223	223	228	240	228	231	220	95	97	111	115	123	138	112	105	97	105	
船橋市	130	131	133	144	153	161	144	162	181	198	88	78	65	64	80	75	80	68	63	60	
市原市	129	128	153	143	143	137	155	189	198	185	52	56	58	48	36	39	27	34	39	48	
松戸市	104	145	153	175	167	169	157	147	156	153	51	46	42	42	41	46	49	45	67	66	
八千代市	78	93	105	96	84	103	101	86	101	121	38	50	51	49	50	56	57	53	51	49	
成田市	77	71	87	95	95	99	83	87	89	113	20	28	33	35	29	45	40	42	30	39	
柏市	62	70	60	69	55	56	55	58	67	71	31	29	21	21	30	26	33	24	22	22	
浦安市	53	60	64	59	62	57	65	64	66	65	18	18	17	13	24	19	18	19	17	18	
習志野市	46	42	48	38	47	48	58	60	59	56	25	24	25	25	22	30	21	25	33	37	
木更津市	40	45	48	42	56	51	49	49	50	46	22	27	25	21	16	22	27	33	35	39	
富里市	39	29	28	25	28	37	45	54	55	47	22	27	17	15	13	17	22	24	25	22	
佐倉市	32	40	43	36	29	39	48	55	45	46	15	14	15	13	20	24	20	16	18	25	
野田市	23	21	23	20	24	25	21	24	22	19				14	11	11	11				
鎌ヶ谷市	27	22	15	11	18	16	16	17	17	18		11		12	10				10	11	
流山市	19	22	22	28	31	31	32	33	39	29				11	14	12		15	19		
我孫子市	19	19	19	23	20	24	27	21	21	18	16	13			10						
君津市	17	11	10	11	22	16	15	17	15	12							11				
印西市	13	16	16	16	12		12	15	19	21	10	12		13	13	12					
茂原市	14	13	14	17	15	17	16	26	29	23		17	20	12							
八街市	13	13	10	18	23	20	30	40	39	44		13	12	12		20	17	22		21	
四街道市	13	14	17	14	16	15	20	20	28	29											
東金市	12	10	18			32	24	21	28	37		11	12	12	12	13				10	
銚子市		13	11		11																
旭市			13	12	11	10	17	20	16	33											
沼南町																					

大網白里				12	11	10	10	12	10													
富津市					10	15																
館山市									17	20			11									
袖ヶ浦市										10	11	10										
酒々井町													11	11								
香取市														10								
山武市															18							11
横芝光町																10						

図 5-1

図 5-2

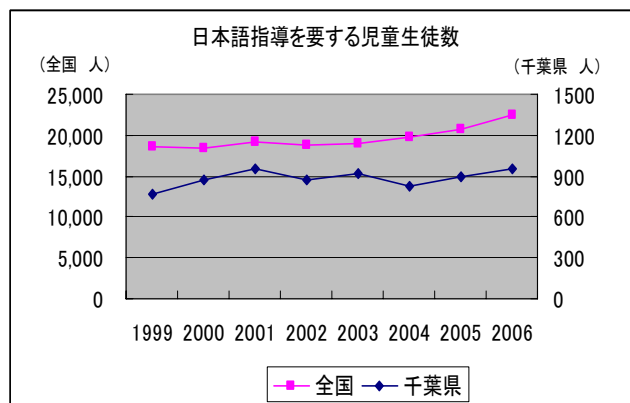


ウ. 日本語指導を必要とする児童生徒の数

表 6

年	千葉県	全国
1999	769	18,585
2000	871	18,432
2001	948	19,250
2002	870	18,734
2003	917	19,042
2004	825	19,678
2005	890	20,692
2006	953	22,413

図 6



② 市町村教育委員会の外国人児童生徒の受入体制の実態調査

7. 推進地域 5 市の受入体制整備状況（聞き取り調査結果）

a. 市川市教育委員会の受入体制の状況

・市川市の現状

市川市の現在総人口は、466,408人(平成17年度国勢調査)、外国人登録人口は12,301人(平成18年3月31日現在、市川市役所市民課提供データ)を数え、登録外国人は市人口の約2.6パーセントを占めている。内訳としては、「中国」籍が最も多く4,654人で全体の37.8パーセント、次いで「韓国又は朝鮮」籍が1,740人で14.1パーセント、その後に「フィリピン」籍が1,382人で11.2パーセントと続いている。また、国籍は多様で現在96カ国の広きに及んでいる。市川市における外国人登録者数は一貫して上昇傾向にある。

・市川市への聞き取りの状況

平成19年3月1日木曜日、市川市立新浜小学校訪問時、同席した市川市教育委員会学校教育指導課副主幹の黒木正継氏に市川市の状況と市教育委員会の取り組みについて伺った。以下、実際に児童が外国人登録してから入学するまでの時系列に沿って紹介する。

・外国人登録から就学事務まで

外国人登録は、市役所市民課か南行徳市民センターにおいて行う。就学適齢時の児童がいる場合、市役所で登録の場合は、口頭で市役所4階の市教育委員会義務教育課を案内する形をとっている。基本的な対応は、窓口の英語が多少出来る職員が立ち会う。南行徳市民センターにおいて、登録の場合は一時預かりにしたうえで、教育委員会を案内し、後日就学手続きをとってもらうという形をとっている。この際、市の窓口では、通訳を常時用意しているわけではなく、基本的に登録者が通訳(同郷の先輩など)を同行することが多く、登録窓口訪問前に事前に電話で確認をしてくる場合が多いとのことである。

・就学事務(学区選択から学校まで)

その後、学区選択を行なうなど学校教育課義務教育課学事班によって実際の就学事務が行なわれる。学区選択に関しては、市教育委員会窓口において日本語教室のある学校(今回の聞き取りでは、小学校のものであったため小学校)を勧めている(市川市南部では、行徳小学校、新浜小学校、塩浜小学校、塩焼小学校。同北部では、宮田小学校、大柏小学校。)。しかし最終的な決定は、保護者が下すかたちをとっており基本的に弾力的な運用が行なわれている。学区に関して、新浜小学校の場合、義務教育課から連絡が来た際に余りにも遠い場合には受入を断る場合がある。

学校が決定した段階で、通訳が必要な場合、学校から市教育委員会に対して通訳派遣依頼を行う。その後、市教育委員会が国際交流協会を介してその言語対応のボランティアを探している。ボランティア募集に関しては、市単独で行なうために登録ボランティアの母数が少ないという問題が考えられる。実際に、少数言語(ウクライナ語)のボランティアが発見できず代用言語(ロシア語)で対応した例があるようである。予算や人員の関係上、通訳の派遣は月1、2回に留まるため、通訳の主な仕事はストレス

などの心のケアが中心になっている。

通知書類に関しては、「就学時健診」は母語で通知するなど細かい対応が行なわれているが、入学通知は葉書による通知のため日本語のみで行う形式である、そのため土壇場まで放置される場合もある。また、市教育委員会において就学援助等の説明は特段行っていないとのことであり、この点は学校においてカバーされている。書類に関しては、各国言語版の雛形作成が望まれている。保健関連の書類、特に問診票などは需要が多いことが見込まれる。

b. 船橋市教育委員会の受入体制の状況

・船橋市の現状

船橋市の現在総人口は、569,829人(平成17年度国勢調査)、外国人登録人口は9,685人(平成18年12月31日時点、県作成の外国人登録人員)を数え、登録外国人は市人口の約1.7パーセントを占めている。内訳としては、「中国」籍が最も多く4,015人で全体の41.4パーセント、次いで「韓国又は朝鮮」籍が1,803人で18.6パーセント、その後に「フィリピン」籍が1,072人で11パーセントと続いている。

・船橋市への聞き取り状況

平成19年2月27日火曜日、船橋市教育委員会において同市教育委員会指導課主幹で国際教育担当の興津氏と同課副主査で国際理解担当の水野氏に船橋市の状況と市教育委員会の取り組みについて伺った。

・外国人登録から就学事務まで

外国人登録は、市役所戸籍住民課か船橋駅前総合窓口センターにおいて行う。市役所の場合は、口頭で同じ建物内7階の教育委員会学務課を紹介。船橋駅前窓口センターの場合は、市役所までの地図を手渡し、その上で口頭にて市教育委員会に行くよう案内する。外国人登録時や市教育委員会での対応時には、市長部局の国際交流室に中国語・英語の会話可能な職員がいるため来てもらう場合もあるが、大抵は友人などがついてきて通訳をすることが多いようである。

・就学事務(学区選択から学校まで)

就学手続きの際には、学務課だけではなく指導課も対応する。教育委員会において、ビザの種類や期限の確認、外国人登録のコピーの提出を求め、市独自の「外国人児童生徒相談票」に保護者の勤務先や日本語能力等についても記入し、学校への連絡等に使用している(同票は別途添付)。学区選択に関しては柔軟な対応は行っておらず、例外なく住所地の学校に行くように指示している。外国人児童であることは通学指定校変更の認められる「特別な事情」と認めていないようである。その後、学校に連絡し校長の了承を得るが、時には了承が出るまで時間がかかることもある。過年児の要望もあるが、原則的には認めていない。ただし、中学3年生などの場合、受験にすぐ直面することなどから考慮する場合がある。例外的な場合として、1年間兄弟の世話をしていたため学校に来なかった児童を過年児あつかいにしている。15歳を超える児童は受け入れず、中学を卒業していない場合は、夜間中学や公民館での講座を教える形をとっている。学校でかかる費用に関しても、教育委員会で説明を行なう。その上で、「転入学通知書」によって入学先を指定する。また、初めて行く学校に行く日には、

指導課の担当者と指導員が同行する。その際、慣れている学校などでは「熱烈歓迎」などの札を書いている場合もある。

- ・指導体制

指導員は5名(非常勤教員扱い)指導課に机がある。4名は日本語指導の資格を有している。(費用は1360/時+交通費)1ヶ所2時間が原則であり、生活指導、児童手当、警察などさまざまなことを取り扱っている。どこまで入り込むかのガイドラインが必要だと考えられる。また、ボランティア派遣予算も3,827千円(1,100円/時×2時間×8回×10月×22人)計上し、現在25名を派遣(1,100/時 交通費なし)している。

- c. 成田市教育委員会の受入体制の状況

- ・成田市の概要

平成19年1月1日現在、成田市の総人口は122,086名で、外国人登録人口は2,927名である。また、全児童・生徒数は9,753名で、そのうち外国人児童・生徒の人数は149名である。国籍別に見ると、ペルー人が多く、最近タイ人が増加傾向にある。外国人はどこか特定の地域に集住しているというよりは、市内に点在しているといえる。

平成18年3月27日に成田市・下総町・大栄町の3市町が合併し、その結果外国人児童生徒の数も増加した。

- ・外国人登録

外国人登録は市民部市民課が担当している。そこで使用される申請書類作成の手引は、8言語(英語、ハンガール、中国、タガログ、タイ、スペイン、ポルトガル、フランス)に対応している。しかし登録手続きの際の通訳はいない。また、手続きの際に、就学児童生徒がいるかどうかの確認や、その後実際に就学したかどうかの確認はしていない。

- ・就学手続

就学手続は、市教委学務課が担当している。手続のための外国人向けのしおり等は特に用意されていない。給食、制服、体操服等の、教育に係わる自己負担の費用についての説明はしている。

就学時健診は、11月に実施している。健診の案内通知・結果通知は4言語(スペイン、ポルトガル、中、英)用意して、個別に通知している。当日来られない場合は、教育指導課の保健担当者が個別に訪問するなどして、調査する。

また、過年児の取り扱いを中学3年生に限って認めている。

- ・外国人児童生徒指導体制

市教委は日本語教育補助員を拠点校に指定している小中学校に派遣している。補助員は計9名(スペイン語7名、タイ語1名、中国語1名)であり、予算額は800万円弱である。5小学校(三里塚小、橋賀台小、平成小、本城小、玉造小)と3中学校(遠山中、吾妻中、玉造中)に派遣されている。また、補助員は派遣された学校で文書の翻訳などをしているが、それら翻訳物が各学校に分散しているので、それらを市で集約して、インターネット上で市の職員にアクセス可能にしたデータベースをつくるのが構想されている。

さらに、県から日本人の加配教員を 10 小中学校に 10 名派遣している。

語学ボランティアの派遣も行っている。日本語指導補助員の対応していない言語に対しても対応できるようになった。平成 18 年度は、モンゴル語、フィリピン(タガログ)語、韓国語に対応している。

d. 市原市教育委員会の受入体制の状況

・市原市の概要

平成 18 年 10 月 1 日現在、市原市の総人口は 280,267 名である。外国人登録数は、平成 18 年末現在で 5,214 名である。国籍別に見ると、フィリピン人がずば抜けて多い。市内には平成 18 年 8 月現在 276 名の外国人児童生徒がおり、その中で 10 月現在 95 名の児童生徒が指導を受けている。人数の多い国籍は、フィリピン 108 名、ブラジル 48 名、韓国 31 名、中国 30 名、ペルー 24 名となっている。

・市の外国人受入・指導体制

外国人登録は市の市民生活部市民課で行う。

外国人の学齢期の子どもが就学しているかどうかの確認は、市原市は人口が多く、面積も広いので、市教委だけでは手が足りないため、外国人のリストをもとに、学校ごとでそれぞれの学区内について確認するという。

夏休みごろ、就学時健診前に、学校が学区内で、来年度入学する子どもがいるところに家庭訪問して児童や家庭の状況を聞き、健診があることを伝える。

平成 18 年度は市内の 4 校において日本語指導のための加配教員を増置している。また外国語を話せる 7 名の指導協力員に委託をし、各小中学校に派遣する指導体制をとっている。指導言語はフィリピン(タガログ)語、ポルトガル語、中国語、スペイン語などが多い。

今後の課題としては、学習言語としての日本語能力の問題、転入してきた生徒への対応、高校進学を希望する生徒への指導、日本語が不自由な保護者とのコミュニケーションなどがあげられる。

e. 八千代市教育委員会の受入体制の状況

・八千代市の概要

平成 17 年 9 月 30 日において、八千代市の全人口は 180,480 名であったが、外国人登録者数は 3,756 名であった。外国人の数は増加傾向にある。最近では米本団地のある米本地区でとくに増加している。外国人の国籍は、ブラジル人が多い。最近ではフィリピン人が増えている。

・市内の外国人の状況

八千代市の中で外国人は、とくに村上地区や米本地区に多く集まる傾向にあり、村上団地や工業団地などに多く居住している。

外国人は市内の弁当工場や建設関係の会社で働いていることが多いという。外国人の出入りは一般に激しく、頻繁に移動している。一時滞在なのか長期滞在なのか分からないことも多い。

村上地区など外国人の多く住む地域での受け入れには、住民の協力が大きな役割を果たしている。たとえば祭礼の際に、一面にブラジル人の出店を出すなどして、外国

人が溶け込みやすくなるよう積極的に働きかけている。また、外国人を多く雇用している企業が外国人受入について占めている役割も重要である。中には就学や生活のサポートに力を入れているところもあるが、そのあたりの対応は企業ごとにより異なっている。

・市の外国人受入・指導体制

外国人登録手続を担当する市役所戸籍住民課では、多言語に対応できる職員はいない。また、学齢期の児童生徒の有無の確認はしていない。就学を希望する人には市教委の学務課に案内をしているが、その後の就学の確認まではしていない。

就学時健診などの通知を個別に行ってはいない。また、就学時健診の際に特別な説明やしおり等の配布はしていない。

学校への編入の際には、児童生徒の学齢どおりの学年に入れるようにしている。

八千代市教委に所属している日本語指導員は10名ほどである。市教委は、学校からの要請に応じて日本語指導員を派遣する。指導員が派遣された学校に、通級のかたちで他の学区から児童生徒が出向いていくケースもあった。

イ. 市町村の状況（県内56市町村へのアンケート調査より）

a. 外国人登録担当課へのアンケート

Q1：申請書類作成の手引がありますか。＜①ある ②特に用意していない＞

①27 ②29

Q2：①と回答した場合、使用されている言語は何ですか。＜①日本語 ②多言語＞

①6 ②22 *①②とも回答1

＜内 訳＞

中国語 17 フィリピノ(タガログ)語 17 スペイン語 17 朝鮮語 13
タイ語 17 フランス語 11 ポルトガル語 17 英語 21

Q3：登録の際、通訳がいますか。＜①いる ②いない＞

①4 ②52

Q4：通訳をどのように手配していますか。

- ・国際交流室へ連絡し、対応する言語のボランティアがあれば、対応してもらう。
- ・職員、臨時職員、外国人相談窓口ボランティアで対応する。
- ・総合案内に通訳を依頼する。
- ・英語以外は国際交流協会に依頼している。

Q5：その通訳が対応できる言語を教えてください。

英語 3 中国語 2 フィリピノ(タガログ)語 2 スペイン語 1 ポルトガル語 1

Q6：登録の際、就学年齢の子どもがいるか否かを確認していますか。

＜①いる ②特にしていない＞

①30 ②26

Q7：就学年齢の子どもがいる場合、保護者に就学を勧めていますか。

＜①いる ②特にしていない＞

①24 ②32

Q8：就学年齢の子どもがいる場合、教育委員会の担当課とはどのような連携(連絡)をしていますか。

- ・教育委員会に、直接連絡を取るようになっている (25)
- ・教育委員会に行くように案内・話す・勧める。(11)
- ・就学希望・質問がある場合、教育委員会に案内している。(6)
- ・外国人登録データを一部提供する。(3)
- ・異動伝票により連絡する。(2)
- ・業務上、必要な場合は連絡を取るようになっている。(1)
- ・その場で編入学通知書を発行し、学校へ届けさせる。(1)
- ・就学年齢の子供がいる場合は、教育委員会に来ていただく。(1)

Q9：Q7の子どもが就学したかどうか確認していますか。

<①いる ②特にしていない>

①7 ②49

b. 教育委員会担当課へのアンケート

Q1：担当課には手続きの担当者がいますか。<①いる ②特にいない>

①52 ②4

Q2：手続きの際、通訳はいますか。<①いる ②特にいない>

①4 ②52

Q3：(Q2で①と回答の場合)通訳をどのように手配していますか。

- ・国際交流室や指導課所属の通訳や日本語指導員に連絡
- ・総合案内に依頼
- ・課員。三者同時通訳サービス。
- ・職員に通訳ができるものがある

<対応言語>

英語 4 中国語 2 フィリピン(タガログ)語 1 スペイン語 1 タイ語 1
ポルトガル語 1

Q4：就学・編入手続きの際、学校をどのように指定をしていますか。

<①住所に応じて規定どおり ②日本語学級等がある学校を勧める>

①55 ②1

Q5：就学・編入の際、教育に係わる自己負担の費用が発生することを説明していますか。<①いる ②特にしていない>

①18 ②38

<説明内容>

給食費 17 制服 体操着 14 教材費 14 学用品 14 保険掛金 9
校外学習・修学旅行積立 10 PTA会費 10

Q6：就学に関して、行政から経済的な支援ができることを説明していますか。

<①いる ②特にしていない>

①9 ②47

Q7：就学に関する外国人向けのしおりがありますか。＜①ある ②ない＞

①6 ②50

＜対応言語＞

英語 6 韓国語・朝鮮 6 中国語 6 スペイン語 6 ポルトガル語 5
ヴェトナム語 3 フィリピン(タガログ)語 3 タイ語 1

Q8：就学に関する外国人向けのビデオがありますか。＜①ある ②ない＞

①0 ②56

Q9：受入れ校での面接に関して、教育委員会担当者も同席しますか。

＜①する ②しない＞

①9 ②47

Q10：受入れ学年は、どのように決めますか。

＜①年齢相当の学年に決定 ②学校と保護者の意向により決定 ③その他＞

①35 ②14 ③7 (受入の経験なし)

Q11：就学時健康診断について、通知していますか。＜①いる ②いない＞

①39 ②17

＜通知言語＞ 日本語 35 外国語 4

Q12：外国人児童生徒のための適応教室・日本語指導教室等を設置していますか。

(小中学校に設置している教室は除く。放課後・休日等に学校外で行われるもの)

＜①いる ②ない＞

①5 ②52

Q13：就学適齢の子どもの不就学を把握していますか。＜①いる ②いない＞

①29 ②27

Q14：平成 19 年度外国人児童生徒の学習を支援する事業とその予算。

①実施市町村数 18 ②総事業数 26 ③総事業費 120,849 千円

③ 学校の外国人児童生徒の指導の実態と課題の把握

7. 推進校の聞き取り調査から

a. 市川市立新浜小学校

・新浜小学校における聞き取りの状況

平成 19 年 3 月 1 日木曜日、市川市立新浜小学校において、校長と日本語教室「さくら学級」の担当教諭に新浜小学校における、外国人児童受入の体制について伺った。

・新浜小学校の現状

全校生徒 878 人中両親のいずれか及び両方が外国籍の児童が 65 人。どのクラスにも 2 名程度児童がいる計算になる。出身国は、ペルー、フィリピン、ブラジル、タイ、コロンビア、インド、ヴェトナム、バングラディッシュ、韓国、中国、台湾と幅広い。保護者が、高学歴である事例は 3 分の 1 程度、その他は一般労働者であると思われる。傾向として、高学歴な保護者の場合は帰国を要望する場合が多い。新浜小学校の校区である、行徳地区は家賃も安く住みやすいという評価を外国人間で受けているとのこ

とである。日本語指導教室として「さくら学級」(2月時点で16人所属)と障害児指導教室として「かるがも学級」(日本語教育必要児童が1人所属)を有している。

- ・入学時の対応(校長による対応)

校長面接時、学力等を測るため算数のテスト問題を児童に解かせ、学年を引き下げるかどうかを判断するという方式をとっている。引き下げ時に、能力的に追いつけば原級に戻す旨話すが、これまで原級に戻った例はないということである。また、経済的な手続きに関しては、必要のある家庭は必ずしも多くはなく全体の1~2割くらいであり。校長によると入学前の面接時に「給食費その他などで1月に1万円必要」との旨を保護者に伝えている。今年に入って入国管理局の「強制捜査」が入り2件逮捕され、児童は児童相談所に保護されたということである。学校側としては、オーバーステイかどうかなどの判断は不可能であるという話である。

- ・「さくら学級」(と「かるがも学級」)での対応

日本語指導教室等での指導は、現在15名(本日帰国で16名に)に対して行なっている。時間に関しては、多い児童で1日1限から2限で週に5日から6日。少ない児童に関しては、週1限くらいであるが、その日によって変わる。また週1限で対応できるような児童は、クラスから抜けるのを嫌がり、抜けることが原級での適応などの面で問題を起こす可能性もあるとのことである。

「さくら学級」では漢字の発音を中心に教えている。児童は、漢字に幾通りもの読み方があることに困惑するため、漢字に関しては、漢字圏・非漢字圏で違いがあるが、漢字圏の子供にはひらがなが入らない状況もあり。同級生が「かえる」と書く際に「帰る」と書く状況が生まれているということである。また、漢字だけの教育(漢字ドリルなどのことか?)を行なうと児童が抵抗を覚えるが、文章の中で出てきた漢字を扱う形をとるとそれほど抵抗を覚えないようである。助詞の脱落なども多く、会話の中でも助詞に関する問題点は多々見られる。

また、「さくら学級」の担任は、必要性を感じたため現在、自費にてスペイン語の講習を受け始めているということである。

- ・ボランティアとの連携

学外の取り組みとしては、毎週土曜日10時から12時にボランティア10人程度で日本語教室を開催している。学校は、主催者の一人からの協力要請により施設のみ提供している。現在、20人近くが受講しており、「さくら学級」の生徒も受講しており、親子で受講の例もある。国際交流協会内で、南行徳中学校や公民館などで実施例もあるようであるが全数の把握は出来ていないのが現状である。こういった自習の場に来ている児童は、向学心に富んでいる場合が多く、また月に3回(第4土曜日)のイベントとして社交場的意味合いを持っている可能性について指摘する必要がある。

その他に、学校依頼のボランティアの場合は、「学年だより」などの文章を月1回来てもらいスペイン語、フィリピン(タガログ)語、タイ語、ポルトガル語の4ヶ国語に翻訳してもらっている。学年だよりの翻訳の必要性に関しては、両親共に外国人の場合などに限られるために、上記4ヶ国語以外の必要性は薄いのが現状のようである。

- ・現場からの要望

障害のある子や外国人を指導する特別支援教室を拡大できないかといったものや、前述の保健関連書類の多言語版雛形の作成の要望がでてい

b. 市川市立第七中学校

・第七中学校における聞き取りの状況

平成19年3月1日木曜日、市川市立第七中学校において、校長と日本語教室「レインボー学級」の担当教諭に市川第7中学校における外国人児童受入の体制、特に進学・進路について重点的に伺った。

・第七中学校の現状

同校は、ほとんどのクラスに複数の外国籍もしくは両親のいずれかが外国籍の生徒がいるため、皆大変なれており、母語が同じ生徒のみの集団が出来ないように、同じ母語の生徒が同一クラスに出来るだけ複数にならないように配慮している。特に外国人生徒を対象とした進路に関する統計はないということである。

現状では、優秀な生徒は県立高校の外国人枠を日本語で受験するということである。英語などでも受験は可能であるが、英語での受験の場合は中々受からないと、中学校教諭間で言われており、そのため日本語の作文指導を行っている。また、県立に行った生徒の中にはストレスで大変な状況になった生徒もいるようである。「レインボー教室」通級生徒については、進学を少しでも考えている生徒は9月には原級に戻している。

進学しない生徒は約半分で、内訳としては帰国、経済的理由、学業不適應の3点があげられる。また、各国別の特徴としては、担任の主観であるとの断りがあった上で、中国系は進学、ペルー・ブラジル系は就職の傾向があるとのことである。

また、フィリピン・タイ系の問題として、家庭状況の困難さが触れられた。母親の母国への強制送還とその後の児童相談所への保護やタイから呼び寄せられた際の日本における孤立、兄弟間で父親が違い扱いに格差があるというような問題である。また、そのためかタイ系の生徒は定住率が低いとのことである。

・入学からレインボー学級における取り組みまで

入級に際して、担任が保護者・生徒本人と面談し過年児として扱うかなどを決定する。その後、制服など安価に買えるものを探すのを手伝い、市教育委員会に通訳を依頼する。そして、状況を把握するため外国人登録票のコピーの提出をしてもらっている。経済的な面では、必要なコストについて必ず言及し、状況に関わらず市の就学援助制度を必ず紹介している。また、日本語教室入級の場合には別途教材購入を求める。

また、ボランティアによる地域公民館などでの日本語教室なども紹介している。

日本語初心者に対しては国語週4から3時間、社会3時間を日本語指導教室等での指導。ある程度身につけてきた段階で国語の時間だけ3から4時間取り出すようにしている。また、レインボー学級の卒業は1年を目処に個別の判断に任せている。

・現場からの要望

上記の諸問題を受けて、何点かの問題指摘がなされた。進学に関しては、現状では受け入れ先が非常に高いレベルが要求される県立高校の外国人入試か、県内において低位の高校しかなく中間レベルがない点。県立高校における外国人入試の合格基準が

不明確である点。ボランティアに関するガイドラインの不整備、例えば、正確な訳を行ってくれないために相互不信に陥る例や、学校外でのサポート、地域での活動によって地域での摩擦を引き起こしている問題などに関連したガイドラインを整備して欲しいとのことであった。また、不法滞在の保護者の場合の情報や、児童相談所に一時保護された生徒へのケアなどどの程度まで関わってよいかのガイドラインの整備も必要とされる旨の指摘がある。

c. 船橋市立葛飾小学校

・葛飾小学校における聞き取りの状況

平成 19 年 1 月 16 日火曜日、葛飾小学校において日本語教室の担当教諭に葛飾小学校における、外国人児童受入の体制について伺った。葛飾小学校における聞き取り調査は他に先行して行ったものであるため、学校側が把握している現状の報告についてのもものが主になっている。

・葛飾小学校の現状

現在、在校する外国人生徒は 15 人である。そのうち 7 人が日本語学級に通級している。同校は、転出入が多く年間 200 名程度の児童が転出入を行なう。そのため、継続性を持たせるために同校にて作成した JSL スケールを持たせて転校させることもある。

また同校は、昭和 58 年文部省より「帰国児童受け入れ推進校」に指定され。平成 15 年度から 24 年度まで「国際性豊かな児童の育成」を目的とした国際理解教育の研究に取り組んでおり、平成 18 年度から 19 年度にかけて文部科学省の「帰国・外国人児童生徒教育支援体制モデル事業」の指定や平成 15 年から 24 年までの市長期研究指定校となっている。そのため、外国人児童の問題も含めてかなり進んだ取り組みがいくつも見られる。

・日本語学級における現状

通級者 7 人の内訳は、1 年生が韓国(女)・中国(男)、2 年生が台湾(女)・フィリピン(男)、4 年生がフィリピン(女)・韓国(男)、6 年生がフィリピン(女)となっている。日本語学級は、直接指導によって行い、市登録の通訳ボランティア 25、6 人に補助してもらい場合によっては日本語指導員にも来てもらう。また、児童の会話に対する適応は早く、1 年程度でかなりの日常会話を話すことが出来るようになるが、学習については 4、5 年かかるとのことである。学習についても、国語や社会の理解を深めることはなかなか難しいとのことであった。

・葛飾小学校独自の取り組み

葛飾小学校の特色的な取り組みとして、「帰国児童保護者会」と「ワールドストーリーテリング」が挙げられる。前者は、同校の帰国子女に対する取り組みから始まり、昭和 53 年に設立された。そして現在も学内における各国文化の紹介の掲示物作成や料理の紹介などを始めとした文化交流など学校における児童の教育と連動し、幅広い取り組みを行い、保護者を巻き込んだ形での児童の教育を実践している。

後者は、外国人児童に母国の民話や小説を翻訳することから始め、学内放送においてその児童に朗読してもらいという取り組みである。非常に好評を博しており、当該児童にとっては母国文化アイデンティティの保持の面から、またそれ以外の児童にと

っては異文化理解の向上という面から評価できるものと思われる。

d. 成田市立本城小学校

・成田市立本城小学校における聞き取りの状況

平成 19 年 3 月 5 日月曜日、成田市立本城小学校を訪問し、ワールド学級での日本語指導を視察し、校長、教頭、ワールド学級担当教諭、成田市教委教育指導課担当指導主事から、お話を伺った。

・学校の状況

全校児童数は 259 名である。成田市における外国人児童教育の拠点校であり、市教委の補助員が派遣されている。

外国籍の児童は 4 名である。内訳は、中国 1、メキシコ 1、アメリカ 1、モンゴル 1 となっている。また、日本国籍だが両親の一方が外国籍の児童は、23 名である。内訳は、母フィリピン 7、母タイ 5、母韓国 4、母メキシコ 2、母ペルー 2、父韓国 3 となっている。すなわち、全校児童の 1 割強が、外国と関係があることになる。

・受入

新入学生に対しては、11 月に就学時健診を行う。健診の案内通知と結果通知は、スペイン語、ポルトガル語、中国語、英語の計 4 言語で用意されている。当日来られない場合には、教育指導課の保健担当者が個別に訪問するなどして調査する。

・指導体制

日本語指導教室として、ワールド学級が設置されている。そこで指導を受けている児童は 6 名で、そのうち外国籍の児童は 3 名、日本国籍の児童は 3 名である。内訳は、タイ 3 名、メキシコ 1 名、アメリカ 1 名、モンゴル 1 名となっている。

市教委から派遣されている補助員は 2 名である。スペイン語の補助員が週 3 日、タイ語の補助員が週 1 日来校している。授業時間は 1 回につき、4 時間である。指導員は、通知の翻訳や、保護者対応なども行っている。連絡物などの翻訳がファイルになって学校に蓄積されている。それらはスペイン語とタイ語の補助員による、大変な労力のたまものである。このような補助員による翻訳物が各学校に分散しているので、それらを市で集約して、インターネット上でアクセス可能にしたデータベースとすることが構想されている。

また、モンゴル人児童（去年 9 月に編入、6 年女子）のため、モンゴル語のボランティア（日本人と結婚している女性）が、2 月から 3 月の間計 15 回来る予定（今回の研究費対応）になっている。今までに 2 月に 7 回来たが、児童の心が落ち着くという効果がみられた。

・生徒・保護者

保護者と学校とは、よく連絡を取っている。必要な場合、保護者に来校してもらい、補助員の通訳を介して説明をする。個人面談の際にも、補助員に来てもらっている。保護・準保護の対象者は、ワールド学級に通っている児童の中にはいない。

e. 市原市立白金小学校

・市原市立白金小学校における聞き取り状況

平成 19 年 2 月 22 日木曜日、市原市立白金小学校を訪問し、ワールドルームでの日

本語指導担当教諭による指導を視察し、その後校長と担当教諭にお話を伺った。

・学校の状況

全校児童は412名である。そのうち保護者が外国籍である児童は101名で、全体の4分の1にもなる。とくにフィリピン系が多く、半数以上を占めている。外国人児童のうち長欠をしているのは12名で、生活が原因だという。また、昨今は入管が厳しく、児童が急に一時帰国したり、事情を説明するために呼ばれて学校を休んだりすることもあるという。

学区の外国人たちは、国際交流協会に意外と顔を出しており、そこに出席するといういろいろな情報や卒業生の進路などがわかるということで、本校の校長は出席するようにしている。しかし、そこに来る学校関係者は限られているという。

・受入

学区内における学齢期児童の就学の確認は、リストをもとに学校が行っている。市原市は人口が多く、面積も広いので、市教委では手に負えないため、各校ごとにやっているとのことである。学区内に居住しているが就学していない児童は、本校の学区にはいないと思う、とのことである。

新入学の場合、夏休みごろ、就学時健診前の段階で家庭訪問して児童や家庭の状況を聞き、健診があることを伝える。健診自体は11月である。その際、指導協力者に通訳としてきてもらい、フィリピノ(タガログ)語、スペイン語、ポルトガル語で外国人保護者向けの説明をした。

編入学の際の学年は、過年にすると問題が生じるため、極力学齢どおりの学年にするようにしている。

編入学の際に面接をして本人や家庭の状況を聞き取るが、その際に通訳は用意されていない。しかし、外国人の社会には同国人内での世話役的な存在がいるらしく、面接や諸々の手続の際に付き添いをしたりしているそうである。

・指導体制

日本語指導はワールドルームという教室で行っている。ワールドルームに通級しているのは23名で、児童の言語はスペイン語、フィリピノ(タガログ)語、ポルトガル語、タイ語となっている。時間は日本語の習熟度に応じて変わるが、大体週に2時間から4時間程度である。

日本語指導を担当しているのは、日本語指導の加配教員である。担当になってから今年で2年目であるが、来年度は異動になる。レベルわけをした手づくりの教材(漢字書き取り、計算ドリルなどのプリント)を主に使用しているが、市販の教材も使用している。指導上の問題として、計算方法の違いがある。フィリピンやブラジルと日本とでは、方法が異なるとのことである。

母語維持については、学校では時間が取れておらず、家庭に任せているのが現状である。

その他の指導者は、学習指導の補助として、市から指導協力員を派遣してもらっている。火曜日にフィリピノ(タガログ)語の、水曜日にスペイン語の、木曜日にポルトガル語の指導協力員が来ている。

そのほかに、4名の無報酬のボランティアにも指導してもらっている（市教委が保険をかけている）。ボランティアの人は、校長が自分で市のボランティア名簿を見て決めたという。月曜日から金曜日まで日替わりで来ている。

日本語指導がどこまで有意義なのかは、検討待ちの段階である。しかし日本語ができるようになるにつれ、児童は明るくなる傾向が見られるという。

- ・生徒・保護者

保護者との連絡には苦労している。外国人児童の保護者会をやったが、去年は2人しか来なかった。しかし、家庭の状況が安定してくれば、学校の集まりにも顔を出すようになるという。

家庭への配布物にはふりがなを振っている。文書は、前は指導協力員に訳してもらっていたが、負担の大きさがネックになっている。また、通知表の所見欄は翻訳している。

外国人児童の放課後の様子、とくに家庭での様子は学校では把握しづらい。生活習慣の違いによる問題もある。たとえば遅刻が多かったり、兄弟の面倒を見るために欠席したりする。また、家庭によっては両親の言語が違うこともあり、場合によっては家庭内の言語が3ヶ国語になっていることもある。母語についても、話せても書けないケースがあったりするので、対策が必要かもしれないが、家庭にまかせているのが現状である。

市内にはボランティアによる日本語教室（中学生レベル）が2箇所ある（スペイン語のボランティア）。放課後を利用して、中学生も含めた日本語指導ができれば、ほかの授業を犠牲にせずすむが、安全面などを考慮すると実現は難しそうである。

外国人児童は、ほかの児童とも仲良くやっている。本校は外国と関係のある児童が多いことが有利に働いているようだ。また、学区内の中学（若葉中学校）に通っている卒業生に、本校の6年生が中学校生活について尋ねるといような交流も行っている。

- f. 市原市立若葉中学校

- ・市原市立若葉中学校における聞き取り状況

平成19年2月22日木曜日、市原市立若葉中学校を訪問し、日本語指導（指導協力者によるフィリピン（タガログ）語の指導）の様子を視察し、その後、校長、教頭、日本語指導担当教諭（教務主任）にお話を伺った。

- ・学校の状況

全校生徒は平成18年11月17日現在で441名である。学区内には外国人の多く住む白金地区がある。外国籍の生徒は27～28名で、どちらかの親が外国人である生徒は50名であり、外国と係わりのある生徒は全体の1割強程度である。学区内の小学校から進学してくる生徒は、日本語がそれなりにできるものが多いが、中学の途中で編入してくる生徒は日本語ができないことが多い。

上記の50名のうち、約35名の家庭は片親であり、そのような家庭は経済的に苦しいところが多い。また、約45名がなんらかの生徒指導上の問題を抱えており、長期欠席をしている生徒もいる。

- ・外国人生徒の受入

編入の際には、基本的に生徒の学齢どおりの学年にしている。現在、例外的に本来より1学年下の学年に編入した生徒が一人いるが、その生徒の親戚が1つ下の学年におり、一緒にいたいと希望したからだという。過去には2年過年児の生徒がいた。その生徒はサッカー推薦で高校進学を希望していたが、過年していると高校進学後に試合の出場可能年齢を超えてしまうため、中学卒業程度認定試験を受けさせ、高校に編入させた。このように、過年をさせてしまうと複雑な問題が発生しかねないので、極力学齢どおりにする方針をとっている。

- ・指導体制

日本語指導を受けているのは10名から12名ほどである。言語の内訳はフィリピン(タガログ)語6名、タイ語1名、スペイン語2名、モンゴル語1名となっている。日本語指導を受けている生徒は、生徒指導上の問題が少ないほうだという。

教務主任が日本語指導担当も兼務しているが、教務主任や教員としての仕事もあるために、専念できない状態である。現在、本校には不登校・いじめ・少人数について、各1名ずつ加配教員が配置されている。このうちいじめ担当の加配教員はノルマがないため、副担任に相当する仕事など柔軟に対応でき、学校としては助かっているとのことである。現状としては、外国人生徒を含めた生徒指導の問題のほうがより重大な課題であり、そのため日本語指導・生徒指導を問わず、フレキシブルに対応できるポジションの人材が求められている。

現在、市教委から派遣されている指導者として、フィリピン(タガログ)語の指導協力員が木曜日に2時間、スペイン語の指導協力員が金曜日に2時間指導している。指導協力員のスケジュールにあわせて、別室で直接指導をしている。視察した際にはフィリピン(タガログ)語の指導協力員の指導が行われていたが、タイ語の生徒も一緒に指導を受けていた。指導協力員の授業は、今年度は年間25回だが、来年度は23回に減る見込みである。

本校では、日本語が全くできない生徒に学校で週1回ほどの日本語指導をしたところではどうしようもなく、学校外に語学指導のプレ・スクールのようなものを設置して、日本語指導をしてから学校に編入させる仕組みが必要だ、という主張を持っている。中学校レベルの授業になると、まず日本語を理解できるようにならないと始まらないからである。また、現状のように授業中に別室で直接指導すると、その分ほかの科目が犠牲になってしまう。学校の中でできる指導には限界があるというのが現場の認識である。校外の日本語教室なども利用も可能性としてはあるが、そういった教室の実態はよく把握できていないという。

- ・生徒・保護者

上記のとおり本校では、外国人であるかどうかを問わず、生徒指導上の問題が第一の課題となっている。しかし今後本校では外国人生徒が増えると予想されており、日本語指導をはじめとした外国人生徒受入体制の構築が必要となる。その際につくられるべき体制は、すでに生徒指導などで手一杯になっている学級担任などにこれ以上の負担がかからないような配慮が必要とのことである。

外国人生徒が荒れてしまう際の原因のひとつに、学力や経済的な事情などの理由で進学ができない、というように自分の将来の先がみえてしまうことがある。将来に希望が見出せないことは大変な苦痛である。実際問題として、日本語能力や経済の問題を抱えた生徒にとって、高校進学は大変困難である。現在の3年生に一人進学が決定している生徒がいるが、その生徒は家庭も本人も落ち着いており、恵まれたケースであるといえる。高校側の受入体制が全く整っていないのが現状である。

保護者の生活習慣の違いや社会通念の違いなどから、不登校や校納金未納が起こることもある。生活習慣の違いは生徒にとっても問題となりうる。たとえば早寝・早起き・朝ごはんを推奨することも、親が深夜まで働いている家庭の生徒にとっては、疎外感を生じさせる要因となりかねないのである。

荒れてしまった外国人生徒は、長期欠席している生徒の家などに集まる傾向があるというが、そういった学校外の動向も十分に把握できていない。保護者との連絡や意思疎通も難しい。とくに情報を保護者に伝えるのは、教員や指導員に余裕がないこともあり、ボランティアの日本語教室などの情報も、保護者には十分伝わっていないようである。保護者が来校した際に指導員がたまたまいた場合は通訳を頼めるが、指導員はめったにいないので、これも難しい。学校が呼べばすぐに人が来てくれるような制度が必要とされている。外国人保護者や、地域における外国人の状況を把握することも、今後の課題のひとつである。

生徒指導や保護者への対応にボランティアなどを活用することも手段のひとつとして考えられるが、その際には生徒のプライバシーの問題がネックとなる。正規の公務員なら守秘義務があるが、それ以外の立場の者が生徒の家庭の問題に触れるのは、問題があるからである。また、過去に1対1で指導にあたっていたボランティアと生徒との間にトラブルが起こったことがあるので、複数の人間が指導にあたるようにしたいとのことである。

g. 八千代市立村上東中学校

- ・八千代市立村上東中学校における聞き取り状況

平成19年3月1日木曜日、八千代市立村上東中学校を訪問し、校長と教頭からお話を伺った。

- ・学校の状況

学区は村上団地の2・3街区である。全校生徒は355名である。そのうち、外国籍の生徒は13名である。そのほかに、親族のうちに外国人がいる生徒も相当数に及ぶ。日本語指導が必要な5名の生徒に、日本語指導教室等での指導を行っている。5名の生徒の内訳は、1年が2名、2年が1名（愛知へ転出した）、3年が2名で、国籍はペルー人1名、ブラジル人3名である。このうち、1年の女子生徒1名はほとんど登校しておらず、家庭訪問をしても会うことができない状態である。

- ・外国人生徒の受入

外国人を雇用している企業によっては、学校への編入の際に通訳のために同行したり、生活の世話や学校への対応を援助したりするところもある。もっとも外国人への対応は企業によって異なり、その種のサポートをきちんと行わない企業もある。学校

側は、外国人を労働力として導入している企業の側の意識の向上と協力が必要と考えている。

学年は、生徒の学齢どおりのところに入れていく。以前にひとつ下の学年に入るとを希望する生徒がいたが、その際にも話し合いの結果、学齢どおりの学年に編入することにした。

また、入学の際には、指導員が翻訳したポルトガル語とスペイン語の詳細な「入学のしおり」が使われる。

・指導体制

校内での指導体制の構築はまだ途中である。現在は教頭が外国人指導の窓口を担当している。日本語指導は、「ふれあいルーム」などで行う。火曜・金曜の5・6時間目に日本語指導を行い、水曜・木曜の3時間目にポルトガル語での、また水曜の3時間目にスペイン語での指導を行っている。現在指導にあたっているのは、以前から市教委から派遣されているポルトガル語とスペイン語の指導員2名と、主任児童委員、そして公民館のボランティア講師の計4名である。このうち、市教委の指導員以外の人は、本研究の指定があるまでは無報酬で指導にあたっていた。教材等も自己負担だったという。学校からの連絡プリントや家庭訪問、「入学のしおり」などの翻訳も、ボランティアでやってもらっている。その労力は大変なものであり、学校は非常に感謝している。

今年度のはじめは、月曜午前に近所の公民館で行われている、社会人向けのボランティアの日本語教室と協力して、授業時間中に生徒を送り出して受講させていた。しかし、生徒が多くなったために断られてしまった。そこで、ボランティアで講師をしていた、大学で日本語指導をしている専門家が、学校に出向いて指導してくれるようになった。また、2学期には、水曜日に1時間校長が外国人児童に教科書の読み方、学習相談、漢字指導などをしていった。

小学校入学前に来日し、日本語を話せるが、授業の内容が理解できず学力が定着していない、いわゆる「お客さん」状態の生徒が何名かいる。学校は今後このような生徒への対応も検討している。

・外国人生徒・保護者の様子

3年の生徒2名のうち、男子生徒が特色化で定時制高校に合格した。この生徒は進学を希望していたが、保護者は就職を希望しており、学校とも相談した結果、定時制高校を選択した。女子生徒も日本で進学することを希望していたが、家族の体調などの事情でペルーに帰国することになった。進学の際にとくに問題となるのは、日本語指導が必要な外国人の受入をしている高校が少ないことである。

また、学区内の外国人は出入りが激しいため、突然連絡が取れなくなったり、長欠をしたりする生徒がでてくる問題がある。

外国人生徒にとってとくに大きな問題となるのは、人間関係である。学校に溶け込むには、ほかの生徒と友達関係を築くことが最もよい方法だが、実際にはかなり難しい。外国人生徒は疎外感にさいなまれることが多い。プライドを保つために日本語の本を読むことを拒んだり、友人関係を作れなくなったりするケースがある。外国人生

徒が抱えている疎外感を踏まえて接していく必要性を、学校は感じている。同じような経験をした卒業生に話をしてもらったり、3年生が1年生に話をしたりして、助ける例がある。さらには日本語指導員も生活面のケアをしている。こうした配慮が外国人生徒には必要となる。

また、本校で日本語指導をうけている生徒の家庭には、就学援助や生活保護を受けているところはない。

保護者に対する指導も課題となっている。家庭とうまく連絡が取れないことがあるためである。また、保護者の状態を把握することも必要になってくる。現在は個別に対応しているが、今後は保護者会などの連絡体制も必要になってくる。

h. 八千代市立村上小学校

- ・ 八千代市立村上小学校の聞き取りの状況

平成19年3月1日木曜日、八千代市立村上小学校を訪問し、日本語指導担当教諭と八千代市教委担当指導主事から、お話を伺った。

- ・ 学校の状況

学区は村上団地の1街区である。全校児童は1,013名ほどで、そのうち外国人児童は23名である。国籍は、ブラジルが11名、ペルーが7名、フィリピンが5名である。村上団地では最近フィリピン人が増加傾向にある。校内に設置されている日本語指導教室に通っているのは、そのうちの約半数ほどである。日本語指導の必要がない外国人児童は5名程度で、その他は指導教室を出たり入ったりしている。日本語の能力が高い児童には、来客などの際に通訳をしてもらうこともある。また、外国人の中に公的扶助の対象者はいない。

学区内の全児童が就学しているかどうかはわからない。学校では把握できない。とくに定住なのか、それとも一時的に滞在しているだけなのか判断するのは困難だという。

- ・ 外国人児童の受入

新入学の際に、市教委からの指導員らが作成した、学校生活について詳細に記してある外国語の「入学のしおり」を配布している。また、学年は学齢どおりのところに入れている。

今までのところ、本校に新入生として入学してくる児童の中には、日本語が全くできない児童はいない。

- ・ 指導体制

本校には日本語指導の加配教員が1名いる。その教員は、以前は中学校で数学を担当していた。日本語指導に従事するようになって4年目である。小学校に勤務するのは来年までで、その後は中学へ戻ることになっている。研修は教員が自分で探し、自前で行っている。たとえば民間の無料の研修などを利用している。

市教委からの指導員は、スペイン語、ポルトガル語の2名のほかに、日本語指導の人と、中華学校で日本語指導をしていた人の計4名である。とくにポルトガル語の指導員は、教科指導などについて深いところまで理解したうえで指導をしており、試験の形式の指導や児童の母語維持などに貢献している。本校は、市教委からの指導員を当

研究会の研究費を使って1月から新規に派遣を申請した。それまでは市教委に要望を出していなかったために、市教委からの指導員はいなかった。

日本語指導教室における授業の時間割は、児童の担任が出した予定を参考に、日本語指導教員が決定している。授業についていくためにも、日本語を身につけることがまず必要とされる。主に在籍学級で国語や社会の授業をしている時間に日本語指導教室で直接指導をしている。

授業時間は週14時間程度である。初期段階では児童と1対1で指導にあたり、2週間くらいは毎日指導する。少ない児童になると週2時間程度になる。

児童に日本語指導が必要かどうかは、担当教諭が判断する。在籍学級に戻す際には、付き添いで指導をしたりして徐々に慣らしていくようにしている。

・外国人児童・保護者

日本語指導について保護者に説明するための成績表をつくっている。3段階のシンプルな評価と訳をつかって、わかりやすいものになっている。

保護者の理解を得ることは非常に重要である。とくに学校での集金の必要性や、生活面の理解が大切である。子どもの日本語能力が高くなると、保護者の理解が得やすくなり、適応指導が早くなる。在籍学級での面談は、児童や親戚の人、またはボランティアを介して行い、担当教諭も参加する。

本校の児童には外国人児童に対する拒絶反応などは見られない。外国人生徒のことを素直に受け入れられているという。外国人児童の友達づくりは、母語を共有する者同士からはじまり、そこからほかの児童へも友人関係を拡大していく、というスタイルである。もっともこの方法は、外国人児童が多い学校だからこそ可能ともいえる。

日本語指導を受けている児童が在籍学級に入る際には、慣れるまで段階を踏んでいく。日本語指導教室に通っている間でも、給食や掃除の際は在籍学級に戻すようにしている。

Ⅳ. 外国人児童生徒・保護者の聞き取り調査から

a. 聞き取り調査の目的

日本語学習者である児童生徒の日本語およびその他の教科学習に対する意識や問題点、ニーズを直接ヒアリングするためにグループでの聞き取り調査を行なった。また、日本語の会話が十分でないなどの理由から外国人保護者と教師との連絡が不十分であるケースが見受けられる。そこで、保護者が子どもの教育や日本での生活についてどのような意識を抱いているのかを探るため、時に通訳を介して補足説明しながら、個別の聞き取り調査を行なった。

いずれもまだパイロット調査の段階であり、時間的・人数的制約から推進校でのインタビューを行なった中学生6名、小学生の保護者5名に関する聞き取り調査結果を以下に報告する。

b. 生徒の聞き取り調査

異文化である日本で暮らす児童生徒たちは、日本の学校での勉強、生活、さらに将来の夢についてどのような意識を持っているのだろうか。今回グループ聞き取り調査を行なったのは、千葉県市川市立第七中学校の日本語学習支援教室「レインボークラ

ス」に通級する6名の中学生（中国：男子1名・女子2名、フィリピン：男子3名）である。場所は同校内の教室で机を囲んで対面、訪問者5名のうち主に1名が質問し、生徒はそれに次々と答えながら随時「レインボークラス」担当教諭および英語補助教員（男性オーストラリア人）が補足、というスタイルで進められた。生徒の来日時期は、2005年12月～2006年12月で、今回の意識調査を行なった2007年3月1日時点における滞在期間は通算1年3ヶ月から3ヶ月とばらつきがある。

・得意科目

まず、日本語以外の教科学習をどう感じているのか、得意科目と苦手科目についてそれぞれ質問した。好きな教科として上げられた複数回答の計は、「英語」（4名）、「数学」（3名）、「美術」（2名）、「漢字」（2名）、「日本語」（1名：レインボークラスの日本語が好き）、「理科」（1名）という結果となった。

来日して日の浅い生徒にとって、日本語能力にあまり影響されない英語や数学が得意科目となる傾向が窺える。特にフィリピンの生徒3名中2名が英語を得意科目にあげているのは、母国での学習経験が有利に働いているからであろう。また、美術も同様に日本語能力とは無関係の教科である。

漢字については、意外なことに「漢字が好き」と答えた2名はいずれも非漢字圏であるフィリピンの生徒たちであった。今回の調査対象生徒は、漢字圏3名（中国）と非漢字圏3名（フィリピン）の同数であったが、たとえ非漢字圏の生徒であっても、漢字学習を楽しめるものとして興味が喚起されることを示唆している。

「レインボークラス」における漢字学習の特徴的な指導として、漢字を書くときは必ず筆ペンで筆写させ、「漢字＝アート」として提示することを担任は心がけているという。絵が好きで漫画家になりたいという夢を持っているフィリピン男子生徒が、漢字を好きだというのは絵画的に認知する手がかりを得たからではないだろうか。漢字指導についてはさらに研究が必要である。

・不得意科目

では、苦手科目にはどのようなものがあるだろうか。顕著な傾向として、6名のうち5名が理科を苦手と答えている。理由として理科の教科書で使用されている難易度の高い日本語語彙が学習を困難にしていることが担任より指摘された。たとえば、「化学」で使用される語彙（化合する、フラスコ、など専門的な語彙が多い）、また「生物」において‘変態’の意味を調べても‘動植物が形態を変える’が探せず他の性的意味が筆頭に出てきてしまい混乱する、などである。

体育は中国人女子生徒2名とも不得意と答えた。数学が嫌いと言ったのはフィリピン男子生徒1名で来日してまだ3ヶ月だったが、母国においてもともと数学は苦手とのことであった。母語での理解が不十分のままで、来日してさらに日本語力不足の負荷が加わり、より不得意科目となってしまう悪循環が容易に予想できる。

・漢字学習

次に、漢字学習について感想を聞いた。漢字圏である中国女子学生2名にとって、漢字の意味理解は大丈夫だが、漢字の読み方が難しいという答えであった。一方、非漢字圏であるフィリピン男子学生2名は「読みも書きも両方難しい」、「読みも書きも

大丈夫」とそれぞれ正反対の反応だった。

・家庭での言語環境

生徒の家庭における言語環境に関する質問をしたところ、どの生徒も家庭において2～3種類の多言語使用状況であることが示された。その内容は次の通りである。

生徒番号 (国籍)	来日時期	家庭での使用言語
① (中国・女子)	2006. 4	親と英語・中国語・日本語 (兄弟なし)
② (中国・女子)	2005. 8	親と中国語・韓国語 (兄弟なし)
③ (フィリピン・男子)	2005. 12	親と日本語・フィリピノ(タガログ)語、姉とフィリピノ(タガログ)語
④ (中国・男子)	2006. 7	親と中国語・日本語
⑤ (フィリピン・男子)	2006. 12	親と日本語・英語・ビサウ語(セブ島)、兄とビサウ語、弟と日本語・英語、兄と弟はビサウ語
⑥ (フィリピン・男子)	2006. 4	親とフィリピノ(タガログ)語・英語・日本語

以上のように、親との使用言語、兄弟間ないし兄弟によっても使用言語をコードスイッチするという極めて複雑な多言語並存が、生徒たちの日常的な言語空間であることが明らかである。

・学校の部活動

学校の部活動について質問したところ、野球部に所属している1人の生徒以外は、みな加入していないということだった。理由を尋ねると、部活動は「楽しくない、ENJOYできない」という答えが次々に出された。朝早く夕方遅くまで練習がある、練習が厳しいという理由から、これまでに運動系の部活動と一緒に参加したことがあったが、短期間で中途退部しているとのことだった。

・土・日の過ごし方

では、土・日の週末はどのように過ごしているのだろうか。中国女子生徒2人は、それぞれ母親と買い物、公園などで遊ぶ。男子学生たちは中国・フィリピンのいずれも一緒に連れ立って、ゲームやインターネットが非常に安価な料金で楽しめる中国人経営の店で遊ぶということであった。学校の周辺地域はもともと外国人住民が集中しているエリア(地下鉄東西線行徳駅周辺)で、中学生でも手軽に遊べる中国人経営の娯楽施設があるようだ。

・日本の学校について

日本の学校についての感想を求めたところ、概ね全員満足している。

・いじめについて

いじめについて質問したところ、1名フィリピン男子生徒が現在被害を受けていることがわかった。クラスメートの1人から「無視されている」という内容のいじめだが、たまたまインタビューで踏み込んだ質問をして判明することになり担任も驚いていた。担任が直ちに対応し、改善が図られた。

・来日前の日本語学習について

来日前、または来日後学校に入学する間の日本語学習の有無を聞いたところ、来日前に2ヶ月塾に(中国で)通ったという中国女子生徒1名以外は、みな日本語の事前学習は行なわれていなかった。そのため「来日前に日本語が学べたらもっとよかった」ということを全員感じている。

・将来の夢

将来何になりたいか、将来の夢を聞いたところ多彩な未来像を心に抱いていることがわかった。下記を参照。

生徒番号 (国籍)	来日時期	将来の夢
① (女子・中国)	2006. 4	医者 (日本で)
② (女子・中国)	2005. 8	デザイナー
③ (男子・フィリピン)	2005. 12	マンガ家
④ (男子・中国)	2006. 7	わからない
⑤ (男子・フィリピン)	2006. 12	看護師 (日本かアメリカで) →理由: 叔母 2人がアメリカで nurse をやっている。
⑥ (男子・フィリピン)	2006. 4	英語の先生 →理由: ALT (英語補助教員) の JOE 先生のようにになりたい。

興味深いのは、⑤のフィリピン男子学生が来日してまだ3ヶ月の段階であっても、アメリカで看護職に就いている叔母たちを手本にして、明確な将来像を職業と共に描いている点である。現段階では来日間もないこともあって他の5人の生徒に比べて日本語が不十分であるが、将来の希望につながるビジョンを具体的に持っていることは印象的であった。

c. 生徒の聞き取り調査結果から示唆されること (上記の調査項目番号と対応)

i 得意科目への教育的配慮

日本語がわからない段階でも生徒が得意科目として自己の才能を発揮できる教育的配慮や指導が成されれば、生徒は不安感を解消し学習意欲もより向上すると思われる。

今回の結果では得意科目に「英語」と「数学」が示された。クラスに早く溶け込み、本人の自信を増すためにも、各生徒の得意科目に注目し教室内でそれを披露できるような適切な場面設定が望まれる。生徒本人だけでなく、クラス全体への学習刺激として相乗効果も期待できるだろう。

ii 不得意科目への早期手当て

聞き取り調査で判明した「理科が不得意」な傾向の理由として、教科書で使用されている語彙の難しさが指摘された。そこで、理科(化学、生物、物理)教科書で使用されている基本語彙および文型を抽出し、教科学習を行なうことが必要である。さらに、学習スピードをあげて効率的で的確な理解を深めるためには、各国語訳付きの語彙リスト作成があるとよい。

また、母語でも不得意であった教科に関しては、根本的な理解力不足(例: 数に対

する抽象概念の把握が不十分)をどのように指導していくか分析が必要である。

場合によっては、日本語力の不足から生じる学習遅滞なのか知的障害による学習困難であるのか、といった見極めを的確に行う必要がある。教師および通訳ボランティアが複数接して連携すれば、子どもの能力に対する正確な把握が言語だけに限らず総合的に成される。そこで早期に問題を発見することで、より適切で迅速な教育的指導が可能になると思われる。

iii 漢字教育の工夫

非漢字圏の生徒でも漢字学習が楽しいという感想が聞かれた。これは、漢字指導のいかんによって、生徒の学習意欲・興味を引き出し、学習の継続、学習効果の向上をはかることが可能であることを示すものである。

iv 家庭内の多言語状況への対応

今回の聞き取り調査の対象となった中国・フィリピンの生徒の家庭において、2～3種類の言語(言語の種類を列記すると、日本語、英語、中国語、フィリピン(タガログ)語、ビサウ語)が並存する複雑な言語使用環境であることがわかった。主に家庭での言語を第1言語とするか、日本語以外の言語をどのように保持するか等、十分配慮された上で生徒の言語環境を整備していく必要がある。特に親や親戚が日本語をあまり話せない場合、その子どもは肉親の母語の例えばフィリピン(タガログ)語も保持または習得し、と同時に日本の学校・社会に適応していくためには高レベルの日本語も習得していかなければならない。

つまり、子どもたちはバイリンガルになることが環境的に求められている。問題は、家庭内の多言語状況が、日本語の習得、抽象的思考力の育成、アイデンティティ確立などに対してマイナスの影響を与えるかもしれないということである。そしてさらにマイナスがあるとしたら、その家庭内の多言語状況の弊害をどこまで学校側が無事に防ぎ食い止められることができるかである。

v 参加しやすい部活動作りの必要性

ほぼ全員が部活動に参加していないという今回の結果から、外国人生徒が参加したい、また楽しいと感じる内容で、時間的に無理のない部活動の拡充が望まれる。日本の学校の特に運動系の部活動に多く見られる「朝練」(早朝練習)や放課後遅くまでの集中練習は、日本語学習や一般教科の勉強、宿題作成に費やす時間を犠牲にすることになり、外国人生徒にとっては多大な負担となるからである。部活動に対する見直しを行なって、もっと参加しやすい活動スタイルへの改善を望みたい。これは外国人生徒に限らず日本人生徒にとってもより魅力的な部活動として参加しやすくなるのではないか。部活動への積極的な参加がなされていけば、外国人生徒にとって、スポーツや文化的な楽しみだけでなく、日本語習得の向上、学校生活の充実、日本人生徒との交流促進といった波及効果が期待できるのではないだろうか。

vi 週末・放課後に利用できる公的サービスの充実

週末をどう過ごすかについて、外国人生徒は公園やゲーム・インターネット利用の店で遊ぶという答えが今回の調査で主だった。日本人生徒との大きな違いとして、外国人生徒が放課後や週末に塾や習い事に通うというケースは少ないと思われる。その

ため、外国人生徒が公園や長時間過ごせる安価な娯楽施設で過ごすというのは無理からぬことであろう。聞き取り調査の中で、生徒（中国）から日本ではお金をかけずに遊べる場所が少ないという指摘を受けた。

室内型の娯楽施設で過ごすことが必ずしも不良行為の温床になるとは限らないが、中高生がお金をかけずに健全で楽しく有意義な時間を過ごせる公的施設やサービスの充実が望まれる。

vii 日本の学校に対する評価の背景

今回の聞き取りではみな日本の学校に満足している結果が得られた。しかし、その背景にはたとえば中国の学校では朝6時から夜8時まで延々と14時間も拘束される、といった母国の厳しい教育事情があり、その比較において相対的に評価が高くなったとも考えられる。また中国の瀋陽では1クラス50人、西安では60人、上海で30人というように大規模クラスが多い中国の教育システムと比べると、日本の小クラス制は好ましいようである。

一方、中国の学校では英語教員に外人講師が多く配置されているとのことで、母国での英語教育と比べて日本での英語の指導体制やカリキュラムの遅れを感じることもあるだろうと推測された。

いずれにしても、よりきめ細かな外国人生徒へのヒアリングやニーズ調査を継続することで、些細な問題を拾い上げ、問題解決への手当てが早期に講じられると思われる。

viii いじめについて

いじめ問題が今回の聞き取り調査で1件浮上したのは、偶然のインタビューがきっかけになったわけである。前記viiに記したように、きめ細かく定期的に生徒からは言い出しにくい悩みや問題について、教師の方から積極的に聞き取りを継続していく必要があるだろう。

ix 来日前の日本語学習について

全員が来日前もしくは日本の学校入学前に、日本語を学んでおけばよかったという感想であった。保護者の自覚や対応次第ではあるが、来日前にそれぞれの母国において日本語学習の必要性を訴え、教材や教育機関の紹介を行なっていくことができれば望ましいであろう。

x 将来の夢実現へのビジョン作り

一般的な日本人生徒に比べて、より具体的に将来の夢を外国人生徒が抱いていることに注目したい。将来の希望として既にどのような職業を考えているのか、ではどうしたら彼らの夢を実現していけるのか。未来を限定するのではなく、今ある生徒の夢の実現をより可能にするため中・長期の指導が行なわれていけば、生徒の学習目標がより高いレベルに設定され学習意欲も大きく向上するのではないだろうか。

以上、児童生徒に対する聞き取り調査の結果とそこから示唆される問題点および改善案を指摘した。次に、保護者への聞き取り調査を報告する。

d. 保護者の聞き取り調査

保護者のどちらかが日本人の場合、学校からの連絡や教師とのコミュニケーション

にあまり問題は生じない。しかし、外国人保護者だけの場合、十分な連絡が取れず学校や教育について保護者がどのように考えているのか担任が把握できない事態が往々にして起こる。保護者会への出席が得られず、それは通知を見ていないためか、または他の理由で欠席となったのか等不明のままである。

そこで、千葉縣市原市立白金小学校の日本語指導クラス「ワールドルーム」通級外国人児童保護者会（2007年3月8日）終了後、通訳ボランティア3名（スペイン語、ポルトガル語、フィリピン（タガログ）語・ワライ語）を介しながら、出席した保護者6名全員に対して1人ずつ聞き取り調査を行った。

内容は、子ども・日本の学校・教育に関する意識調査である。場所は保護者会を開催した教室。

保護者の国籍および属性は以下の通り。（ただし下記③モンゴルの母親に対してのみ翌日電話調査を実施したが、日本語会話力があつたため特に問題はなかつた。）

保護者	年齢 (才)	仕事・配偶 者の有無	滞日 期間	国籍	母語	保護者の日本語力 (自己申告による)
①母親	45	工場(弁当) 有	10年	コロンビア	スペイン語	会話△、読み×、書き×
②母親	42	専業主婦 有	12年	ブラジル	ポルトガル語	会話△、読み×、書き×
③母親	30	専業主婦 有	5年	モンゴル	モンゴル語	会話○、読み書き△(中 3程度。読み書き出来ても意味が不明な場合もある。)
④祖母	68	専業主婦 無	8年	フィリピン	ワライ語*	会話×、読み×、書き×
⑤母親	34	接客業 無	通算 16年	フィリピン	フィリピン (タガログ) 語	会話○、読み×、書き×

(*ワライ語=レイテ島などの言語。フィリピン(タガログ)語とは全く異なる。)

以下に、質問項目ごとの回答をまとめながら、国別の特徴と思われる点についても付記する。

・今後の展望

保護者6人全員が「ずっと日本で暮らしたい」と答えた。ただし、保護者④祖母(68才)の本音はフィリピンに帰国したいが、子どもの母親である自分の娘は仕事をしているため自分以外に孫たちを世話する者がいない。孫のために在在を希望するということであった。

その他は、全員積極的な日本での永住を希望。

・来日理由

就労目的が3名、家族が先に来日していたからという理由が2名。特に就労目的の

3名のうち2名（フィリピン、モンゴル）は単身の来日で飲食関係の接客業が主。

・来日前の日本語学習準備

全員来日前に日本語の勉強といった準備はできなかったと答えている。理由として、1年程度の短期滞在だと思っていた、準備する経済的・時間的余裕などなかった、ということである。

・滞日年数

短期間だと思った保護者も含めて、みな5年～16年と長期の日本滞在となっている。ただし、たとえば保護者⑤のようにフィリピンと日本を複数往復しているので子どもの継続学習に支障を与えたのではないかと考えられる。

・家庭内言語

多言語状況である。親と子どもの言語、子ども同士の言語がそれぞれ異なる状況になっている。

・日本の生活について

概ね日本での生活に満足。日本の生活に満足している理由として、仕事がある、食べ物美味しい、治安がいい、住みやすい、学校や先生が優しい。

一方、困ったこととして、人間関係、差別、経済的な生活の大変さが出された。

・子どもの将来について

6人の保護者全員が、子どもの日本の中学、高校への進学を望んでいる。

大学進学については、3名が希望（ただしできれば希望する、希望するが経済的に無理、希望するが学力的に無理という答え）、2名希望せず（学力的に無理、経済的に無理）、1名わからない、ということだった。大学進学については、経済的または学力的に無理であるとの判断から、半数の保護者が消極的である。

・放課後学校で習わせたいこと

スポーツ（サッカー2名、ゴルフ1名）、英語（1名）、コンピュータ（1名）、学習ドリル（公文式のようなもの：1名）、ピアノ（1名）。

今回の保護者の希望する傾向として、スポーツの課外活動を望んでいる。

・学校とのやりとりで困ること

「お知らせがわからない」2名（スペイン語、フィリピン（タガログ）語）。フィリピン人保護者にとって英語よりもフィリピン（タガログ）語の記載の方が理解しやすいとのこと。ブラジル人保護者1名も「以前お知らせがわからなかったが、日系ブラジルの夫や親戚に聞いて解決している」とのことだった。

周囲に日本語のわかる肉親がいる場合は問題解決が比較的容易である。それに比べて、単身で来日し現在配偶者がいない保護者の場合は、問題解決を委ねるネットワークに乏しく、時間的・経済的余裕もないと思われる。少なくとも、学校の「お知らせ」通知については、各国語訳の整備が望まれる。

・相談相手やコミュニティについて

カトリック教会の日曜ミサに出席する：4名（コロンビア、ブラジル、フィリピン）キリスト教文化圏の出身者にとって、特にカトリックは生活の支えであり、教会が日本でのコミュニティの場を果たしていることが窺えた。しかしながら、あくまで祈り

の場として捉え、現実的な問題解決の手段にはしていないようである。「相談相手が誰もいない」とフィリピン人保護者2名が答えている。

一方、特に宗教的な支えを持たない国からの保護者は今回モンゴルの母親であったが、年に1回東京に集まってモンゴルの春祭りを祝うとのことであった。

e. 保護者の聞き取り調査結果から示唆されること

全体的に日本での生活が当初の予想に反して長期化しており、現在の日本での生活は概ね満足している状況である。ただし、昼間開催された「保護者会に出席している」ということは、すでに日本での生活の安定、子どもの教育への配慮等が成されているという保護者の状況である。

たとえば、去年初めて保護者会を開催したが、2名のみの参加ということであった。今回も当初2名と言われていた保護者の出席が直前で5名に増えたのは、通訳ボランティアが個別に電話で参加を呼びかけたことが効果的であったと指摘された。

実は、本当に困難な生活状況や問題を抱えている保護者は、昼間の「保護者会に出席できない」と思われる。だが、その実態は今回の調査では明らかにされていない。以上のような背景をふまえて、今回のパイロット的聞き取り調査から示唆された点を以下に述べたい。

- i 来日前に日本語の学習といった事前準備はいずれの保護者も行なっていない。その理由は様々であるが、日本での生活には日本語が不可欠であることをもっと渡航前に十分周知し、日本語学習をたやすく可能にする機会なり教材の提供ができないだろうか。
- ii 保護者の日本での滞在期間が長期化しても、必ずしも日本語の習得に連携していない。例えば、保護者④祖母（フィリピン・68才）は、8年日本に在住しているが、日本語の読み書きはもちろん会話もまったくできない状態である。子どもが日本語を学ぶと同時に、外国人保護者も日本語を勉強する機会がもっと持てれば望ましいだろう。保護者の日本語学習の手助けを学校または地域社会が行なっていける協力体制の整備が必要である。
- iii 子どもの進学について、保護者は全員日本の高校までは行かせたいと願っている。だが、現実には、義務教育ではない高校への進学は学力的にまず外国人児童にとって難関となる。進学に必要な受験指導や受け入れ高校そのものの早急な整備が急務である。
- iv 保護者会への参加率を上げるためには、1) 事前に直接通訳ボランティアから電話連絡で内容を知らせる、2) 幼児を連れた保護者が参加できるように保育体制をとる、3) 保護者もそこで自分の日本語学習や生活面に役立つ知識を得ることが出来る、といった方法が考えられるだろう。さらに、平日の昼間ではなく、日曜日の教会ミサ後の時間帯での開催が可能となればより出席しやすくなるのではないだろうか。公的機関のための制約は仕方ないが、就労で来日している多くの外国人保護者がキリスト教文化圏の出身であり、日本でもカトリック教会が重要な外国人のコミュニティとして機能していることからなんらかの連携を模索できないだろうか。
- v 相談相手がいないという外国人保護者の孤立した状況を少しでも改善するために、情報収集や相談窓口の紹介をもっと積極的に行なう必要がある。そもそもなるべく多く

の各国語で対応してくれる相談窓口の設置、さらにその広報を十分行なうことが必要である。

以上、外国人保護者に対する聞き取り調査の結果とそこから示唆される問題点や改善案を述べた。

今回の聞き取り調査は、児童生徒に対してもまた保護者に対しても、ごく限られたパイロット調査の段階である。そのため必ずしも全体像の把握には至っていない。しかしながら、ある程度の状況や傾向を知ることは出来たと思われる。

今後の調査計画として、聞き取りのケース数を増やし、さらに他の国々からの児童生徒および保護者である外国人定住者の生活実態や意識に関する基礎データの収集・蓄積が緊急課題である。

④ 児童相談所や教育機関等から見た課題調査

7. 法律の改正とその対応

この数年間で、児童福祉に係る法律の改正が相次ぎ、国及び地方公共団体の責務等が定められ、また、児童福祉を推進するための施策等がより多く盛り込まれることとなった。その法律の主なものを挙げると①「児童虐待の防止等に関する法律」(最終改正：平成16年4月14日法律第30号 以下「児童虐待防止法」という)②「児童福祉法」(最終改正：平成17年4月1日法律第25号)である。

これらの法律の改正と本研究の関連であるが、仮に、年齢に達していると思われる外国人児童生徒が毎日のように学校に行かず(あるいは行けず)長時間公園等で自由気ままに過ごしていたとしよう。それを発見した者は『どうもあれはネグレクトではないか』という疑問を持つに違いない。この段階で通告義務が生ずる。改正前は通告の窓口は児童相談所であったが、改正後は市町村が通告の最初の窓口となったのである(児童虐待防止法第6条)。

また、市町村は児童福祉法第6条の3に規定する要保護児童の適切な保護を図るため、同法第25条の2第1項に規定する「要保護児童対策地域協議会」の設置をしているところである。ここでも要保護を発見した場合の最初の窓口を市町村としているのである(同法第25条)。県内都市部のA市では、この協議会を警察署、児童相談所、健康福祉センター(保健所)、市保健福祉部、保健福祉関係各課(生活保護担当課、障害福祉担当課、子育て支援担当課、保育園担当課、健康増進担当課、こどもの療育担当課)教育委員会指導課、青少年センター、消防本部、校長会、幼稚園長会、医師会、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、保護司連絡会、弁護士、人権擁護委員、中核地域生活支援センターといった関係機関の代表者で構成している。また、この協議会の実務組織として上記関係機関で実務に携わる者及び家庭児童相談室の家庭相談員で構成される実務者会議をほぼ月に1回開催し①児童の人権に関する相談・調査及び啓発活動②児童の人権侵害による被害の予防及び救済活動③要保護児童及びその保護者に関する情報その他要保護児童の適切な保護を図るために必要な情報の交換④要保護児童及びその保護者に対する支援内容に関する協議⑤その他児童の人権及び生命の保護並びに要保護児童の適切な保護のために必要な活動に取り組んでいる。

この実務者会議では、被虐待児童を含む要保護児童の安否確認、見守りを行っているが、もちろん外国人児童生徒も当然含まれているのである。

そして、この実務者会議には専門職である児童相談所の児童福祉司の参加を要請しているところであるが、児童家庭相談に関する体制の充実には欠くことのできない存在であり、極めて大きな力となっている。家庭児童相談室の家庭相談員への適切な指導助言はもとより、要保護児童の家庭に対して同行訪問等を行い、より踏み込んだ対策を講ずることが可能となり、場合によっては要保護児童の一時保護をお願いするケースもある。

イ. 外国人児童生徒の一時保護

昨年6月、国による『不法就労外国人対策キャンペーン』が実施され、その一環として、全国一斉に不法就労外国人の取締りが実施された。両親が検挙された場合、その時点でその子ども達は行き場所を失い生活の糧を失うことになってしまう。この場合、その子ども達は一時保護されることとなるが、千葉県下5つの児童相談所にどの程度の子ども達が一時保護されたのか、定かではない。

不法就労外国人対策キャンペーンは毎年行われるようであるが、一時保護された外国人児童生徒の経年変化の資料等はないようである。

一時保護により生活は維持でき、手厚い保護もされているが、残念ながら学校には通えないのである。児童相談所で過ごす1日の生活の中で学習の時間は確保されているようであるが、学校のように組織だった指導計画による学習は不可能に近い。

ウ. 課題

- ・ 各市町村での「要保護児童対策地域協議会」の早急な設置が望まれる。児童福祉法の改正により、児童家庭相談に応じることが市町村の業務として法律上明確化されたことを考えると早急な設置が望まれる。
- ・ 市町村が設置している「家庭児童相談室」についての知名度は高いとはいえないと考える。啓発活動の展開、教員の研修が望まれる。

(2) 県教育委員会の受入体制整備

① 教職員の研修

県教育委員会においては、日本語指導を必要とする外国人児童生徒を支援する教員等を対象とする研修等は実施していない現状である。

独立行政法人教員研修センターが主催する「外国人児童生徒等に対する日本語指導のための指導者の養成を目的とした研修（外国人児童生徒等日本語指導講習会）」に、管理者として校長1名、指導者として教員7名が受講したところである。県内に加配している日本語指導担当教員の内、各関係市町村教育委員会が受講者を推薦し、本県の受講者としている。受講に際しては、他の研修と同様に県費教職員に係る研修旅費による措置を講じているところである。

なお、上記研修の内容として、日本語指導者用では、日本語初期指導及び教科指導実践にわたるところから、受講者からは現場実践に成果を生かしているとの報告を受けている。

また、年々増加している外国人児童生徒等の指導に対応するために、県教育委員会では、

該当市町村立小学校及び中学校に日本語指導担当教員を加配している。配置先の所属長が、指導経験の有無や研修受講の有無等について総合的に検討し、専任担当者を決定している現状である。そのため、専任担当教員が日本語指導等に係る研修等を受講し、専門的な知識及び技術等を備えているか、については明確ではない現状である。

② 日本語学習支援ボランティア研修

ア. 研修の必要性について

- a. 県内の公立小・中学校および、県立高等学校に在籍する外国人児童生徒の数は増加の傾向にある一方、加配教員の数は減少している現状で、児童生徒の日本語学習を支援するボランティアは貴重なマンパワーであると考ええる。
- b. 外国人相談の窓口である(財)ちば国際コンベンションビューロー（千葉県国際交流センター）に寄せられた外国人児童生徒の教育関係の相談（別記1参照）を見ると、日本語が解らずに入学・転入してくる児童生徒の対応に苦慮している例が多く、特に初期の段階では、児童生徒の母語が話せて、日本語の指導もできるボランティアが最も必要とされている。
- c. 既に、千葉県国際交流センターや市町村国際交流協会の語学ボランティア登録者が、教育委員会を通じて学校に紹介されているが、外国人児童生徒について予備知識や心得も持たないまま対応している例もあり、ボランティアが子どもに与える影響を考えて人材育成をする必要がある。
- d. 最近県内どの地域にも外国人が居住し、子どもたちが地区の学校に通い、受け入れる学校は対応に戸惑って支援を求めてくる例が増えてきたため、県全体に多くの支援ボランティアが存在することが求められている。
以上のことから、適切な対応と支援が出来るボランティアを育成するための研修をする必要があると思われる。

イ. ボランティアの支援内容について

- a. 外国人児童生徒を受け入れるに当たり、ボランティアはさまざまな場面で支援が可能であると考えられる。（別記2参照）
- b. 教員では対応が難しいがボランティアが出来る支援も多く、幅広い活用が期待できる。
- c. 支援する場所として、学校の中と学校の外(地域)がある。
- d. 支援する内容として、外国人児童生徒の適応指導、日本語の初期指導、教科学習指導などがある。
- e. ボランティアの役割は大きく以下の4つに分けられるが、複数を兼ねる場合も多いと考える。
 - i 通訳ボランティア（児童生徒の母語が話せて、先生と保護者と生徒のコミュニケーションを助ける。また、子どもの気持ちを聞いて心のケアをする）
 - ii 翻訳ボランティア（諸手続きの書類や学校からの連絡文などを翻訳する）
 - iii 日本語ボランティア（学校の中での日本語指導教室等での指導や、付き添い指導のほか、地域の日本語教室で日本語の指導をする）
 - iv 学習支援ボランティア（学習内容の理解を助けるための支援をする）

ウ. 研修の内容について

- a. 外国人児童生徒の日本語学習支援に関わるボランティアに必要と思われる基本的な心得を中心に下記のような内容のプログラムを組み立てる。
 - i 外国人児童生徒の教育について現状を理解する。
 - ii 外国人児童生徒を取り巻く環境を理解する。
 - iii 異文化の中で学ぶ外国人児童生徒の心のケアを考える。
 - iv 日本語を教えることについての基本的な認識を学ぶ。
 - v ボランティアがする日本語学習支援について考える。
 - vi 具体的な日本語指導について学ぶ。
- b. 受講対象者は、外国人児童生徒の日本語学習支援に関わっているものおよび関心を持っているもので、千葉県国際交流センターの語学ボランティア登録者にも募集をかける。
- c. 外国人児童生徒が多く在住する地域に配慮して、千葉市と市川市の2ヵ所で開催することとする。

エ. 今後の研修について

今年度の研修は、ボランティアとしての初歩的基本的な心得である。今後、実際に児童生徒に対応する際は、さらに細やかな配慮や事前の準備が必要であり、それについて専門家や経験者に相談できる体制を整備する必要があると考える。

活動するボランティアのため、教材や指導法の研究をはじめ、子どもの対応についての相談や、支援に関する情報交換などが出来る連絡会を常設することも必要と思われる。

外国人児童生徒が健全な学校生活を送り、学校教育を受けることができるためには、子どもたち一人ひとりに向き合って支援をしていくことが望まれ、ボランティアの果たす役割は重責であることを、関わるもの全てが認識しておくことが必要だと思う。

—別記 1—

外国人児童生徒教育関係相談（千葉県国際交流センターが2006年から受けたもの）

2006・01・10

3月末にフィリピンから3人の子供たちが来日し、新学期から日本の学校編入を希望する。入学の手続きを教えて欲しい。9歳、7歳、6歳。事前にあちらで揃えておくべき書類等。

また、9歳児は現地では3年生に在学している。日本で4年生に編入することは可能か？

2006・01・20

父日本人、母コロンビア人の中学3年生がN国際高校の特別選抜受験を希望している。

応募資格のうち滞在期間はクリアしていることはすでに確認したが、日本とコロンビアの二重国籍で、現在は日本人として生活している。外国人登録もしていない。受験できるか。

2006・03・13

M国際高校は、外国籍生徒の相談や父兄とのコミュニケーションの仲介役としてコーディネーターを設けている。フィリピン(タガログ)語の人材を捜している。

2006・11・10

外国籍の生徒の進学を受け入れる高校を教えてほしい。

2006・9～10、2007・2～

千葉県立 K 高校に入学した中国人女学生、2 月に来日したばかりだが、定員に満たない英語学科を受験し入学。数学は高得点をとるが、日本語が出来ず、国語や社会(特に思想の話など)は理解できず、進級が出来ない恐れがあるので、中国語ができるボランティアを紹介してほしい。

2006・12・19

アゼルバイジャンの子どもが白血病のため国立癌センターで入院治療をする。保護者の了解が取れば千葉県立 F 養護学校の訪問教育の対象となる。母親との話し合いの際、母親はトルコ語かロシア語しか理解できないので、通訳ボランティアを紹介してほしい。

2007・01・15

教え子の中国残留帰国者 3 世の女の子。養護学校に通っていて、そこで「さわられる」などの嫌がらせを受けていて、先生にも言ったが取り合ってもらえない、と本人が言う。2 世の母親は日本語ができないため、そのことを知らされず、どこに相談すればいいのか。

2007・01・18

中学 2 年の子どもはアメリカ生活が長く英語は出来るが日本語力が不足している。高校進学を考えており日本語と各教科の指導をしてくれる家庭教師を探しているが、誰か紹介してもらえないか。

—別記 2—

外国人児童生徒受入とボランティア支援

実態把握 外国人児童者数・不就学児童の実態を調査

外国人登録

↓ (市町村市民課 外国人登録担当) ←通訳ボランティア

教育委員会

教育相談 編入校の案内・オリエンテーションの案内 ←通訳ボランティア

就学案内 母語での通知・ルビつき日本語 ←翻訳ボランティア

↓ 学校編入前 親子対象に就学ガイダンス ←通訳ボランティア

日本の学校教育・学校生活・進路などの情報提供

入学前 適応指導・生活日本語 ←通訳ボランティア

←日本語ボランティア

不就学児童生徒対応 (家庭訪問) 教育委員会生徒指導担当

←通訳ボランティア

学校

学校からの連絡 ←通訳・翻訳ボランティア

初期指導

適応指導 ←通訳ボランティア

日本語指導 ←日本語ボランティア

① (センター校)

②日本語指導教室等での指導

③付き添い(教室内)

教科学習指導（担任・専任教員や指導員）

←通訳・日本語ボランティア

面談（教員・保護者・児童生徒・支援者）

←通訳ボランティア

地域

春休み、夏休み、冬休み集中日本語講座

←通訳・日本語ボランティア

日本語教室・学習支援教室（放課後・土曜日）（NPO/NGO・ボランティア・教師・学生）

③ 外国人児童生徒に関する相談業務

ア.「千葉県外国人児童生徒学習支援相談室」の開設

外国人児童・生徒、保護者、またその指導にあたる教員・ボランティア等を対象に、外国人児童生徒・帰国子女等の教育に関する情報提供、相談、支援等を行う。

《相談の対象・主な内容》

・児童生徒・保護者

就学事務、日本の学校生活の紹介、日本語学習等

・日本語指導補助員、ボランティア

研修の案内、登録の相談、指導資料の情報提供

・教員

研修の案内、指導資料の情報提供

・関係機関

ア～ウに関すること全般、研修会講師の情報提供

イ.関係機関、関係団体との連携

・関係機関、団体が主催する「進路ガイダンス」、「総合相談会」等への後援や相談員の派遣

④ 指導参考資料（日本語教材一覧等）

外国人児童生徒の指導参考資料としては、日本語指導、適応指導、教科対応、対訳集、教師用計画書・指導書、就学案内等がある。今まで、文部科学省・都道府県教育委員会・市町村教育委員会・学校（大学）・地域関係者・ボランティア・出版社等で資料をそれぞれに作成し、参考になるものが多い。

しかし、学校現場では、資料の存在を知らずに苦労して1から教材を作成したり、母語対応に追われたりしているのが現状である。

日本語指導資料としては、直接指導法による日本語指導、媒介語（中国語・スペイン語・英語・スペイン語・ポルトガル語等）を用いての日本語指導、コンピュータによる日本語指導、文字の練習帳文法練習帳、辞書等がある。

適応指導資料としては、日本の日常生活、日本の学校生活、受入の手引、入学（編入）の手引等がある。

教科対応資料としては、対訳付教科学習プリント、学習用語集、対訳付日本の歴史等があ

る。

対訳集資料としては、学校用語対訳集、家庭への連絡文、保健関係の対訳等がある。

教師用計画書・指導書資料としては、JSL カリキュラム、指導項目表、日本語指導教材のカリキュラム及び指導書、指導事例集等がある。

就学案内資料としては、日本の学校制度、受入の手引、受験案内等がある。

(3) 関係機関との連携整備

① 外国人児童生徒受入関係機関

- | | |
|-----------------|--|
| ア. 外国人登録窓口(市町村) | 居住地を定めた外国人が最初に訪れる所。 |
| イ. 市町村教育委員会 学務課 | 学齢期の子どもの就学について通知や案内を担当する。 |
| ウ. 市町村教育委員会 指導課 | 入学・転入する児童生徒の学校での指導や教育相談などを担当する。 |
| エ. 学校 | 校長・教頭・担任教員・日本語担当教員など。 |
| オ. 指導員・指導協力員 | 教育委員会から学校に派遣されて、外国人児童生徒の適応指導、日本語指導などに携わる。(母語話者が多い) |
| カ. 千葉県国際交流センター | 語学ボランティア登録制度を持ち、通訳や日本語ボランティアを紹介する。 |
| キ. 市町村国際交流協会 | 日本語ボランティアや通訳ボランティアを紹介する。 |
| ク. ボランティア | 学校に入って支援するボランティアや、地域の日本語教室で支援するボランティアなどがいる。 |
| ケ. 千葉県教育庁 | 県全体の体制整備を図り、調整や指導をする。 |

② 連携の整備

外国人登録窓口 ⇒ 教育委員会

外国人の子どもが、母国と同じように教育が受けられるよう、外国人登録をした時点で学齢期の子どもを確認したら、保護者に教育委員会に行くよう案内をし、必要なら通訳をつける。

教育委員会学務課 ⇔ 教育委員会指導課

外国人児童生徒の保護者に日本の学校教育や学校生活についてガイダンスをする。

(4) 先進事例の研究

① オーストラリア(ビクトリア州)における英語学習支援

オーストラリアでは教育を州政府の管轄としている。そのため、本項ではビクトリア州を事例に第2言語習得の指導体制について報告する。ビクトリア州メトロポリタン地区で

は児童・学生の 15%¹が英語を第 2 言語とする。そのため、英語を教授言語とするビクトリア州立校に入学登録した児童と学生は、希望すれば学校で使用する英語能力を育成するために最初の 6 ヶ月（2 学期）間、最長で 12 ヶ月（4 学期）をメトロポリタン地区にある 9 箇所²の英語学校と英語センター、または遠隔地にある 2 校の英語プログラムにて学習することができる。その後、各学校の英語クラスなどに入りながら英語を学習していく。

7. 英語学校と英語センター

英語学校と英語センターでは、「永住権を保有し、オーストラリアに滞在した期間が 6 ヶ月未満である、新しく英語学習を始める学生全員」と「一時居住者であり、オーストラリアに滞在した期間が 6 ヶ月の新しく英語学習を始める学生の一部」³が希望すれば入学を認められる。英語学校と英語センターでは、約 13 名のクラスで英語教育を専門とする教員から英語の指導を受ける。指導方法は、各科目を通じて英語を学習するイマージョン教育である。数学、科学などが英語で教えられており、科目を通して英語とオーストラリアの学校制度や生活になれるための支援が受けられる。さらに、通学にバスが使用され、学生、児童の支援体制が整えられている。また父母には、多言語表記の情報が与えられる。例えば、23 言語⁴での入学情報資料が用意されている。

4. ESL クラス

主流学校内(mainstream schools)における英語を第 2 言語とする（以下 ESL）学生と児童は、「英語以外の言語を主に話す児童生徒、オーストラリアでの滞在期間が 5 年未満の児童生徒、SPR(Student Resource Package)を得た学生」⁵と定められており、その学生数にて政府から学校に財源が充てられる。また 20 言語⁶で家族にあてた公的な通訳サービスが行なわれており、各学校は政府に多言語掲示のための翻訳サービスを依頼することができる。つまり、学校教員の負担が軽減できると考えられる。しかし、この場合翻訳サービスの質が問われるのも事実である。

外国人児童生徒受入体制整備研究会にて日本の学校を訪問した際、第 2 言語クラス（日本語クラス）の最終目標を明確化しにくい点が指摘されていた。この点について、ビクトリア州では、英語学校と英語センターでは主に 2 学期間という時期で区切りを設けている。また、その後も時間を区切りとしているが、英語学習の目標も、通常の英語教育の基準に対応するモデルを作成し、その学習目標をスピーキングとリスニング、リーディング、ラ

¹ State of Victoria: Department of Education and Early Childhood Development. Programs: English as a Second Language. Retrieved February 24, 2008, from <http://www.education.vic.gov.au/studentlearning/programs/esl/default.htm>

² State of Victoria: Department of Education and Early Childhood Development. (2007). English as a second language in Victorian government schools 2006. Retrieved February 24, 2008 from <http://www.eduweb.vic.gov.au/edulibrary/public/teachlearn/student/lem/eslr2006.pdf>

³ State of Victoria: Department of Education and Early Childhood Development. (n.d.). 「英語学習を必要とする新入生の両親のための情報」. Retrieved February 24, 2008 from http://www.eduweb.vic.gov.au/edulibrary/public/teachlearn/student/lem/ELS_JapaneseRevised.pdf

⁴ English, Albanian, Arabic, Assyrian, Cambodian, Chinese, Dari, Hindi, Indonesian, Japanese, Korean, Persian, Russian, Samoan, Serbian, Sinhalese, Somali, Spanish, Tagalog, Tamil, Thai, Turkish, and Vietnamese.

⁵ State of Victoria: Department of Education and Early Childhood Development. (n.d.) Retrieved February 23, 2008 from <http://www.education.vic.gov.au/studentlearning/programs/esl/eslschools.htm#1>

⁶ Arabic, Bosnian, Cantonese, Croatian, Dari, Dinka, Greek, Hakka, Italian, Khmer, Macedonian, Mandarin, Persian, Polish, Russian, Serbian, Somali, Spanish, Turkish and Vietnamese.

イテイングに分けて明確化している。つまり、全体的な目標であるオーストラリアの学校で勉学に支障を防ぐための英語教育である。教育面から考察すると期間で支援に制限をかけることは難しいが、政策面として ESL 児童への支援を考えると、5 年という期間で ESL 支援の区切りをつけることも一案であろう。

ウ. 教材

主に教材情報はインターネットで取得できるが、公的な ESL や英語以外の言語教育 (LOTE) を専門とした図書館 (The languages and multicultural education resource centre) があり、教育関係者が資料を借りたり、購入したりできるようになっている。政府が指定する基準はあるが、教科書がないため教員は各自教材を開発する。補助教材としては、ESL 生徒児童の第 1 言語評価には、『第 1 言語アセスメントタスク (First Language Assessment Tasks)』という書籍が紹介されており、アラビア語、クメール語、ソマリ語、ヴェトナム語の第一言語能力を測る事ができる。これは第 1 言語にて教育をあまり受けてこなかった学生児童を対象にした書籍であるが、ほかの言語にも活用できるのではと考えられる。さらに政府は、ESL ハンドブック⁷を作成し、事例を参照して多くの学校がその指導体制を参照できるようになっている。

エ. まとめ

オーストラリアの ESL 教育の明確な点は、政府の指導する教育目標があくまでもオーストラリアに今後住む予定の学生と児童を対象としていることであろう。つまり英語教育目標は、学校の教授言語である英語により近づけるような ESL 教育を目指している。また、今後のことを考え、第 1 言語と第 2 言語を考慮に入れてはいるが、第 2 言語の英語を促進するための第 1 言語の補強が問われていた。つまり、日本出身の学習者であれば、今後出身国に帰る予定の日本人学生と児童は、日本の指定カリキュラムに添った授業が行なわれている、日本人学校などに通うことが想定された支援整備が整えられていると言える。一方で、英語以外の言語が学校教育の中ですべての児童生徒に必須科目として教えられているのも事実であり、全体的な教育制度を考慮すると一概に移民の第 1 言語を否定しているとは言いがたい。

オーストラリア (ビクトリア州) では、言語教育方法論は教員に指導を任せ、ESL 生徒と児童を担当する教員に、教材や教育方法においてどのような選択肢があるのかを共有する整備方法をとった教育整備が整えられている。つまり、目標の英語能力基準を設定はするが、目標能力に到達する方法はすべて各学校やクラスに任せられており、学生と児童のニーズに合致した教育体制の整備ができると考えられる。

この項は、モナッシュ大学大学院 (修士課程) 田中 佑美氏による。

② 兵庫県子ども多文化共生センター

ア. これまでの主な取組

1994 年「地域国際化推進基本指針」策定をし、異なる文化は生活習慣、価値観を理解し互いの人権を尊重した上で交流するという共生の心を育むための指針を作成した。以降、

人権教育の視点で外国人との共生をめざしている。

1998年 「人権教育基本方針」策定。

1999年 外国人児童生徒指導補助員派遣事業開始（緊急雇用創出事業 H12. 12～H14. 3）。

2000年 「外国人児童生徒にかかわる教育指針」策定。

2001年 日本語理解が不十分な外国人児童生徒のために（教師用指導資料）作成。

2003年 子ども多文化共生センター設立。

2005年 子ども多文化共生サポーターの派遣事業開始（県単独）。

イ. 兵庫県内の日本語指導が必要な外国人児童生徒数

平成 17 年度 751 人（221 校）

ウ. 子ども多文化共生センターの事業

a. 保護者の聞き取り調査

b. 研修・イベント等の情報提供

c. 外国人児童生徒等にかかわる教育相談

d. 教材・書籍・ビデオ等の貸し出し

e. 交流活動

f. 子ども多文化共生サポーター派遣とボランティア登録（90 名登録、14 言語）



兵庫県教育委員会の場合、人権教育の推進の一貫から外国人との共生を考えている。阪神淡路大震災を契機に、ボランティアの必要性や外国人との共生の意識が高まり、現在の活動につながっているという。子ども多文化共生センターは、県教育委員会人権教育担当の所管となっている。

具体的な取組においては、市町村教育委員会の取組に格差が出ないように必要に応じて支援を行い、市町村間の連携や調整を県が行っている。国際理解教育の推進として、多文化共生サポーターを派遣したり、外国人の日本語指導ボランティアを派遣したりしている。しかし、派遣されたボランティアが一同に会したり、研修を受けたりする機会がない。時々、センターに集まって情報交換はするが、あくまで自主的な集まりであるため、再度ボランティアの体系的な位置づけを検討する必要があるという。

③ 大阪市教育局

ア. 帰国・来日等の子ども数

a. 来日外国人の児童生徒 401 名（169 校）

- b. 中国等から引き上げてきた児童生徒数 83名 (28校)
- c. 帰国の児童生徒数 138名 (28校)
- d. 日本語指導が必要な外国人児童生徒数 155名 (88校)

イ. 事業概要

- a. 相談窓口 (担当2名・・・中国語)
- b. 通訳者の派遣 (初期対応、説明会、意思疎通)
- c. 日本語指導協力者の派遣 (17年度、67人) 小1～3。来日3ヶ月を目処に集中指導。
- d. 日本語指導のセンター校 小学校4校 (小4以上)、中学校4校

ウ. 日本語学習等の充実のための指導資料作成 (7カ国語)

- a. 日本語指導教材「ワクワクにほんご」「続ワクワクにほんご」
- b. 対訳教材「日本のあゆみと世界」「日本の地理と産業」「理科 (第2分野)」
- c. 「進路情報対訳集」
- d. 「帰国・来日等の子供の教育を進めるために」
- e. 「ようこそ大阪へー大阪の学校に入るにあたってー」

大阪市は、日本語指導を必要とする児童生徒が点在しているため、センター校を小中各4校設置し、そこへ週2回 (1回2時間) 通級する制度をとっている。ただし、小学校1年生から3年生までは、在籍校で約3ヶ月の集中指導を行い、センター校には通わない。

来日・帰国の児童生徒が転入する場合、区役所より連絡を受け、市教委担当指導主事と当該校校長、通訳が同席し保護者と指導方針等を確認する。

センターでは、日本語検定3級レベルを目途に、在籍校へ返している。

また、来日・帰国児童生徒受入のため、各校に「帰国・来日等の子供の教育を進めるために」を配布し、基本的な受け入れ体制の共通理解を図っている。また、日本語指導を必要とする児童生徒のために、日本語指導教材や対訳教材を作成している。

④ 大阪市立南中学校

ア. 南中学校の日本語指導について

- a. 外国関係生徒は全校生徒の30～40%。
- b. 学習レベル毎に週授業を設定している。
- c. 指導の必要な生徒の抽出は、市教委、管理職、日本語指導者と保護者の話し合いを行い、保護者からの依頼、担任教師からの依頼、本人からの依頼をもとに校内日本語指導委員会、職員会議で決定する。
- d. 日本語検定3級レベル (日々のチェックテストも含む) で終了。
- e. 時間割は、3年生は受験があるため国語を中心に引き抜き指導を行う。1, 2年生は、教科の隔たりがないようにする。
- f. 日本語指導担当教員だけでは、指導はできない。教職員の理解が必要である。
- g. 日常会話程度では学力はつかない。学力をつけるためには、学習言語が理解できないと難しい。そのためには、文法までしっかり教え、正確な文章を書けるようにする必要がある。

h. 日本語担当教員がいるため、いつでも相談できることはよいが、1 時間単位の日本語指導教室等での指導では、効率が悪い。センターは、2 時間続きの指導を行っている。また、担当が複数いるので協力して対応できるが、本校のように加配教員 1 人で全てを対応するのは、効率的にどうか。また、他校では、担当教員が数年で変わり、連続性がない。新しい担当が一から始めなければならない。早く、日本語指導教員の免許制度を確立すべきである。さらに、加配校が、努力すればするほど（評価されればされるほど）外部からの転入が増え、悪循環となる。

i. 財政的支援がないと厳しい。（少数のために辞書等高価な書籍、教材が必要）

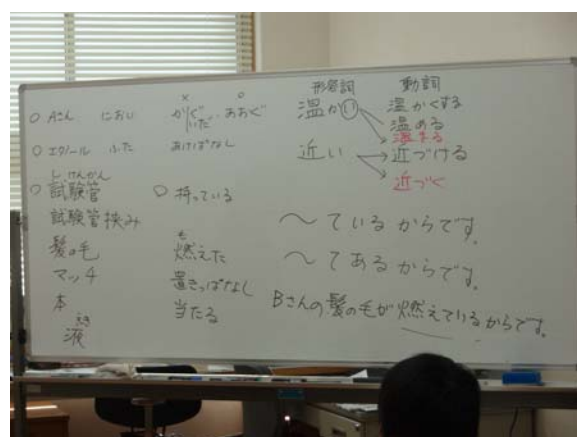
大阪市も兵庫県同様、人権教育の一環として捉えている。大阪市の特徴は、ボランティアを前提とせず、学校教育の一環として取り組んでいる。受入のための資料や独自教材を作り、どの学校でも受け入れる体制を作っている。

センター校を中心に考えているが、外国籍が多い児童生徒の学校には加配教員を配置し、指導している。

兵庫、大阪の場合、中国、韓国籍の児童生徒が多く、南米からの来日は少ない。このため、親の希望として、進学を強く希望する傾向が多く、そのためにも学力を基本にした日本語指導必要になっている。

センター校は、指導教員が複数いるため協力して指導することができ、しかも 1 回の指導が 2 時間単位のため、効率的である。加配校では、一人で全て行わなければならない、負担が大きい。しかも、1 回の日本語指導教室等での指導が 1 時間であるため理解に時間がかかる。

加配校の担当教員は、数年で入れ替わることが多く、その都度一から学習しなければならない連続性がない。せめて担当者の研修を充実させるべきである。さらに、早く日本語指導教員の免許制度を確立し、専門の教員としての地位、力量を備える必要がある。



外国人児童生徒の日本語指導の現状は、学校による環境整備や指導体制において格差が大きいと言わざるを得ない。その理由として、①校長をはじめとする教員側に外国人児童生徒に対する日本語指導の体系的な知識やノウハウが不十分、②日本語指導

を集中して行なえる環境・人員の配置が不十分、③外国人児童生徒を受け入れ適切な指導を行なうカリキュラム作りが未整備、④外国人児童生徒受入先進校で既に蓄積された資料や教材の共有化の遅れ、などがあげられる。

では、日本語指導を行なう際に生じる課題にはどのようなものがあるのだろうか。大別して、小学校・中学校・高等学校レベルに分けて指摘したい。

まず、小学校レベルでは、児童の母語維持と第2言語としての日本語学習とのバランスを考慮しなければならない。母語保持を行なうために必要なことは何か、より抽象度の高い概念を思考するための言語指導を慎重に行なっていかなければならない。

場合によっては、言語の遅れではなく知的障害により学習困難に陥っているケースについて小学校低学年の段階で早期に発見、適切な対応を行えるような体制も必要であろう。

小学校での日本語学習における主たる課題として、①数の概念など抽象概念の理解、②漢字学習③理科などの専門語彙の習得があげられる。

①の算数に関しては、引き算の繰り下げ、九九による掛算や割算を十分理解し計算できるか。

②の漢字学習については、読みをカードで学習する、筆写させるといった機械的な学習が参観した日本語クラスで多かったが、より総合的な漢字の指導として、①漢字の意味、②漢字の読み、③漢字の書きという三位一体の学習が望ましいと思われる。

③については、理科学語を各国語に訳した教材作りが必要であろう。

またいずれの場合も、学校間で主としてインターネットを活用することにより、共有・蓄積を可能にしていくことが望ましい。

次に、中学校における日本語指導の課題としては、①小学校での学習事項の補習（算数、漢字等）、②進学に向けた学習指導の充実（作文など）が必要であろう。

最後に、高等学校レベルでの日本語指導の課題として、生徒が描いている将来の夢を把握して、さらに次のステップに踏み出せるような日本語指導に留まらない総合的な進路（受験・就職）対策が必要となってくるとと思われる。

⑤ 静岡県浜松市教育委員会

ア. 外国人児童生徒の状況

- a. 外国人就学年齢の子どもが 3,000 人近くおり、市内の小・中学校に 1,558 人在籍している。
- b. ブラジル人が多く、7つの外国人学校がある。
- c. 集住地域は4ヶ所

イ. 外国人児童生徒への支援の状況

- a. 4名の就学支援員、バイリンガル指導員が4小学校に常駐している。（ポルトガル語を話す日本人、5ヶ国語を話すペルー人、ポルトガル語を話すブラジル人）
- b. 25名の就学サポーターを派遣している。（外国人児童生徒の多数在籍校へ派遣、通訳や学習支援等を実施。）25人のサポーターは資格をもっていない。ハローワークを通して

募集している。自給 850 円交通費なしだが、積極的に支援してくれている。

- c. 「はまっこ教室」を市内 7 カ所で実施。午後 2 時から。
在籍校を通して申し込む。現在 170 名が学習している。
40 名ほどの指導者が、日本語で日本語指導を実施している。
- d. 「まつっこ教室」を市内 3 カ所で実施。
将来本国に帰る予定の子どもたちが通う。母語教室。60 名ほどが通っている。
- e. 「まつっこ教室」を市内 3 カ所で実施。
- f. 幼児期 「ぴよぴよクラス」→ 春休みに小学校体験教室を開き、日本の小学校の生活を体験する日を設けている。先生は、国際交流協会が委託した大学生。
- g. 浜名高校定時制教室を使用して、日本語指導を行うようにもなった。
- h. NPO・ボランティア 4 団体へ放課後日本語教室開催のための補助金交付事業の実施。

⑥ 愛知県教育委員会

7. 愛知県における取り組み状況

- a. 多文化共生の研究を行っている。
- b. 語学相談員には、試験を課し、資質の担保をとっている。
- c. 教員採用選考試験において、他の資質と共に青年海外協力隊体験者や、日本語（指導）教育を学んできたものを考慮し、これらを有する人材を採用し、支援の必要な学校への配置に心がけることを始めようとしている。
- d. 不就学児童生徒の調査は、方法が難しく、うまくいかない。数回の訪問、電気・ガスのメーターの確認、聞き取りなど手を尽くした上で、不明者が多いという結果が出る。
- e. 愛知県内に 18 校のブラジル人学校ある。認可されているのは、そのうち 1 校だけである。
- f. 愛知県全体で日本語指導の加配教員が 234 名。資質向上が求められる。

⑦ 三重県鈴鹿市教育委員会

7. 鈴鹿市における取り組み状況

- a. 外国人の 80%がブラジル人とペルー人である。（企業の関係）
- b. ブラジル人コーディネーターが巡回指導員、学校、保護者の調整を図っている。
- c. 新しく入学・転入した日本語指導を要する児童生徒に対して、3 ヶ月を単位とした週 1 回 2 時間程度の巡回教室を開設している。
- d. 市教委が学校に出向き、外国人児童生徒の保護者を集めてもらい、日本の学校生活のこと、ルールについて、また、家庭学習が大切であるということなど、細部にまで、説明に回り、保護者の協力を求めているという。特に、日本にこれからも住む予定の子ども達ならば、進学を考える必要があるだろうし、就職するにしても、日本語能力だけでなく、学力が必要であるということを理解させ、子ども達の教育に目をむけるよう具体的なチェック表などを配布して、説明している。（ex. 子育て講座実施）
- e. 日本語力診断テストをプレとポストで行い、次の 3 ヶ月の目標等を決め、一人ひとりに合った学習計画のもと、支援者と共に支援している。
（初期支援教室・人権教育センターにて通年開設、市内 7 校にて 3 ヶ月単位週 1 回 2

時間程度の移動教室開設、ピアサポート)

- f. 高等学校が門戸を開いてくれたことが非常に助かっているとのこと。入学した者への教員の配慮や指導があり、進学機運が高まった。
- g. 3年後、4年後など先を見通した施策を講じていこうとしている。市教委の指導課・学務課（義務教育課）等に分散されている本課題を、「人権教育課」に集約して取り組んでいる。
- h. 手作り資料（の提供）を通して現場の先生方の支援をしている。

⑧ 三重県鈴鹿市立桜島小学校

7. 鈴鹿市立桜島小学校における取り組み状況

- a. 日本語指導のための教室が不足しているため、プレハブ教室が作られていた。1年生の日本語指導教室等での指導であったが、7名の児童と5名の指導者で指導に当たっていた。外国人の子どもたちの学ぼうとする意欲を大事にする、文字通り子どもの人権を大切にしていこうとする鈴鹿市の取り組みが現れていた。
- b. 指導技術も優れており、丁寧にしても確実に日本語を身につけさせようとする姿が印象的であり、1年生の子どもであっても飽きることなく授業に真剣に取り組んでいる様子がとても素晴らしい。
- c. 鈴鹿市教育委員会や学校の努力（前項⑥のような）の結果、保護者の理解が進み、現在では、夏季休業中の指導にも親が送ってくるようになり、「桜島小学校では日本語指導等を熱心にしてくれる」という外国人保護者の評判となっている。



⑨ 愛知県豊橋市教育委員会

7. 豊橋市教育委員会における取り組み状況

- a. 有用な資料を数多く作成している。
 - 就学案内パンフレット
 - 先生方のための受け入れ等に関する Q&A 集
 - 学校からの文書の外国語版
 - ポルトガル語の事例集 他
- b. 日本語指導者と通訳、母語指導者は仕事役割を分担して行っている。

外国人児童生徒教育相談員・スクールアシスタント・登録バイリンガルボランティア

- ア・プレクラス等があり、それぞれの立場の指導員・相談員が活動している。
- c. 日本語指導支援者・通訳・母語指導者それぞれには、採用にあたって試験を実施し、高い能力を求めている。
- 1 次試験・・・日本語による小論文（外国人でも日本語で書く。）
- 2 次試験・・・面接 日本語と外国語
- 通訳の応募者は、外国人の子どもとその親、さらに先生役の間に入り、問題場面に遭遇したとして実際に通訳をするという実地試験も行う。
- 難しい試験を合格して役に着いた方たちなので、熱心であり、研修会も月 1 回設けているが、皆が熱心に指導の仕方を研究している。
- 日本語指導者に教員免許所有者を選んだり、ボランティアに筆記試験や面接試験を課したりするなど、指導者側を雇用する面での配慮もしている。
- d. 学習支援には、退職教員があたり、学習面での支援が充実している。
- e. 役割が明確で、研修もしっかりと行っており、日本語指導＋学習支援がうまく行われている。
- f. 教師の日本語指導に対する考え方に差が出ないように、外国人児童生徒指導の手引書を作成し、各学校に配付するなど、教員の意識向上についても努力している。

⑩ 埼玉県ふじみ野市教育委員会

ア. 外国人児童生徒の状況

2 年前に、旧上福岡市と旧大井町の合併により、ふじみ野市が誕生した。旧上福岡市には、以前よりフィリピン人が住んでいたが、その子ども以外にも中国、南米の子どもがおり、併せて 50 名ほどの外国人児童生徒が各小中学校に在籍している。

現在、日本語指導の必要な児童生徒は 11 名である。高等学校への進学は多くない。ともかく働いて欲しいという親の要望。学校に来ない生徒もいる。

イ. 研究の特色

平成 19 年度、文部科学省の帰国外国人受入促進事業を受け、外国人児童生徒の受入体制の整備、日本語指導の充実を図るための支援体制・指導体制の在り方の研究をはじめ 1 年目であるが、研究に対する情熱と真摯な取り組みは参考となる。

a. 受入体制の整備

市役所で外国人登録を済ませると、教育委員会に連絡が入り、市教育委員会で調査票により子どもの基礎情報（氏名・住所・家族構成・連絡先などを作成する）、また生育歴・学習履歴等を確認し、さらに保護者に日本の学校制度を説明することをを行い、直ちに学校に連絡をする受入体制を整備した。

市内各小中学校の紹介を 3 ヶ国語（中国語、英語、フィリピン（タガログ）語）に翻訳して配布している。

b. 大学・関係機関との連携

近隣の東京国際大学や文教学院大学との連携を進め、留学生を積極的に活用している。専門的に見てもらうのではなく、お姉さん、お兄さんのような立場で一緒に遊んだり、悩みを聞いてもらったりするのが目的である。

また、NPO ふじみ野国際交流センターとの連携により母語を通して日本語や習慣等の指導・支援に当たる日本語適応指導員 5 名（中国語・英語・フィリピン語）、日本語を通

しての日本語等の指導・支援に当たる日本語指導員 12 名を確保している。
日本語適応指導員と日本語指導員の役割を明確にしていることが参考となる。

c. 今後の方向性

学用品の購入等の学校毎の情報が重要と考えているので、学校毎の書類を翻訳することを予定している。

⑪ 群馬県伊勢崎市教育委員会

ア. 外国人児童生徒の状況

伊勢崎市の人口は 21 万人。外国人登録者数は 1 万 2 千人。この登録者数は人口の 5.7% に当たり、群馬県内で最も多いという。就学年齢に当たる児童生徒数は 1,275 名であるが、市内小学校 24 校・中学校 11 校に在籍する外国籍児童生徒数は 872 名である。

日本語指導の必要な児童生徒数は 276 名。スペイン語・ポルトガル語圏の国籍の児童生徒が 84% で圧倒的に多く、集住型の典型であるが、その他にベトナム、フィリピン、中国、韓国、タイなど 59 の言語に及ぶという。

日本語指導教室は 15 校で、日本語教室担当教員は 16 名。広瀬小学校は日本語指導の必要な児童数が 140 名と多く、2 名の担当教員が配置されている。

イ. 支援の特色

伊勢崎市では「伊勢崎市外国籍児童生徒教育支援プラン」を作成し、保護者のニーズに対応した、よりきめ細かな就学支援や適応指導を行っている。その特徴的な事業として

a. 指導助手の派遣

外国籍児童生徒学校生活適応指導助手 24 名を 36 校・園に派遣し学校生活への適応のみならず、日本語や日常生活習慣の適応指導、さらには学習状況に応じ国語、算数・数学の学習内容の指導援助を行っている。(対応言語はポルトガル語 19 名。スペイン語 22 名。ベトナム語 1 名。フィリピン(タガログ)語 1 名。英語 7 名。)

b. 保護者のニーズに対応した支援 (伊勢崎方式と呼ばれている)

保護者の希望により (日本に定住するのか、短期滞在で帰国するのか) 小学校 7 校、中学校 2 校を拠点校とし、日常生活や学習指導等について母語による指導を行っている。

小学校 4 校を初期対応校とし、伊勢崎市の滞在予定期間、学習希望 (日本語による指導を希望するのか、母語による指導を希望するのか) をもとに、通学区の学校への編入、拠点校への移籍、外国人学校 (ブラジル人学校、ペルー人学校) の紹介などを行い、さらに、入学手続き後の 5 日間初期適応指導を行う。

c. 大学、関係機関との連携

群馬大学、群馬県立女子大学、前橋国際大学や群馬県多文化共生支援室と連携し、日本語指導教材等を各学校に配布している。

このような実践により、長期型の児童生徒は、長くて 2~3 年で普通学級での学習に戻る。そして、高校進学率が 87% 超である。

⑫ コレージオ・ピタゴラス・ブラジル 太田校

ア. 生徒数 240 人。教員 20 人。

- ・小学部 (~4 年) 70 人。中学部 (5 年~8 年) 80 人。高等部 60 人。残りは幼稚部。
- ・ピタゴラス校は全国に 6 校ある。

イ. 日課等

- ・親の勤務体系に合わせている。

- ・長期休みは、冬休みの他に、夏1週間～2週間、GW1週間となっている。
- ・始業は1月9日から。12月22日に終わる。
- ・午前部：登校6時45分。8時15分から12時30分まで、50分5コマの授業。
- ・午後部：13時15分から3時30分まで、50分3コマの授業。
- ・夜は20時まで。
- ・10時、15時、18時にスナックタイムがある。
- ・朝の授業開始前と夜の授業終了後は保育園の役割となっている。
- ・午前部のみの生徒と、1日の生徒とがいる。

ウ. 教科等

- ・英語、日本語、文化(日本とブラジル)、数学、理科、社会、図工、体育、商業等
- ・商業については、9歳くらいから損益や税金を学ぶ。
- ・体育については、卓球、バスケ、ダンスなど。
- ・英語、日本語、文化については、それぞれ週1回程度。
- ・授業はポルトガル語で行われる。
- ・日本語に力を入れている。日本語能力試験に合格する生徒が、毎年20数人いる。
- ・ブラジルに帰るので日本語を必要ないと考えて、日本語を学ぼうとしない生徒が多くいる。その点について、問題と感じている。(実際はブラジルに帰らない生徒も多くいるため。)
- ・日本語の授業は、入学時にテストを行い、習熟度別のクラス編成を行っている。
- ・日本文化については、挨拶や生花、茶道などを教えている。また、その季節の行事の由来なども教えている。

エ. 教員

- ・日本もしくは、ブラジルの教員資格がないと教員にしていない。
- ・50%は、日本の普通の会社に勤めていたブラジル人を採用している。
- ・残りの50%は、ブラジルの学校からスカウトしている。
- ・日本語の先生は、日本人を採用している。

オ. 卒業後の進路

- ・卒業後については、半数がブラジルの大学へ進学、半数が就職。
- ・日本の大学への進学実績は無い。進学のための学校へ通うにはお金がかかる。
- ・また、日本の大学は学費が高い上、一括して払う必要があるので、経済的に進学は困難である。(ブラジルは月ごとの支払いで、学費は月250\$～)

カ. 交流

- ・1年に一度、大泉町の学校と交流がある。
- ・料理を作ったりすることで、こちらの文化を伝えている。
- ・全国のブラジル人学校が、太田と浜松に年1回集まり交流を行っている。

キ. 学費など

- ・授業料は、1ヶ月29,000円(昼まで)か、40,000円(夜まで)。
- ・スクールバスを使用する場合は、更に10,000円かかる。
- ・企業や母国から、経済的支援はない。

- ・大手商社の補助事業を昨年度は受けることができ、パソコンの支給があった。
- ・学費が高く、入りたくても入れない子供がいる。

ク. 他

- ・親は、ほとんどが地元の自動車関連会社に勤めている。
- ・通学は、スクールバスの他、親が車で送迎するか、自転車・歩きとなる。



⑬ 群馬県太田市教育委員会

ア. 外国人児童生徒の状況

太田市の人口は、22万弱。外国人は、8,642人。その割合は、4%である。昔から工場が多くあり、そこで南米日系人が働いている。急増した時代から20年が経過し、定住化傾向にあるという。今や第2世代の時代になり、子どもたちの実態も多様化している。そのため、太田市では、「将来へのつながる教育の充実」を掲げ、適応指導、日本語指導、学力保障の三位一体となった教育の推進をしている。

外国語を話せる教員が授業をサポートできる特区申請を平成16年に行った。特区申請後に外国人児童生徒数は増え続けている。

イ. 支援の特色

中学校区を基本に8ブロックを作り、そのブロックに加配されている教員配置校を中心に国際教室（日本語指導教室）を設置している。市単独でバイリンガル教員8名、日本語指導助手13名を雇用し各ブロック校に配置し、子どもたちの習熟度の応じたきめ細かい体系的な指導、加配教員とバイリンガル教員とのTTによる指導、日本語指導助手が各教室に入り担任の指導場面で学習支援をしていくというような様々な形態で実践している。

また、国際教室担当者は、隣接の学校も兼務して指導に当たっている。

補助員は、日系人で日本語を話すことが出来る人の他、南米に住んでいた日本人、10数年前に日本の公立学校を卒業した日系人OBを採用している。

ウ. 学力の保障

学力保障に向けて、教職員の研修はもちろんのこと、国語、算数等の補習授業（放課後の補習、サタデースクール、サマースクール）を実施し実績を上げている。

高校入試に関し、外国人の特別選抜枠はないが、太田市の外国人の高校進学率は87%である。

エ. 群馬県太田市立九合小学校（国際教室の参観）

- ・授業は、教員のほかに補助員などが入り、複数人で対応している。

- 出来るだけ早く、通常学級へ戻すことを目的としている。
- 国際教室参加児童は、18名前後。親の都合で、転入転出が多い。
- ポルトガル人は、日本人とくらべ言いたいことをはっきりと言うため、トラブルになることもある。
- 担当教員の専門性が高まると、異動があってもその学校で、そのまま担当となることがある。
- はじめて担当となる教員もいる。研修を行っているが、時間が限られているので、その点は課題となっている。



II 研究の成果

1. 千葉県における外国人児童生徒の就学の実態と課題

(1) 課題及び解決の方向性

教育基本法や教育三法の改正の過程において、様々な人が様々な場所で「今日的教育課題」の議論を沸騰させてきた。しかし、こうした議論の状況とは対照的に、日本に入国する外国人⁸の子どもが生活する上で直面する諸問題についての議論は極めて低調であり、一部の専門家による研究を別にすれば、寡聞にして知らない状況である⁹。彼らの多くは、日本語の理解も不十分のままで、日本社会に慣れ親しまなければならないという現実と直面している。

確かに、日本国憲法は第26条で日本国民にしか教育権を保障しないため、行政機関は外国人の児童生徒に日本国民と同様の教育権を提供する義務を持たないが¹⁰、ただ、グローバル化した国際社会において、先進経済国の日本に期待される国際貢献は決して少なくない。こうした今日の日本のおかれた現実からすれば、外国人の児童生徒に対する教育の提供も日本の重要な役割のひとつと考えられる。さらに、法的な議論以前に国籍の有無にかかわらず、子どもに必要な教育を受けさせることは、当然のことである。

近年、外国人児童生徒の教育に関する研究は、その対象を外国人児童生徒の保護者から¹¹、教員¹²や公立学校などに移しているため¹³、研究状況は進展しているが、外国人登録から就学、そして学校の中でどのような対応をしているかについての把握は必ずしも十分ではない¹⁴。そこで、こうした課題解決のため、外国人の児童生徒がどのような教育環境（受入体制）にあるのかについて実態把握することが必要である。

一般的に、日本語理解の向上には、外国人児童生徒自身による「学習意欲」と彼らの置かれた「教育環境（受入体制）」に依存するため、教育環境（受入体制）の整備は「日本語理解」の促進にとって重要である。

⁸ 本稿でいう「外国人」は、①国籍法にいう夫、あるいは妻の双方か片方のいずれかが日本国籍を持つものを親とした、その子弟および②入管法に規定された在留資格の第一、第二区分に該当する外国人の子弟をいう。

⁹ 経済産業省『通商白書2003年』経済産業省、2004年。特に「第3章 日本経済の活性化に向けての取り組み」のなかの「第2節 海外の優れた人材資源の活用 国際的な労働力移動」では、専門的、技術的な観点から外国人の労働力の必要性を指摘している。また、(社)経済団体連合会は、2004年4月14日、「外国人受け入れ問題に関する提言」をまとめ、付加価値の創造力を高める意味での外国人の労働力の確保を提言した。こうした議論が行なわれていない訳ではないが、一般的に議論の段階にまで至っていないという現状がある。

¹⁰ 「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（昭和54年条約第6号）」に基づき、入学を希望する者は、公立の義務教育諸学校での受入が保障されている。

¹¹ 総務省行政監察局『日本語教育が必要な外国人児童生徒の教育に関するアンケート調査』総務省、1996年。ここでは日本語指導を必要とする外国人児童生徒の保護者は、日本における彼らの子弟への教育に関し、どのように評価しているのかについて、その実態を把握し、次ぎに教育に対する改善方策を検討している。

¹² 佐藤郡衛『外国人児童・生徒の指導・実践に関する調査研究』東京学芸大学国際教育センター、1997年。この文献は、外国人児童生徒を担当する教員を対象に、日本語の指導・実践の把握を行なっている。

¹³ 外国人子女の日本語指導に関する調査研究協力者会議『外国人児童生徒に対する日本語指導実態調査結果の分析』東京外国語大学、1998年。ここでは、日本語指導の実態を公立学校とそこに勤務する教員を対象に調査している。

¹⁴ 2007年2月10日(土)、「移動する子どもたち」研究集会が東京早稲田大学井深大記念ホールを会場に行なわれたが、その際、伊藤哲也・菱田洋美ほかによる「外国人児童の現状と教育現場の対応について—外国人集住地域における児童と保護者の実態調査から」報告があった。しかし、この報告は①公刊されていないことに加え、②外国人児童生徒の保護者への調査であり、行政における対応を分析したものではない。

まず、日本に入国した外国人の子どもが年齢相応の学力を得るには、日本で教育を受ける機会の提供が必要であり、児童生徒として学校に受け入れられてこそ日本語の指導は可能になる。このような点が保障されれば通常の教科での知識や教養の習得も期待される。しかし、こうした学習理解の過程では、教育制度に対する本人の認識はもとより、彼らを受け入れる行政の理解と協力が必須である。したがって、彼らの日本での学習理解の向上は、行政機関の対応にかかっているとみえる。

(2) 外国人児童生徒の状況

図表 1(P4)は千葉県と全国を対象にした外国人登録の状況を示したものであるが、これを見ると、千葉県の場合では 2001 年に、全国の場合では 2000 年に大幅な増加があったものの、いずれの場合でも外国人の入国は増加傾向にあることが分かる。全国調査では 1997 年の 1,482,707 人が 8 年後の 2005 年には 2,011,555 人になって約 1.36 倍にまで達する。また千葉県の場合でも 1997 年の 64,929 人が 9 年後の 2006 年には約 1.59 倍にまで増大して 10 万人を突破する勢いである。こうした傾向は、彼らの子どもが就学する場合でも顕著である。

図表 4(P11)は千葉県内における外国人児童生徒数の推移を 10 年間にわたって見たものである。ここでは中学校の外国人児童生徒数が減少した関係で、2000 年および 2004 年において、小学校と中学校の合計の数値が一時停滞したが、この数値自体は年を経るごとに増加して依然として拡大傾向にある。この点は児童生徒の親である外国人の登録者数の推移を表した図表 1 の示した傾向と同じである。

では、このような外国人およびその子どもは、千葉県内のどのような地域に居住しているのだろうか。次に、この点を各市町村における外国人の登録者数を表したのが図表 2(P8)である。

これを見ると、多くの外国人は千葉市をはじめ船橋市、市川市、松戸市などの大都市に集中する。次に多いのがこれらの大都市の周辺に位置する中都市である。人口 12 万人程度の成田市などの周辺都市に彼らの居住地域は集中する。しかもこの周辺都市における登録者数は、大都市の周辺都市であるにも拘わらず、必ずしも減少していない。こうした点からすると、千葉県内の市町村における外国人の登録者数の推移は、概ね 3 つパターンに分けられるのではないかと見られる。図表 1 で見たように、全体としては増大傾向にある中、登録数も多く、しかもその数が増大している地域がまず挙げられ、これに対して、実数自体は必ずしも多くはないが、それが増加減少という山谷を生じて実数に動揺の見られる地域、そして実数はむしろ低位にあるが、一定の規模を維持しつつ推移している地域である。

千葉市をはじめとした大都市に半数近くの外国人が居住するが、その状況は 1999 年に 47.6%であった全体に対する都市部への集中度が 7 年後の 2006 年にはさらに上昇して 49.9%にまで達する。この 7 年間の推移はほぼ右肩上がりの状態である。これに対し、大都市の周辺に位置する中都市の市原市や八千代市、そして習志野市では、1999 年の全体に対する集中度の 11.3%が 2006 年には 10.9%と逆に減少して、登録者数も 2,988 人の増加に留まった。さらにこの図からは山谷の繰り返しの状況も確認される。さらに柏市、成田市、佐倉市、浦安市などを見ると、登録者数こそ 4,358 人の増加であったが、全体に占める集中度は

わずかに 12.2%が 12.9%となったに過ぎず、傾向としてはほぼ現状維持の状態である。

このような 3つのパターン化状況は、外国人の居住している市町村にどのような影響を与えるのであろうか。この点を市町村別の外国人児童生徒数の推移を通して確認してみよう。

図表 5 を見ると、千葉市を筆頭に外国人の児童生徒数が多く、しかもその数の増加が認められるところ。これに対し、市原市、八千代市に代表されるように、児童生徒数が増加減少を繰り返して流動的な状態にあるところ。そして絶対数こそ低いものの、一定の数を継続しているところ。浦安市や成田市に象徴的なパターンとする 3つの型がここでも確認できる¹⁵。第 1 の型では 1997 年の外国人児童生徒の 47.2%の集中度が 2006 年には 42.6%に減少し、第 2 の型では 1997 年に 16.1%であった集中度が 2006 年には 17.3%になった。そして第 3 の型では 13.5%が 14%になった。確かに、第 1 の型では若干集中度は下がったが、しかしそれでも大半の児童生徒が大都市に集中している実態に変わりはない。

このように、この 3つの型は、既述した外国人登録者数の各市町村における 3つのパターンにほぼ一致するが、このような傾向は、日本語の指導を必要とする外国人の児童生徒数でもほぼ確認できる。

表 7 表 7 は千葉県内の市町村における 2005 年と 2006 年の、日本語

	2005年	2006年
千葉市	209	225
市川市	127	94
市原市	80	76
船橋市	78	73
成田市	59	60
松戸市	49	115
八千代市	47	79
柏市	28	24
習志野市	21	16
浦安市	19	16
佐倉市	16	18

の指導を必要とする外国人の児童生徒数である。わずか 2 年間の資料しかないため大きな傾向を把握するには限界があるが、それでもある程度の傾向は把握できよう。これを見ると、千葉市、市川市、松戸市は 100 人以上という県内でも多い児童生徒数を有する自治体となっており、全体に占める率は 2 年間平均でおよそ 57%程度となり、指導の必要な児童生徒が多く在籍している実態が分かる。また、市原市、八千代市、習志野市といった自治体ではその率は 18%強であり、そして、柏市、成田市、浦安市、佐倉市といった自治体では 14%程度となっている。

以上のことから、外国人登録者数が経年では増加傾向を示す中にあっても、市町村レベルでの居住という観点から外国人児童生徒数を整理すれば、3つの類型に集約される。この 3 類型は、外国人児童生徒の数の差異を前提とするため、これに対応する教育委員会事務局の担当部署や学校などの行政機関は、数値の状況に対応した方策のあり方を要請されることになる。すなわち、外国人児童生徒の数が多ければ多いほど行政の対応も増加するということである。

(3) 行政機関の取り組み

① 船橋市教育委員会

船橋市は首都東京と成田国際空港との中間に位置し、いずれにも至近距離であるといった

¹⁵ 増大型では千葉市、市川市、船橋市、松戸市が、また不安定型では市原市、八千代市、習志野市が、そして現状型では柏市、浦安市、成田市、佐倉市などが、該当するように思われる。

地理的条件から、外国人や海外帰国者が1970年代半ばから居住し始めた。またこうした環境を背景にして近年には、北欧の家具メーカーやフランスの化粧品会社なども工場を同地に建設したため、外国人の労働者を一層多く迎えることになり、彼らの子弟も多く居住することになった。こうした経緯から、行政機関も積極的に国際理解を図ったのである。たとえば海外都市との姉妹縁組を進めて外国との国際交流を推進し¹⁶、同市は「船橋市帰国子女教育推進研究協議会」といった組織も設置して、児童生徒の適応指導や日本語指導に関する研究を同時に始めた。こうした点が認められて1983年には文部省から「帰国子女受入推進地域」の指定を受けるに至る。このような同市の国際理解教育は、学校教育においても諸活動の全般にわたって実施され、外国人の適応指導や異文化理解も行うことが出来たのである。こうした要因は、市内の小中学校において、帰国児童生徒や外国人児童生徒への日本語指導のための各種事業の促進を促した。日本語指導のための指導員の配置や事業推進センター校での日本語教室の設置、さらに市内の学校に編入する外国人児童生徒のための市民通訳のボランティア派遣などはこの一例であり、一定の効果も挙げている。

たとえば2005年においても帰国・外国人児童生徒数は500人を超過する状況で、日本語の指導を必要とする児童生徒数は増加傾向にあるため、これに対し、教育委員会の対応は指導課所属の常駐の日本語指導員を4人配置し、学校の担当を決めて派遣した。ここでは中国語、スペイン語、ポルトガル語の担当者に限定されたため、これ以外の言語の担当者については同市国際交流室を通じて、国際親善ボランティアの中でも特に日本語指導者養成講座修了者や日本語指導経験者といった専門家を派遣したのである。このように船橋市の対応では歴史的背景から外国人児童生徒が増加した関係で、多様な行政措置が制度化されていった点が確認できる。

② 八千代市教育委員会

八千代市においては2005年に比べ2006年には外国人児童生徒数が増加したが、こうした傾向は必ずしも継続的ではなく不安定であったため、外国人登録の窓口である戸籍住民課でも一定のマニュアルが形成されたわけではなかった。この背景には日本経済の好不況という事情が存在する。同市にある旧住宅公団の村上団地は低廉な住居費という事情に加え、相当数の住民を収容する能力にも恵まれたため、多くの外国人が居住したが、特に1980年代後半期の好景気には外国人が流入して同市に誘致されている3つの工業団地に勤務した。しかし90年代初頭、バブル経済の崩壊とともに不景気になると、こうした就労地での労働需要が減少したため、労働力を必要とする地域への移動が起きた。このため、同地域での外国人の居住は増加減少を繰り返す事態に至ったのである。このためこうした状況に対応したのは外国人を地域で支える企業やボランティアの団体であった。地域の公民館を通じての外国人児童生徒や彼らの親に対する活動はむしろ行政の取り組みより早くから開始された。このため、同市における外国人児童生徒への行政の取り組みは必ずしも活発化はしなかったのである。教育委員会における相談員の派遣も学校からの要請に基づいて行なわれるものであり、現状に応じた対応が中心であったとあってよい。そして日本語の指導員も常駐する状態にまでは

¹⁶ 中国の西安市、米国加州ハイワード市、デンマークオーゼン市などがある。

至らず、中には公民館活動で外国人児童生徒指導をしている人材が対応している場合もある。市内の中心となる小中学校においても外国人児童生徒の担当者の旺盛な意欲とは逆にむしろ学校現場の教員には時間的人的に余裕がないため、民間での活動に依存せざるを得なかったという状況がある。

③ 成田市教育委員会

成田市に成田国際空港が建設されたことを背景に、空港の設立当初から国際交流は活発であった。人口が10万に満たない状況であったにも拘わらず、空港の開港は、機械整備、機内食、空港産業に関連する従業員の衣食住を提供する企業の設立を促し、同企業に職を得る外国人の労働力は旺盛であった。このため外国人の居住はこうした労働環境に伴って空港の開港当初から行なわれた。また、母語の言語数においても、近年では中国語を中心にむしろスペイン、ポルトガル語が減少するなか、同地区では多様な言語を有する外国人が多いという状況である。さらに千葉市や船橋市などといった大都市から距離があったため、むしろ低廉な価格での居住が可能であったという住宅環境は、一層外国人の居住を促進した。このため、彼らの子どもは同市内の学校に編入学することになった。こうした歴史的背景を下に、同市では外国人登録を行う窓口には外国人対応の担当者が設置され、しかも申請手続きの諸書類が翻訳され、統一マニュアルとなっている。さらにこれに対応する言語もフィリピン(タガログ)語やタイ語、さらにモンゴル語にまで幅広い。また学校と教育委員会との連携がよくとれており、各種資料の翻訳や人的支援などの対応が継続して行なわれている。市民課の対応言語は8ヶ国語にまで至っているという。現地視察を行なった学校では長年にわたって蓄積された学校行事や外国人児童生徒に対する対応マニュアルが整然と残され、これが実際に使用されている。さらに、近年の5ヵ年における外国人児童生徒数はほぼ140人前後と一定であり、しかも平均して各学年に分布している。こうした状況は、教育委員会や拠点校での対応を容易にしておき、数々の受入体制の整備が行なわれる背景をなしている。

以上のように、増大型では地理的環境を背景に外国人の居住が良好であったことから、彼らの子どもの多くが継続して集住したため、行政の対応を促進した。また、不安定型では団地という集住の容易な居住環境が、行政の取り組み以前に集住地域を中心とした民間ボランティアによる外国人児童生徒への学習支援活動を担ったため、行政の対応はむしろ遅れた。このため学校現場では教員などの担当者の意欲は旺盛でも、それが行政の対応の制度化に直結しない状況があった。そして現状型では、従来からの一定かつ母語数の多様な外国人の分布状況が、行政における対応を慣習化させる要因となって、これが蓄積されたため、外国人の児童生徒数は必ずしも多くなくても一定程度の受入体制の制度化に成功したといえる。

(4) 今日の課題

国際社会と日本の産業社会とのあり方を背景にして来日する外国人の居住地には、低廉かつ供給量の多い地域が好まれた。また、個人的関係や縁者を通じての入国であれば、関係者の近隣に居住して自らの労働条件に見合う職場を得る。これらの状況は、特定地域での居住

を進めることになり、またそれが可能な地域が選択された。そうであればこそ、外国人が集住する地域がある程度固定され、しかも地域によって児童生徒も増減を繰り返したり、増加状況にあったり、さらには一定の規模で推移する市町村が存在したのである。

彼らの入国の主な理由が、個人的な生活の改善やその向上に求められるという各種調査の実態を前提にすれば、成田市に居住した外国人は景気の動向に左右されず、航空産業という裾野の広い産業が外国人労働者を吸収する主要な産業であったために、彼らの居住は一定かつ、継続的で、安定したのである。このため外国人児童生徒数においても安定的であり、また多様な言語の背景となした。こうした継続的な外国人児童生徒の流入状況は、市長部局の住民担当課や教育委員会の学校担当課、さらには学校において個別特例のケースとしての受入から、徐々に制度化されてきた。この結果、外国人の児童生徒数が必ずしも多くなくても受入体制は相当構築されることになった。

これに対し、外国人の集住が他の型に比べて比較的容易であった八千代市では、団地という地域社会を通じて、民間による外国人労働者への理解や彼らの子どもに対する対応が行なわれていたため、成田市とは異なる展開になったといえる。

そして船橋市の増大型の事例では、地理的環境の良好さが外国人の居住を継続的かつ集中して促進したため、外国人のみならず彼らの子どもの数も増大し、行政の対応も増大し、受入体制が整ってきた。

こうした点から県教育委員会として外国人児童生徒の受入体制を構想するには、個別特例のケースとしての対応ではなく、どの市町村でも対応可能な制度設計が求められる。この点からいえば、外国人児童生徒数は今後とも増加する可能性が大きいいため、児童生徒数が少なく、あるいはその数が動揺する市町村に照準を合わせた体制構築が必要になる。

2. 不就学児童・生徒

(1) イメージとしての不就学外国人児童・生徒

外国人児童の不就学者が多いという指摘は、各所でなされている。実際に、外国人集住地区において昼間から、明らかに就学年次の子どものがたむろしているといった問題指摘も出されている。ただし、そのような指摘は、外国人の子どもにおける不就学問題の一面しか捉えられていないといわざるを得ない。

不就学外国人児童生徒問題を考えるにあたっては、現状の分析の必要性がある。今回の調査においては、時間その他の制約からその困難さの把握という次元に留まった。その困難さの要因として、まず1点目に、外国人児童生徒の多様性がある。出身国、世代、両親の状況、在日年数、地域(あるいは出身国)コミュニティ、個人の性格などにより日本での適応の度合いには多種多様な側面がある。2点目は、不就学の状況の違いである。外国人登録の有無、登録されている場合には教育委員会・学校の把握の有無、学校に在籍しているが長期欠席・不登校の場合などで外形的には不就学と見られる状況にも多様な内訳がある。3点目が、外国人登録がなされていないような児童への把握・対応の困難さである。

(2) 不就学外国人児童生徒の実態

前記の通り、今回の調査では不就学外国人児童の実態把握には至らなかった。しかし、現状での取り組みを紹介することで今後の取り組みの方向性模索の一助としたい。

外国人児童問題に取り組んでいる教育委員会や学校では、いずれが取り組むかは状況によって異なるが外国人登録がなされている児童で、就学年次に達している児童の家庭を訪問し把握に努めている例がある。そのような教育委員会や学校は、現状可能な範囲での把握努力をなしているわけであるから、市内や校区内には不就学外国人児童はいないのではないかという認識を持っている。しかし、そういった市や学校においても家庭の事情(兄弟の世話など)による長期欠席や学校での不適応による不登校など日本人の児童にも見られる長期欠席・不登校の状況が見られる。こういった児童に対しては、日本人児童に対すると同じように精神面でのケアの充実や、日本語が出来ないことから来る不適応への緩和措置などの決め細やかな対応の充実が必要となるであろう。

また、外国人登録のない児童の問題に関しては警察や法務省との連携も重要になる可能性はあるが、子供の権利という観点から、自治体・学校レベルでどういった取り組みが可能か模索する必要があると考えられる。

(3) 不就学外国人児童生徒の把握と課題

上述のように、不就学児童の実態は多様であり、その把握には困難さがともなう。また、外国人登録に関する不法滞在などの問題は、事態をより複雑なものにしている。現在、不就学外国人児童生徒の把握は、外国人登録されている就学年次の児童生徒数から実際に就学している児童生徒数を引くという形でされている例もある。現状では、その数値下でも不就学児童が見られるのが実態であり、今後どのようにそういった児童生徒を減らしていくかは現状の把握以上に難しい問題である。

3. 推進地域における児童生徒の受け入れ体制整備の改善

(1) 市川市における実践研究

① ボランティアの養成体制の整備

ア. 日本語指導員(通訳講師)の派遣

本市の小・中学校に就学する外国人児童生徒・帰国児童生徒の増加に伴い、これら外国人児童生徒・帰国児童生徒が円滑に学校生活に適応できるよう、当該学校にその児童生徒の母語が話せる日本語指導員(通訳講師)を派遣し、学校への適応指導や日本語指導を行う。

イ. 校内研究会での指導・助言

日本語指導を必要とする外国人児童生徒が在籍する学校への支援のひとつとして、校内研究会等への要請を受け、日本語指導教室の参観、その後の研究協議を通して、効果的な

指導の在り方等について指導・助言を行う。

ウ. 日本語指導用教材の貸与

日本語指導の効果を高めるため、「にほんごを まなぼう」「こどものにほんご①・②」「にほんごワークブック」等の教材を貸与している。

これらの指導用教材は、日本語指導のため加配されている学校やワールドクラス等が設置されている学校には準備されているところが多いが、日本語指導を必要とする外国人児童生徒が単独またはごく少数在籍の学校には準備されていず、そこでの日本語指導に効果を上げるなど、有効活用が図られている。

エ. 日本語指導員（通訳講師）との意見交換会の開催

日本語指導を必要とする外国人児童生徒への指導を担当している日本語指導員（通訳講師）との意見交換の場を設け、①効果的な指導の在り方、②担任との連携、③受入学校の対応の相違からくる悩み等について、意見を交換し、その後の指導へ役立てていく場を確保している。

オ. 民間団体等との連携

「サバイバル日本語教室 in 市川」の開催

市川市国際交流協会主催の「サバイバル日本語教室 in 市川」を、市教委が後援し、夏季休業中の3日間を活用して開催した。

この日本語教室では、市内在住の30名以上のボランティアスタッフの方々が、学校生活が楽しくなるようにアドバイスしたり、ゲーム等を通して、楽しみながら日本語や漢字力が身に付くよう工夫されたプログラムを行ったりした。

今後、サバイバル日本語教室の開催に向けて、連携・協力を図っていく。

② 第七中学校の取り組み

ア. 日本語指導の必要な生徒の実態

- a. 日本語指導教室（レインボー教室）では19名（2007.9月現在）が指導を受けている。
- b. 生徒の出身国は、フィリピンが最も多く、次いで中国、タイ、ペルー、韓国の順となっている。
- c. 言葉や文化の相違（壁）があるため、なかなか友達ができにくい。
- d. 母国にはないカリキュラム（保健体育での「水泳」など）の指導が難しい。

イ. 保護者との連携（対応）の在り方

- a. 日本語指導教室（レインボー教室）への入級に際し、保護者及び本人との面接を実施する。その際、レインボー教室のカリキュラムを伝えるとともに、生育歴や家庭環境等の把握を行う。
- b. 七中での学校生活を送るに際し、制服等の必要なものを、リサイクル物品等を紹介するなどの支援を行う。
- c. 日本語指導員（通訳講師）の派遣を、市川市教育委員会指導課に依頼する。

ウ. 日本語指導の実際

- a. "I am proud of my own cultural background."（自分の文化的な背景に誇りを持って生活する。）を目標の一つとして、出身国の文化に誇りを持たせながら、日本の文化の中で

生活できるように指導している。

- b. 日本語の初期指導を充実させる必要がある生徒には、日本語指導教室等での指導として、1年生：国語週4時間、2・3年生：国語週3時間、社会科は全学年週3時間の指導を行う。
- c. 日本語指導教室等での指導を通して、ある程度、日本語を習得した時点で、国語または社会科の時間のみの日本語指導教室等での指導に切り替える。
 ※ 上記2教科以外の学習は、在籍学級で行う。
 ※ 定期テスト時は、全教科、問題にルビを振ってもらい、対応している。
- d. 放課後は、週2回程度、日本語指導員（通訳講師）による勉強会を2時間程度行っている。その際、日本語指導員（通訳講師）は、母語話者でもあることから、学校生活等を送る上での悩み等、心のケアも行っている。また、国語科の応援を得て、進路指導対策の一環として、希望者には作文指導も行っている。
- e. 日本語指導教室（レインボー教室）での指導は、1～2年間をめどに行っている。全教科の授業を在籍学級で受けられる状況になり、レインボー教室を巣立っていくことができる状況になった時、卒級の認定を行う。卒級の認定に際しては、生活言語・学習言語の習得状況を個々に判断し、校長先生から卒級証明書を一人一人に手渡しし、今後の学習への励みにつなげている。

（2）船橋市における実践研究

① 市教委の取り組み

7. 日本語指導員等の派遣

a. 指導課日本語指導員による指導

指導員の言語	指導員数	児童生徒数	児童生徒の母語
中国語	2人	34人	中国語
スペイン語	1人	23人	スペイン語
ポルトガル語	1人	14人	ポルトガル語
フィリピノ(タガログ)語	1人	10人	フィリピノ(タガログ)語

b. 日本語指導協力員による指導

指導員の言語	指導協力員数	児童生徒数	児童生徒の母語
中国語	10人	26人	中国語
スペイン語	2人	2人	スペイン語
ポルトガル語	2人	4人	ポルトガル語
英語	6人	8人	フィリピノ(タガログ)語
英語	3人	5人	ウルドゥー語
タイ語	2人	6人	タイ語

英語	5人	6人	英語
韓国語、英語、インドネシア語	3人	5人	韓国語、インドネシア語、ネパール語

イ. 外国人子弟（子女）の不就学調査の実施

ウ. JSL バンドスケールによる日本語習得状況の把握

エ. 「帰国・外国人児童生徒受入の手引」の作成

オ. 民間団体等との連携

a. 子ども日本語教室（船橋市東部公民館）との連携

「日本語であそぼう・ふなばし」夏の教室 8月21日～23日

<千葉県現代産業科学館>

「日本語であそぼう・ふなばし」冬の教室の後援 12月22日

b. 房総ネットワークとの連携

「日本語を母語としない子どものための進路ガイダンス」の後援

開催日：10月14日<葛飾公民館>

② 高根台中学校 通級日本語教室「ワールドルーム」の取り組み

ア. 日本語指導の必要な児童生徒の実態

a. 言語別通常クラスの開講数 34週（月曜日は祝日、行事代休が多く26週）

月曜（英語、タイ語） 火曜（ポルトガル語） 木曜（中国語、韓国語）

金曜（スペイン語）、途中で生徒の都合で修正（英語→火曜、中国語→月曜）

b. 全言語一斉夏休み教室 5日×2回（7月、8月）

c. 指導の種類

i 初期指導 1名（中1 男 タイ 父：日本人 母：タイ人）

ii 日常会話以降の指導12名

学年：小5（2名）、小6（1名）、中1（2名）、中2（7名）

国籍：タイ（1名）、中国（2名）、フィリピン（1名）、

ブラジル（2名）、ペルー（5名）、イラン（1名）

・日本語力指導の必要がある生徒 11名

・適応、心のケアの必要がある生徒 3名

イ. 指導の実際

a. 初期指導対象者

母語話者の協力員をつけ開始したが、両親と本人の関係の問題から通級4週で帰国した。ただし通級中は、日常会話のできる他の生徒がよく協力し、励まし合い、よい雰囲気だった。この生徒の在籍校は大変親身に相談に乗っており、その詳細も詳しく高根台中学校に報告があった。そのおかげで、高根台中でも生徒の状況を詳しく知ることが出来、またそれに添った指導ができるようになった。

b. 日本語力指導の必要がある生徒

目標：教科を理解するための語彙、漢字の力をつける

【読む力】

教科書から離れ、本人が好みそうな内容の読みの教材を振り仮名付きで用意し、内容理解ができた後、振り仮名を消して、漢字を覚えるようにした。

例) 新聞から中学生の作文コンクール優秀作・若者の声の投書欄、小説のリライト版、詩、料理の本の母語からの翻訳、クイズ形式の読解教材など

【日本事情】

ことわざを毎回3～5つずつ覚え、実際の例で説明できるようにした。

【ワークショップ形式】

実際に活動しながら言葉を覚えるようにした。

例) 理科(植物の成長の絵を描く) 算数(鉛筆立てを作るために作図する) 社会(年表作り)

【視聴覚教材】

集中力の持続時間を長くすることを試みた。ワークシートにビデオから得た情報を聴き取り、記入しながら見ることで、集中する時間が延びた。『NHK 地球大紀行』『NHK 人体』『ペルー観光案内』など。日本語能力試験のリスニングテストでお互いの競争心や、挑戦意欲を促進できた。

c. 適応、心のケアの必要がある生徒

目標：学校生活に適応できなかった時期の教科の遅れをとりもどす

日本の生活に適応し自分を見つめ直す時間を持ち、集中力をつける

同じ母語・環境の仲間と立場を理解し合い、励みにする

両親の母語、母国についての理解を大切にする

- 自習をする時間を与え、必要に応じて指導したことで、自分で遅れをとりもどそうという意欲が出た。
- ワークショップ形式で全年令同じ活動をする中で、教え合ったり、競い合ったりする態度を養うことをねらった。結果、「自分にはどうせできない」という諦めの状態から、「やればできる」という有能感をもて、在籍校では口を開かない生徒も自分を表現するようになった。
- 進路、学習態度等、保護者も交えて全員一緒にカウンセリングを行うことによりがんばっている生徒から力をもらえるよう試みた。

例) 母国の歴史を年表にまとめクイズを作る(中学生)。世界遺産の絵と説明を模造紙に書く(小学生)。これは廊下に貼ったことで、作成に意味をもたせ、本校の生徒にも外国に関心を促したことは良い効果だった。

ウ. 教材開発

a. プレイメントテスト(助詞、動詞・形容詞活用、副詞・表現、読解：見本参照)

初期指導終了者の通級開始時に実施し、指導内容を決める判断材料にした。

文法項目の補足指導に役立った。

b. 算数用語カルタ(小5 45枚：見本参照)

概念理解のための絵と、言葉の読みの組み合わせのカードと、用語の一覧表を作成。カルタ式に用いて、遊びながら言葉と概念理解を結びつけた。覚えたかどうかの確認に

一覧表の読みテストを行った。

◆プレイメントテスト見本

1. 助詞

氏名 _____

(例) わたし (は)、山田です。

- わたし () 兄は、大学生です
- ジンは中国人です。 ジンさん () 中国人です。
- すみません、この本 () ください。
- 昼休みは、12時 () 1時 () です。
- わたしは、毎朝6時 () おきます。
- ぼくは、毎週バス () 高根台中学に来ます。
- 日曜日、第 () いっしょにジャスコ () 行きました。
ジャスコ () きました。

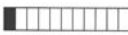
2. 動詞・形容詞の活用

氏名 _____

(例) さあ、行きましょうか (はい、行きます。 はい、行きましょう)

- きのうの夜、9時まで勉強 (します。 しました。)
- もう、給食を (食べますか。 食べましたか。)
- 富士山は、(きれいの きれいな) 山ですね。
- きょうの給食は (おいしいでした おいしかったです) ね。
- 今、どんな本を (読みますか。 読んでいますか。)
- わたしは、前原に (住みます 住んでいます)。
- ジンを知っていますか (いいえ、知りません。 いいえ、知りません)
- ここで () () ですか。

◆算数用語カルタ見本

表	裏	表	裏
<p>小学校5年上 算数 3</p> <p>十分の一</p>	<p>小学校5年上 算数 3</p> <p>$\frac{1}{10}$</p> 	<p>小学校5年上 算数 10</p> <p>四捨五入</p>	<p>小学校5年上 算数 10</p> <p>0 3.14 3 5.25</p>

c. ビデオ教材 聞き取り用ワークシート

エ. その他：全言語一斉の夏休み教室の実際と成果

a. 実施期間

7月25日～31日 (土日を除く5日間) 9月からの転入生、体験5名を含む
8月27日～31日 (5日間)

b. 実施内容

- ・全員日本語力チェックテスト
- ・自己紹介を兼ねて、「好きなもの・好きなことマップ」作り
- ・ビデオ鑑賞『NHK 地球大紀行』 地球ができるまで

- ・地球を題材にした詩の朗読と、感想
- ・算数用語カルタ
- ・関東の県についての情報を覚える、統計を読んでクイズを作る

c.成果

特に全言語一斉だったため、大勢いることで励みになり、楽しみに通う生徒が多かったようだ。体験参加者の内、初期指導の必要な1名と、適応指導の必要な1名が9月から通級教室に通うようになった。日本語力の向上というより、自己表現をする機会ととらえると、もっている力を存分に発揮するという効果があったと思われる。

d.連携

通級という方式を取り入れているため、児童・生徒の在籍校の学級担任、国際理解担当、通級教室の担当教員、コーディネーター、日本語指導員、協力員、保護者との連携が必要になる。教室で顔を合わせることがない在籍校との連絡方法としては、連絡ノートを作成し、毎回通級教室での勉強内容や精神面等を書いた。それを児童・生徒が在籍校に持ち帰り、担当者に見せて学校の様子を書いてきてもらった。通級の利点としては、一人一人と接する機会が多く、彼らの内面を知ることが出来たことである。連絡ノートによって、在籍校での生活態度、家庭環境、在籍校で見せる顔と本校で見せる顔が異なること等がわかった。問題点、改善点など綿密な打ち合わせがさらに必要だが、児童・生徒のノートの渡し忘れ、在籍校の担当が関わることができる時間、意識の制約等は今後の課題である。



授業の初めに、集中力をつけるためのリスニングの問題を、本で囲ったり、思い思いの格好で解いているところ。

(3) 八千代市における実践研究

①市教育委員会の取組

ア. 日本語指導員の派遣

八千代市には工業団地がいくつかあり、そこで働く外国人が年々増加している。それに伴い日本語指導を必要とする外国人児童生徒も増加している。そこで、本事業の実施に当たり、特に在籍児童生徒数の多い村上小学校と村上東中学校をモデル校として、日本語指導員（本市では外国人児童生徒等教育相談員と呼ぶ）を派遣した。

- 「日本語指導を行う外国人児童生徒等教育相談員」を派遣し日本語能力の向上を図った。
- 「母語を話す外国人児童生徒等教育相談員」を派遣し、日本語指導、教育相談、及び通訳を依頼した。母語の種類は、ポルトガル語及びスペイン語であった。

イ. 他機関等との連携

- a. 市総務部国際推進室及び市国際交流協会との連携を図り、「サバイバル日本語講座」(8/27～29)を後援し、「親と子どものための学校ガイダンス」(12/9)に参加協力した。
- b. 八千代市国際交流協会日本語指導ボランティア部会の協力を得て、相談員を確保することができた。

②村上小学校の取組

7. 日本語指導の必要な児童の実態

- a. 学年別：1年生4名，2年生1名，3年生1名，4年生3名，5年生2名，6年生1名，計12名
 出身国（母語）別：ブラジル（ポルトガル語）6名，ペルー（スペイン語）3名，フィリピン {フィリピン（タガログ）語} 3名
 滞在年数別：1年未満1名，2年未満4名，3年～4年1名，7年～8年4名，9年～10年2名
- b. 日本語のレベル：初期指導6名，中期指導6名

4. 日本語指導の実際

- a. 指導体制：外国人児童生徒等日本語指導対応加配教員（1名週22時間）と八千代市教育委員会から派遣される外国人児童生徒等教育相談員（スペイン語1名週3時間，ポルトガル語1名週3時間）が適応指導・日本語指導を行っている。
- b. 指導の形態・方法：日本語指導教室で，個別またはグループ指導を行った。習得の度合いに応じて，少ない児童で週1時間，多い児童は週5時間程度学習した。年齢が若い分，日本語の習得は早く，6ヶ月間で会話の意味がだいたいわかり，生活には困らない程度になっている。また，学級の一斉指導の中での「付き添い指導」も行った。

ウ. 教材開発

主に「にほんごを まなぼう」，「こどものにほんご」，「にほんごだいすき」を使用して指導した。また，漢字は「聞く言語」より「見る言語」の特性を活かした「手作り漢字辞典」などの教材開発を進めた。日常的に身近に目にする漢字を教材として書くことの指導を行い，児童は身近な漢字が少しずつ読めるようになってきた。



③

村上東中学校の取組

7. 日本語指導の必要な児童の実態

今年度編入したポルトガル語を母語とする生徒4人とスペイン語を母語とする生徒2人に対して日本語指導を行った。編入の時期は、4月に3名、6月・10月・11月にそれぞれ1名で、日本に来てすぐに就学した生徒もいれば、2年間不就学だった生徒もいる。ほとんどの生徒が日本での進学や就職を考えているため学習意欲が高く、まじめに前向きな姿勢で日本語習得に取り組んだ。

イ. 日本語指導の実際

a. 母語（ポルトガル語・スペイン語）による日本語指導

母語を話す相談員には、日頃意味がわからないが聞けないでいることを母語で説明してもらうことができたり、自分の言いたいことを十分に伝えることができるので心理的に安定する。生徒自身や保護者と学級担任・その他の教員との間の通訳をしてもらい、お互いの意志の疎通を図ることができた。

b. 日本語による日本語指導

日本語指導の相談員の授業は、母語が異なっても一緒に学ぶことができるので、効率的である。また、編入時期が違っても協同して学習する中で学び合いが生まれ、その結果日本語習得の促進に成果が見られた。そして、これらの相談員が一同に集まり、情報を交換することにより、一人一人の外国人生徒にどう支援していくか話し合う体制を作ることができた。

④改善の方向

以上のように、学校において外国人児童・生徒にも学習する機会を提供し支援することにより、学校に居場所を持たせることができたと考える。今後は、さらに就学前及び就学直後の外国人児童生徒に対する初期指導教室の実施等、初期指導体制の整備を図りたい。

（４）成田市における実践研究

成田市では、外国人児童生徒の入学・編入に関しては拠点校方式をとっている。日本語教育補助員を雇用し、拠点校に配置した上で、外国人児童生徒の保護者の要望により、学区をこえて指定校を決定している。しかし、拠点校が居住地よりも遠隔である等の理由により、学区の小中学校に在籍する場合もあり、拠点校以外の学校にも日本語指導が必要な児童生徒が在籍している。

そこで、外国人受入体制整備研究事業により、語学ボランティアを活用した外国人児童生徒への支援及び学校における日本語指導に関する指導の充実を図っている。

① 語学ボランティア派遣

スペイン語・・・1名

中国語・・・1名

韓国語・・・1名

フィリピン(タガログ)語・・・1名

モンゴル語・・・1名

※派遣回数 は 1 校あたり年間 15 回。(1 回につき 4 時間が基本)

② 語学ボランティア派遣校

- ・成田小学校・橋賀台小学校・中台小学校・平成小学校・中台中学校・玉造中学校・大栄中学校の 4 小学校 3 中学校へ派遣。
- ・各学校の実態に応じて、日本語指導教室等での指導及び付き添い指導を実施。

③ 派遣校の成果及び課題

【成 果】

<児童生徒への成果>

- 日本に来て間もない外国人児童生徒にとっては、慣れない生活に不安や戸惑いがあったが、母語で話すことによりそれらの不安を取り除くことができた。
- 学校のルールや持ち物など、日本語の説明では理解できないことを通訳することにより、容易に理解することができた。
- 家庭や学校であった楽しいことやつらいことを母語で伝えることにより、家族以外で母語を話せる相手がいることが、彼らにとって非常に大きな安らぎになっていた。また、語学ボランティアが彼らの話を受け止めるカウンセラー的な役割を果たしていた。
- 学校からの文書を語学ボランティアに翻訳してもらうことにより、保護者が学校に対する理解を深めるとともに、担任や他の教師も生活指導がしやすくなった。また、外国人児童生徒にとっても、ただ単に周りの子と同じことをしているだけでなく、今は何を目的にしているのか、なぜそれをしているのかまで理解することができた。
- クラスの中では他の児童と同じ活動ができない場合が多いため、別の課題に取り組んだり自習をしたりすることがあった。しかし、日本語指導教室等での指導の時間に事前学習をすることにより、積極的に挙手をして発表する機会が多くなり、発表に対して自信を持つことができるようになるとともに、周りの児童も拍手をして賞賛するなど、効果的な指導をすることができた。

<教師への成果>

- 語学ボランティアが毎回ついているのではないため、それぞれに対応した言語の本を購入して指導することにより、指導の難しさを知るとともに、日本語を一つずつ身につけていった時の喜びを感じることができた。
- 1 学期に週 1 回のペースで語学ボランティアに入っていたが、学習用具の購入や健康診断・身体計測など、大事な時期に語学ボランティアの支援がありとても助かった。

<保護者への成果>

○保健面での検査や治療勧告についての学校からの文書を翻訳したり、電話で説明したりすることにより、保護者にも理解できるような手段をとることができ、効果的であった。児童生徒が学校に慣れることは早いですが、保護者も学校の様子や生活について知ることにより、子どもへの支援がうまくできるようになった。

<語学ボランティアの意見>

○子どもたちに教えることにより、自分でもとてもよい勉強になった。

【課題】

△一週間の中でも、一緒にいられる時間が限られており、日課変更の場合などには対応がうまくいかなかった。

△児童が語学ボランティアを頼りすぎてしまうと、日本語を聞かなくなったり、自分から新しい言葉を言わなくなったりしてしまう。

△低学年の児童の場合は、体操服をたたんだり机から物を出したりすることまでもお願いしてしまいがちなので、行動に関しては支援せずに自分でできるように語学ボランティアをお願いした。

(5) 市原市における実践研究

① 市原市教育委員会の取り組み

ア. 日本語指導支援員の派遣

《フィリピン(タガログ)語対応者1名・タイ語対応者1名・日本語指導支援者4名》

拠点校2校において、母語に対応した支援員及び日本語指導支援員の増員を図った。

当該校では、従来に比べ母語に対応した日本語指導の機会を多く持つことが出来、小学校においては、学習形態において「日本語指導教室等での指導」だけでなく、学級での付き添い学習指導を実施した。「付き添い学習指導」では、他の児童生徒の反応等、様々な要因が絡んでくるため、まず支援者と児童の信頼関係を構築することから取り組みを始めた。

イ. 日本語指導教材の支援

拠点校を中心に日本語教材を多く購入し、自作教材・教具等の資料作りに取りくむことが出来るようになった。さらに、拠点校から他校へと貸し出す形を取りたい。

ウ. 日本語指導者のための実技研修会の実施

該当児童生徒の日本語学習だけではなく、指導者側の指導力の向上をはかることも重要と考える。しかし、派遣日等の関係もありなかなか研修に参加できない状況である。そこで、市教育委員会主催の2回の実技講習会を開催することができた。研修会では、日本語支援の心構えや教材のつくり方等を含めた具体的な実技指導の研修を実施した。またそこでは互いの情報等を交換することもでき充実したものとなった。指導者の指導力向上のために、今後もこのような機会は続ける必要がある。

(参加者)・市原市外国人子女等指導協力者

- ・外国人児童生徒受入体制整備研究会市原市支援員
- ・日本語指導のための加配学校の教員

エ. 教職員のための研修の充実

市の外国人子女等教育担当教員の研修会及び拠点校の教職員を対象に、外国籍児童生徒の受け入れ体制について研修する機会を設定した。

学校側が、該当児童生徒の不安感を理解する大切さなどを、「外国人の子どもが学校にやってきた」と題したビデオ視聴や講演等を通して研修した。このような場はさらに設定していく必要があると考える。

(実施内容)・拠点校を含めた3学校教員への研修 (1回)

- ・外国人子女教育担当教員研修会での研修 (2回)
- ・外国人子女等指導担当協力員・支援員及び日本語指導加配教員のための実技研修 (2回)

オ. 翻訳資料の作成

本市はフィリピン国籍の児童生徒が多く、フィリピノ(タガログ)語の支援が急務である。すでに「学校連絡文書」5ヶ国語(フィリピノ(タガログ)語・スペイン語・ポルトガル語・英語・中国語)を各学校に配布してあるが、学校教員からは、児童生徒と直接話す言葉に苦慮している、また該当児童生徒が体調が良くない場合に必要な言葉や保護者への保健関係の配布書類等の翻訳がほしい等の声が聞かれた。

そこで、指導協力者や支援員の協力を得ながら、「楽しい学校生活を過ごすために」(フィリピノ(タガログ)語版)の作成に取り組み、19年度末までに全小中学校に配布することが出来た。

また、学校からの保健関係配布物(歯科・眼科・耳鼻科・心疾患)の5ヶ国語(フィリピノ(タガログ)語・スペイン語・ポルトガル語・中国語・英語)を平成20年度に配布予定である。

② 市原市立白金小学校の取り組み

7. 日本語指導の必要な児童の実態

a. 児童数、言語、国籍等について

日本語指導が必要児童数31名であり、うち19名が外国籍の児童である。日本語指導教室(ワールドルーム)を運営し、日本語がよくわからない外国人子女等対し学校生活に適應できるよう心の安定を図るとともに、日本語指導の支援をしている。

《指導者7名《市外国人指導者指導協力者(母語対応3名)、支援員(日本語指導4名)》

b. 実態について

本校はフィリピン人の編入や転入生が多い。またワールドルームへの通級期間が5年以上の児童が5名いる。児童の学習状況を見ると、漢字学習や算数に対する理解が難しいため在籍学級での授業についていけない児童が多いようである。また日本国籍の児童については、ほとんどが日本生まれであるが、幼稚園や保育園に通う児童は少ない。ほとんどは家の中で過ごしているため入学してくる児童の殆どは、日常会話が不十分である。

イ. 日本語指導の実際

a. 日本語指導教室等での指導の状況

国語・社会・道徳の時間を中心に日本語指導教室等での指導をしている。日本語学習の理解度を考慮しながら日課表を作成している。今年度は個に応じた指導時間を増やすことができた。

1 時限の中で多くて 10 名、少なくとも 3 名の児童を 3 名で指導している。このように多くの指導者が関ることが出来、児童の学習に対する集中度が高まり学習内容の理解も深まってきている。学級担任から「漢字が書けるようになってきた」「テスト問題文の意味が少しずつわかるようになってきた」「休み時間などに、質問に来る回数が減り、先生や友達の話がわかるようになってきた」等の声が聞かれるようになってきた。

また、日本語指導教室等での指導時間のなかで、日本語指導支援者を中心に、一斉授業をする時間を持った。助詞の使い方や日常使用する言葉を、児童相互の交流も交えながらの学習を進めている。この時間では、既習の児童が他に教える場面もあり、一緒に練習する微笑ましい姿が見られた。



《具体的な指導内容》

- ①言語（ひらがな・カタカナ・単語）
- ②漢字（各学年の漢字・漢字のつくり）
- ③音読（詩の音読・音読の仕方・教科書の音読）
- ④文作り（短文作りの練習・添削）
- ⑤生活用語（学校、家庭、地域の生活に必要な言語）
- ⑥算数（加・減・乗・除の計算、簡単な文章問題）

b. 付き添い学習指導

日本語指導教室等での指導以外の方法として、指導者が児童の在籍学級に入り、授業の中で、物語文の登場人物の心情などを母語で教えたり、担任の説明の補足をしている。指導対象が、母語のできる児童に限られる事、また該当児童 1 名に指導者 1 人となるため回数に限られるが、日本語指導協力者が来校する時間を中心に、回数を増やすことは可能である。指導を受けた児童には、国語の授業のなかで意味がわからない時に質問ができるので好評であった。また、指導者側からも、つまずきの箇所がわかるので、今後の指導に役立てることができる。



ウ. 保護者との連携（対応）の在り方

- ・懇談会 年度末に懇談会を実施し、日本語指導の状況について話したり、家庭で取り組んでほしいこと等について話したりしている。
- ・個人面談 在籍学級での面談に合わせて個別に面談を行い、児童の学習の進展状況や家庭で取り組んでほしいことを伝えている。
- ・配布物 家庭への配布物にはすべてルビをつけ、連絡内容の徹底を図っている。必要に応じて、日本語指導協力者に依頼し電話等で説明してもらう。
- ・その他 就学時健康診断での協力を日本語指導協力者に依頼している。

③ 市原市立若葉中学校の取り組み

7. 日本語指導が必要な生徒の実態

a. 生徒数、言語、国籍などのついて

- ・ 外国籍生徒数は 13 名おり、うち日本語指導が必要な生徒は 11 名である。
- ・ 指導生徒 11 名 《フィリピン(タガログ)語 8 名、スペイン語 2 名、タイ語 1 名》
- ・ 指導者 4 名 《日本語指導協力者 2 名 (母語対応) 支援者 2 名 (母語対応) 》

b. 実態について

保護者の関係で来日し、本校に転入してきた編入また転入してきた生徒が多い。まず日本文化に慣れない、また日本語がよくわからないため、戸惑い悩むことが多いようである。しかし、同じ母語で会話できる生徒も在学しているので、友人関係により個々の適応に差が見られる。教科指導の面においては、加配教員がないため、日本語指導時に簡単な教科指導ができる程度である。中学校においては、教科制になっているので、時間を確保し教科指導を進めることが必要である。また 3 年生においては、進路に向けて学習することが必要になり、日本語理解の不利を補うことが必要になってくるがなかなか個別に対応することができない。

4. 日本語指導の実際（日本語指導教室等での指導状況）

「日本語指導教室等での指導」は、金曜日に 2 時間実施している。対象生徒が各学年数クラスに在籍していること、また生徒の中には実技科目には参加したい希望があり時間の設定に苦慮している。また、フィリピン(タガログ)語対象の生徒が多い時には 8 名前後いて、市より派遣の日本語指導協力者と支援者 2 名で指導しても、生徒の理解度に合わせた指導や指導プリント等の質問にも十分対応できないことがある。しかし、1 名増えたことにより、これまでの週 1 回 2 時間の指導に加え、別な曜日の放課後に 1 回、日本語指導をする時間を設定することが出来た。この時間には、日本語指導を中心に、個々の理解度に合わせたプリント等を使用し、より生徒個々のニーズに合わせた指導を図っている。生徒も意欲的に取り組む姿が見られた。またタイ語の母語対応支援者の派遣により、該当生徒の精神的な安定がはかれた。その成果は本人の学習意欲の向上にもつながっている。

ウ. 保護者との連携（対応）の在り方

日本語指導実施については、保護者の理解をいただき生徒本人とも確認してしながら実施している。また教室での授業が理解できると判断できる生徒には、保護者とも確認しながら日本語指導を終了している。また対象生徒は日常会話ができることが、保護者に言葉が十分通じない場合がある。そのような場合は、母語対応の日本語指導協力者の援助により意思の疎通を図っている。特に高校受験時には、指導協力者に面談等に同席してもらうこともあった。また、保健関係の文書については、出来るだけ翻訳文を添えて、該当生徒の保護者に配布している。

4. 本県の受入体制の整備

(1) 日本語指導の改善

① ボランティアの養成体制の整備

ア. 日本語学習支援ボランティア研修会の開催趣旨

本県の研究では

- ・ 県内の公立小・中学校および県立高等学校に在籍する外国人児童生徒の数は増加の傾向にある一方、加配教員の増加が期待できない中、児童生徒の日本語学習を支援する支援員（補助者・ボランティア）は貴重なマンパワーであること。
- ・ 初期の段階では、児童生徒の母語が話せて、日本語指導もできるボランティアがもっとも必要であること。
- ・ 支援員（補助者・ボランティア）が子どもに与える影響を考慮して人材育成をする必要があること。
- ・ 県内どの地域にも外国人が居住し、受け入れる学校は対応に苦慮していることから、適切な対応と支援ができる支援員（補助者・ボランティア）を育成するための研修を行う必要があると考えた。そのため、平成 18 年度に 1 回、平成 19 年度は 2 回、日本語学習支援ボランティア研修会を開催した。

イ. 平成 18 年度外国人児童生徒日本語学習支援ボランティア研修（1 コース全 4 回）

a. 研修のねらい

外国人児童生徒が、心身ともにより良い成長ができるよう、子どもたちの立場や心理的な面をよく理解し、ボランティアとしてどのような支援ができるかを研修し、支援員（補助者・ボランティア）としての資質向上を図る。

b. 対象者

- ・ 県内の外国人児童生徒の学習支援に関わっている人、関心のある人
- ・ 研究会として実施する初めてのボランティア研修会だったため、県内市町村教育委員会や国際交流協会を通じ、幅広く募集を案内した。（各市町村の外国人児童生徒支援者や日本語ボランティア）
- ・ 千葉県国際交流センターの語学（通訳・翻訳）ボランティアの登録者

c. 会 場

- ・ 千葉会場（千葉県総合教育センター） 市川会場（市川市教育会館）
- ・ 外国人児童生徒が多い市を考慮した。

d. 研修日程及び内容

	期日	10:00～12:00	13:00～15:00
第 1 回	千葉会場 平成 19 年 2 月 26 日(月) 市川会場 3 月 2 日(金)	外国人児童生徒の教育について 千葉県教育庁教育政策課主幹 岩津由雄 学校現場から 市川市立第七中学校教諭 島田三恵子	日本で教育を受けて 外国人児童生徒の OB/OG 外国人児童生徒の日本語学習支援に関わって（現状把握、問題と課題） ボランティア

第2回	千葉会場 3月3日(土) 市川会場 3月17日(土)	外国人児童生徒を取り巻く環境、 異文化の中で 東京都港区立三光小学校教諭 宇土泰寛	異文化に暮らす外国人の子どもたちの心理的支援 明治学院大学心理学部教授 井上孝代
第3回	千葉会場 3月12日(月) 市川会場 3月9日(金)	日本語を教えるということ TIJ 東京日本語研修所所長 高柳和子	ボランティアの日本語学習支援 日本語教育専門家 井上恵子
第4回	千葉会場 3月19日(月) 市川会場 3月23日(金)	日本語指導上の留意点 (社)国際日本語普及協会 地域日本語教育担当理事 関口明子	指導法・アイデア・教材について (社)国際日本語普及協会 地域日本語教育担当理事 関口明子

e. 参加者 (千葉会場 103名 市川会場 105名)

千葉県国際交流センターの語学(通訳・翻訳)ボランティアの登録者から、約70名の受講があった。受講者の中には、ポルトガル語、中国語、フィリピン(タガログ)語、タイ語のネイティブスピーカーも参加したことは心強い。

受講者を市町村別に見てみると、市川市(35名)、船橋市(35名)、八千代市(33名)、成田市(10名)、市原市(8名)など、今回の研究調査のモデル地区に選ばれた市から多く参加しており、今後の活躍に期待が持てた。

研修が全4回、平日の10時から15時までの長時間に及び、受講できる対象にかなりの制限があったと思われるが、このように多くの参加者があったことは、それだけ外国人児童生徒の支援に関心が高く、すでに支援活動をしているボランティアも多いことが窺える。

f. 成果と課題

- ・実際に地域や学校で外国人児童生徒への学習支援にあたっているボランティアに対して、外国人児童生徒の心理や日本語指導の留意点、指導・アイデア・教材等と幅広い研修を行ったことは、研修後すぐ、学校での外国人児童生徒への日本語学習支援の改善に効果的であると考えられる。
- ・ボランティアとしての経験や支援方法に差が見られた。今後、受講者の実態に合わせた研修内容の充実が求められる。

ウ. 平成19年度外国人児童生徒日本語学習支援ボランティア研修(STEP UP I)

a. 研修のねらい

ワークショップを通して具体的な支援方法を学び、ボランティアとしてより充実した日本語学習支援をする力を身につける。

b. 対象

- ・主として平成18年度外国人児童生徒日本語学習支援ボランティア研修受講修了者

c. 会場：千葉県総合教育センター

d. 研修日程及び内容

	期日	10:00～12:00	13:00～15:00
第1回	平成19年 7月17日(火)	「日本語指導の実際」 波多野ファミスカル言語講師 地球っ子クラブ 2000 スタッフ 田辺 理子 世田谷区教育委員会帰国・外国人教 育相談室 奥谷 規子	「ワークショップに向けて」 波多野ファミスカル言語講師 地球っ子クラブ 2000 スタッフ 田辺 理子 日本語教育専門家 井上 恵子
第2回	7月20日(金)	「ワークショップ」 田辺 理子 井上 恵子	「グループ発表と講評」 田辺 理子 井上 恵子

e. 参加者：56名

f. ワークショップの実施状況

- ・1グループ5～6名で、10グループ
- ・テーマにそって、グループごとに協議、教材等の作成・検討、発表。発表の方法は、代表者による説明、模擬授業、教材作成及び提示等、グループごとに決める。
- ・テーマ

日本語を全く話すことができない子どもへの指導

ある程度日常会話ができる子どもへの指導（小学校低・中学年）

〃

（小学校高、中学校）

会話力はあるが教科学習についていけない子どもへの指導（小学校低・中学年）

〃

（小学校高学年、中学校）

各グループが作成した指導例（抜粋）

テーマ「ある程度日常会話ができる子どもへの指導（小学校低・中学年）」

<想定児童>

- ・小学校2～4年生 来日2～3年 日系スペイン語圏
- ・日本語は最低限の語彙、話す、聞き取りはある程度可能。読む、書くは苦手。
ひらがな、カタカナの清音の読み書きはできる。
短文、単語の羅列でコミュニケーションができる。助詞は入らない。

<指導の流れ（案）>

○カタカナ表記練習（長音、拗音、撥音、濁音）

- ・語彙の定着→表記→できあがった作品はお土産として持ち帰る。
- ・子どもの好きなテーマで 例えば、サッカー用語やレストランのメニュー等

○曜日・時間

- ・子どもが見ているテレビ番組表づくり

g. 成果と課題

- ・ 基本的な研修の修了者を対象としたステップアップ研修にしたことにより、研修内容を高度にし、受講者の実態や要望に沿う研修内容にすることができた。
- ・ ワークショップという手法を取り入れることにより、参加者が主体的に研修し、新しい指導方法等を学ぶことができた。
- ・ お互いのグループの発表を見合うことにより、受講者の視野を広げることができた。
- ・ 小人数のグループごとに活動することにより、受講者のネットワークができ、今後の活動に生かすことが期待される。
- ・ 研修で学んだことを学校の中で生かすには、各学校でボランティアと日本語担当教員や日本語指導協力員、該当児童生徒の担任等が連携して日本語学習支援を進めていくことが必要である。この問題については、ボランティア個人の問題にとどまらず、学校や行政の関わり方を検討していく必要がある。

エ. 平成 19 年度外国人児童生徒日本語学習支援ボランティア研修（入門編）

a. 研修のねらい

日本語指導の必要な外国人児童生徒の心理や基本的な指導方法を学び、支援員（補助者・ボランティア）としての基礎的・基本的な力の定着を図る。

b. 対象

- ・ 県内の学校等で外国人児童生徒の学習支援に関わっている人、関心があり、これから関わっていこうと思っている人

c. 会場：市原青少年会館

d. 研修日程及び内容

	期日	10:00～12:00	13:00～15:00
第 1 回	平成 20 年 3 月 22 日(土)	「外国人児童生徒受入体制の現状と課題」 千葉県教育庁教育政策課副主幹 古橋 章光 「異文化に暮らす外国人の子どもたちの心理」 ボランティア	「ボランティアの立場からの学校への関わり方」 (適応・日本語指導) ・ 支援の仕方 ・ 意見交換 日本語教育専門家 井上 恵子

e. 参加者：34 名

f. 成果と課題

- ・ 平成 19 年度第 1 回目の研修内容は、ボランティアの経験の長い人に対応したやや高度なものであったが、今回はボランティアの裾野を広げる意味もあり、入門編として基礎的・基本的な内容を中心とした。研修の対象者や目的を明確にすることで、受講者のニーズにあった研修とすることができた。
- ・ 昨年度、これまでは、葛南、千葉市を会場として研修会を実施してきた。しかし今回は、外国人児童生徒の登録者が多い市原市を中心とした南房総地域で研修会を実施し、その地区で活動するボランティアが参加しやすくなることに考慮した。県として計画

的な外国人児童生徒への支援体制整備に有効であったと考える。今後も、他の地域での研修実施を計画していきたい。

- ・「ボランティアの立場からの学校への関わり方」については、講師から県内の学校でのボランティアや日本指導協力員の活動状況、学校からボランティアへの要望等についての話があり、学校現場からの声に即した研修となった。
- ・受講者を少人数のグループに分けて協議を行ったことにより、それぞれの立場での支援方法について情報交換を行うことができた。
- ・「主として母語による支援」「主として日本語による支援」という支援方法の違いによってボランティアに依頼する支援内容も違ってくる。このことについては、ボランティアに任せるのではなく、ボランティアを依頼する教育委員会や学校側が意識し、適切に対応していくことが必要であり、今後検討していく必要がある。

ホ. 平成 18・19 年度外国人児童生徒の日本語学習支援ボランティア研修会を通して

受講者には、研修が終わった後に「今日の気づき」を提出してもらった。この「今日の気づき」は、受講者が講義を受けて気づいたことや感じたことを、自分自身フィードバックできるだけでなく、主催した当研究会の貴重な参考資料になった。研修の主旨が伝わっているか、講師のメッセージがきちんと受け止められているかが確認でき、また受講者の考え方が窺えて興味深い。

そのうちのいくつかを受講者の声として、掲載する。

- ・外国人児童教育全体に対して、行政、教育機関（大学の日本語教育も含めて）が一つの組織として柱になる行動が必要ではないか。
- ・千葉県在住の日本語指導を必要とする児童生徒の数に対して、指導する人数が不足しているようだが、ボランティア等で手伝いたくても、勝手に学校内に入っていけない。
- ・現況では日本語指導の専門家がない点が気になる。行政的な解決が無くては難しいのではないか。
- ・外国人の問題は福祉の問題というお話には目からうろこが落ちた。ボランティアとして外国人の子どもたちに関わることは、生半可な気持ちではいけないと思った。今以上に子どもの話すことに耳を傾けようと思う。
- ・日本語を教えるということは「外国人の基本的な人権を守ること」「人間尊重の教育」が根底にあることが分かった。
- ・「子どもは大人と違って、全てが成長の過程」だという言葉が印象的だった。「言語を習得する」ということはどういうことなのか、またその子どもがどのように成長してきたのかということ把握することの重要性がわかった。

② 教職員の養成

ア. 日本語指導に関する研修会開催

本県の日本語指導に関する研修会の現状として

- ・県教育委員会主催「日本語指導を必要とする外国人児童生徒を支援する教員等を対象とする研修」の実施はない。（平成 18 年度）
- ・独立行政法人教員研修センター主催「外国人児童生徒等に対する日本語指導のための指

導者の養成を目的とした研修（外国人児童生徒等日本語指導講習会）」への参加者数には制限があり、県内で10名足らずである。

- ・ 県教育委員会が加配している日本語指導担当教員の、専任教員としての知識や技術の習得については、各市町村教育委員会及び該当の小学校及び中学校に委ねている、ことがあげられる。年々増加する外国人児童生徒に、より適切な対応をしていくためには、県として日本語指導に関する研修等を実施し、現職教員の指導力の向上と専任教員の養成を図ることが必要であると考え、平成19年度は、3回の研修を実施した。

イ. 平成19年度第1回外国人児童生徒の日本語指導担当者連絡協議会

a. 研修のねらい

本県における外国人児童生徒受入体制の現状を知るとともに、JSLカリキュラムや日本語指導の基本について研修し、日本語指導担当者の資質向上を図る。

b. 対象者：小・中学校日本語指導担当者：市町村教育委員会担当者

c. 会場：千葉県総合教育センター

d. 研修日程及び内容

期日	9:00～12:00	13:15～16:00
平成19年 6月8日(金)	「外国人児童生徒の受入体制について」 千葉県教育庁教育政策課主幹(兼)室長 大久保 利宏 「JSLカリキュラムについて」 千葉県教育庁指導課指導主事 渡邊 信治 「日本語指導に係る教材及び指導について」 日本語教育専門家 井上 恵子 「日本語指導の留意点について」 元千葉県国際交流センター国際交流推進員 横山 解子	講演 「日本語を教えるということ」 TIJ 東京日本語研修所長 高柳 和子 「外国人児童生徒の指導及び指導体制の課題について」 大久保 利宏

e. 参加者：54名

ウ. 平成19年度第2回外国人児童生徒の日本語指導担当者連絡協議会

a. 研修のねらい

日本語指導教室の授業参観をとおして、具体的な指導方法や教室経営等を研修し、日本語指導担当者の資質向上を図る。

b. 対象者：小・中学校日本語指導担当者：市町村教育委員会担当者

c. 会場：市原市立白金小学校（第1回：小学校部会）

市川市立第七中学校（第2回：中学校部会）

d. 研修日程及び内容

	期日	13:00～16:30
第1回	平成19年 11月8日(木)	「日本語指導教室授業参観」 指導者・協力者 「白金小学校における日本語指導について」

		<p>市原市立白金小学校教諭 高嶋 富雄</p> <p>・グループ別協議</p> <p>「外国人児童生徒の指導及び指導体制の課題について」</p> <p>千葉県教育庁教育政策課副主幹 古橋 章光</p>
第2回	11月14日(水)	<p>「日本語指導教室授業参観」 指導者・協力者</p> <p>「第七中学校における日本語指導について」</p> <p>市川市立第七中学校教諭 島田 三恵子</p> <p>・グループ別協議</p> <p>「外国人児童生徒の指導及び指導体制の課題について」</p> <p>千葉県教育庁教育政策課副主幹 古橋 章光</p>

e. 参加者：小学校部会 35名 ：中学校部会 13名

エ. 平成19年度第3回外国人児童生徒の日本語指導担当者連絡協議会

a. 研修のねらい

外国人児童生徒OGや保護者から、直接日本の教育についての話を聞いたり、日本語指導の課題について情報交換したりすることで、日本語指導担当者の資質向上を図るとともにネットワークづくりの構築を目指す。

b. 対象者：小・中学校日本語指導担当者 ：市町村教育委員会担当者

c. 会場：県総合教育センター

d. 研修日程及び内容

期日	9:00～12:00	13:00～16:30
平成20年 1月29日(火)	<p>「外国人児童生徒の指導について」</p> <p>船橋市日本語指導教室支援コーディネーター</p> <p>仲江 千鶴</p> <p>千葉県外国人児童生徒指導協力員</p> <p>石村 立元</p> <p>「日本の教育について」</p> <p>外国人児童生徒OG3名</p> <p>八千代市外国人児童生徒教育相談員</p> <p>田中 ふみ子</p> <p>仲江 千鶴</p> <p>石村 立元</p>	<p>「外国人児童生徒の適応・日本語指導の課題」</p> <p>・グループ協議</p> <p>・協議内容の発表</p> <p>・研究員からの講評</p>

e. 参加者：46名

オ. 平成19年度外国人児童生徒の日本語指導担当者連絡協議会を通して

- ・県教育委員会が初めて外国人児童生徒の日本語指導担当者を対象とした研修をじっししたことで、県内の外国人児童生徒受入体制が市町村教育委員会にも周知され、行政としての取組の必要性・重要性の認識が高まった。
- ・今まで、各学校や地域で独自に指導が行われてきたが、日本語指導の研修を実施するこ

とにより、適切な指導、優れた実践が共有され、それぞれの日本語指導担当教員の資質向上につながった。

- ・一堂に介しての研修、さらにグループ協議を行うことにより、日本語指導教員のネットワークづくりの場を提供することができた。
- ・個々の外国人児童生徒の指導は、転入とともに始まり、また児童の実態によって指導方法、指導内容は異なってくる。実態に合わせた指導、系統立てた指導については、さらに検討を行う必要がある。

③ 日本語指導教室（学校）の整備

7. 教材（テキスト）の整備→教材一覧の作成

外国人児童生徒が日本の学校生活に適応し、授業を理解するまでの日本語は、3つの段階に分けられる。第1段階は学校生活の基本的な事柄を理解させ、日本の生活習慣や学校生活への適応を図るための日本語指導、第2段階は学校生活を送る上で基本的に必要な日本語の力をつけさせるための日本語指導、第3段階は学習に必要な日本語指導である。楽しく、より正確に日本語を身につけるためには、次の5点に留意した教材が有効である。

- a. 発達段階や日本語力のレベルに合わせた教材
- b. 学校生活を場面にした教材
- c. 聞く・話す・読む・書くという4技能を並行して学習できる教材
- d. 絵やイラストを取り入れた教材
- e. いろいろな活動やゲームを取り入れた教材

現在市販されている教材や学校で開発された教材の中から、外国人児童生徒向けとして有効なものを別冊「日本語教材リスト」としてまとめた。

4. 日本語指導教室の環境整備

外国人児童生徒が楽しく日本語を学習できるように整備する。また、受入れる側の日本人児童生徒と共に外国のことを学べる環境、つまり国際理解教育の推進にも役立つようにする。

a. 指導教室の名前

ワールドルーム、レインボールーム、コスモスルーム、日本語ルーム、なかよしルーム、なのはなルーム、さくらルーム、世界を結ぶ部屋、国際理解ルーム等

b. 書籍など

世界の国々の紹介、地域についての説明、やさしい日本の歴史、やさしい物語、図鑑、こども百科事典、辞書（日本語、漢字、言葉の使い方、和英・英和、母語との対訳）、地球儀、ジグソーパズル（地図など）カルタ、絵カード、文字カード等

c. 機器・道具

コンピュータ、CDラジカセ、電子辞書、漢字ゲーム、楽器（オルガン・ウッドブロック等）

d. 掲示物

学校教育目標、日本語教室の目標、年間行事予定、ひらがな50音表、かたかな50音表、学年別漢字表、日課時程表、時間割表、外国人児童生徒の母語（挨拶、数字等）、掛

け算九九表等

ウ. 独自の日本語指導教材の開発

a. 臨界期で分けたカリキュラム・指導書

臨界期（10歳前後）前に来日した児童生徒への指導法と臨界期後に来日した児童生徒への指導法の違いにより、カリキュラムを組む。

b. コピーして使えるワークシート・練習問題

A4サイズでワークシートと練習問題を表裏に印刷したものをコピーして使う。また、実態に合わせて選んで学習できるように綴じないでレベルごとにプラスチックケースなどに入れて保管する。

c. 文字練習帳（ひらがな、かたかな、漢字）

（2）教科指導の改善

① 補習体制の設置準備

児童・生徒が授業を受けている教科は、各学校における担当教員が中心となり、児童生徒の日本語習得段階に沿って選択し、各学校が工夫した指導体制で教科指導にあたっている。教科指導に際しては、児童生徒の日本語習得の難しさのために日本語能力が不十分であっても、教科学習の時間を保障するために、通訳ボランティアの支援による母語での学習が一般的である。

日本語を十分に習得し、教科学習の機会を保障しながら学力をつけるためには、例えば、国が開発した、日本語指導を通じた教科指導のための「JSLカリキュラム」の活用が有効な手だての一つである。「JSLカリキュラム」は、小学校版がすでに開発されているが、中学校版は開発中である。本カリキュラムの具体的な活用には、児童生徒の実態と指導者の在り方、学習内容等に応じた創意・工夫の上、活用する必要がある。

なお、教科の学習指導については、とりわけ来日前における学習歴（学習内容及び状況、学力等）の把握と理解が必要であるが、情報量が少なく、手段方法も限定されているところからたいへん困難な状況である。

現在、日本語指導、教科指導、日本語指導を通じた教科指導の在り方については、在籍該当校においては、それぞれが課題意識をもちながら改善に向けて努めているが、地域にある国際交流協会やNPO等との連携により指導体制の確立について検討することが必要である。

授業時間外の放課後や週末における学習機会は、日本語習得及び教科指導を補うためには、必要であり、その体制づくりのために、モデル校を中心とする実践研究の中で明らかにしていきたい。

② 大学との連携（留学生ボランティア等）

市町村立小学校や中学校の一部においては、外国人児童生徒と同じ母語の言語ボランティアを教育活動の中に取り入れているが、多様化している母語及び日本語能力を有する人材の確保は困難な状況である。

県内に所在する大学等に学ぶ留学生の言語能力を積極的に活用すべきと考える。県下にお

ける外国人児童生徒の現状について、関係大学等に理解を求めるとともに、在籍する留学生による教育支援を要請していくべきと考える。

県下の関係大学等における留学生の実情、市町村における具体的な需要の内容について、相互の理解を通して、大学等と連携した実践化に向けて、具体的な在り方について検討するとともに体制整備を図りたい。

(3) その他の改善

① 進路指導の充実

ア. 関係機関が主催する「進路指導ガイダンス」の後援

日本の入試制度の説明、上級学校の説明、先輩の体験談を聞く。

イ. 入学者選抜実施要項の翻訳（6ヶ国語の翻訳作成）

正規の入試要項の補助資料として、公立高校への進学を希望する生徒、保護者へ入試情報を周知する。

ウ. 充実した学校説明入学説明会における通訳による説明

② 関係機関との連携

外国人児童生徒の受入体制整備は学校や教育委員会だけで解決できる問題ではない。関係機関等との連携を図る中で、総合的な支援体制を構築する必要がある。そのためには各部署等でどのような対応がなされているかを把握する必要がある。

ア. 外国人登録窓口(市町村) 居住地を定めた外国人が最初に訪れる窓口

イ. 市町村教育委員会(就学担当) 学齢期の子どもの就学について通知や案内を担当する。

ウ. 市町村教育委員会(指導担当) 入学・転入する児童生徒の学校での指導や教育相談等を担当する。

エ. 学校(在籍校) 校長・教頭・担任・日本語指導担当教員等により校内体制で指導・支援する。

オ. 指導補助者 教育委員会から学校に派遣されて、外国人児童生徒の適応指導等に携わる。

カ. ボランティア 学校に入って支援するボランティアや地域の日本語教室等で支援するボランティアがいる。

キ. 千葉県国際交流センター 語学ボランティア登録制度を持ち、通訳や日本語ボランティアを紹介する。総合相談会の実施。

ク. 市町村国際交流協会 日本語ボランティアや通訳ボランティアを紹介する。

市町村により、進路ガイダンス、児童生徒対象の日本語講座、ボランティア対象の研修会を実施している。

ケ. NPO・関係団体 各団体での研究、情報提供、関連行事の開催。

コ. 千葉県教育庁 他都道府県との情報交換や連携を図り、県全体の受入体制整備作りの支援を行う。

③ 外国人児童生徒受入のための指導資料の作成

7. 外国人児童生徒等受入のための手引（千葉県教育委員会）

千葉県教育委員会は、既に平成5年に作成しているが、その後外国人児童生徒の実態や対応について変化してきているので、改訂版を作成した。また、学校現場だけでなく、外国人児童生徒に接する教育委員会・地域・指導協力員等も活用できるようにした。さらに、作成にあたっては、教育委員会編と学校編に分けたり、参考事例や資料がわかるようにしたりするとともに、活用しやすいように概要版も作成した。

<構成>

【教育委員会編】	【学校編】
<p>1. 不就学者ゼロをめざして</p> <p>(1) 日本の教育制度と外国人の受入</p> <p>(2) 就学案内</p> <p>① 幼稚園・保育園との連携</p> <p>② 外国人雇用企業との連携</p> <p>③ 自治会、各種相談所（員）、国際交流団体等との連携</p> <p>(3) 入学（編入学）の手続き</p> <p>① 市役所での手続き</p> <p>② 教育委員会としての説明</p> <p>(4) 不就学児童生徒への対応</p> <p>① 不就学児童生徒の問題</p> <p>② 夜間中学校、中学校卒業程度認定試験</p> <p>2. 学校への支援</p> <p>(1) 入学（編入学）までの受入支援</p> <p>(2) 人的支援</p> <p>(3) コーディネーターとしての支援</p> <p>3. 社会教育による支援</p> <p>(1) 放課後、休日の適応・日本語教室</p> <p>(2) 長期休業中における適応・日本語教室</p> <p>(3) 国際交流機関、大学等との連携</p> <p>① 国際交流機関との連携</p> <p>② 大学との連携</p> <p>(4) ボランティア、NPO 団体との連携</p> <p>4. 教材・指導法（体制作り）の支援</p> <p>(1) 各種資料の収集・提供</p> <p>① 日本語指導資料</p> <p>② 適応指導資料</p> <p>③ 教科対応資料</p> <p>④ 対訳集資料</p> <p>⑤ 教師用計画書・指導書資料がある。</p> <p>⑥ 就学案内資料</p> <p>(2) 日本語指導、日本語教室の運営の指導</p> <p>(3) 学校体制づくりの支援</p> <p>5. その他</p> <p>(1) 市町村内のネットワークづくり</p> <p>① 校内のネットワーク</p> <p>② 学校間のネットワーク</p> <p>③ 協力員のネットワーク</p> <p>④ 保護者のネットワーク</p> <p>(2) 県内のネットワークづくり</p>	<p>1. 不安を持たせない受入をめざして</p> <p>(1) 入学（編入学）時の手続き</p> <p>① 教育委員会との連携</p> <p>② 学校生活の説明</p> <p>(2) 適切な実態把握</p> <p>① 保護者の希望把握</p> <p>② 参考資料（聞き取り調査例）</p> <p>2. 指導体制の整備</p> <p>(1) 全校体制の確立</p> <p>① 校務分掌の位置付け、全職員の共通理解</p> <p>② 教育計画の立案</p> <p>③ 指導教室の設置</p> <p>④ 受入環境の整備</p> <p>(2) 適応指導・日本語指導（初期）</p> <p>① 適応指導</p> <p>② 日本語指導（初期）</p> <p>(3) 日本語指導教室の運営</p> <p>① 日本語指導教員（指導補助員）と担任の連携</p> <p>② 教材開発</p> <p>③ 環境整備</p> <p>④ 日本語指導教員が配置されていない学校</p> <p>(4) 進路指導</p> <p>① 児童生徒の進路に合わせたカリキュラム設定と情報提供</p> <p>② 保護者への情報提供（窓口紹介）</p> <p>③ 各種奨学金の利用</p> <p>④ その他の注意事項</p> <p>3. その他</p> <p>(1) 保護者のネットワークの構築</p> <p>(2) コーディネーター役の育成</p>

イ. 入学のしおり（各学校）

学校では就学時健診や転入（編入）の時に「入学のしおり（ようこそ〇〇学校へ）」を配布している。内容は学校生活に向けての基本的な心構えや学校生活の様子、用意する物、給食費や共同購入費等の費用、保護者会（PTA）、就学援助等についての説明である。そこで、外国人児童生徒や保護者もわかるように翻訳したものを作成して、よりスムーズな適応を図るようにしたい。

（英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、フィリピノ（タガログ）語、タイ語等）

ウ. 外国からのお友達と仲良くしよう（受入学級）

外国人児童生徒にとって、受入学級の友達となかよく過ごすことは、適応指導にとっても日本語指導にとっても大事なことである。そこで、受入学級の児童生徒向けのハンドブックを作成し、活用を図りたい。現在、千葉県に多く在籍している外国人児童生徒の母語別に作成し、編入してることがわかったら、事前に用意しておくようにする。

<例>母語がスペイン語

- ①スペイン語について
- ②言葉がうまく通じないときは？
- ③日本語とスペイン語の対訳集（語彙）

あいさつ、校舎案内、日課表、数、呼称、月、曜日、時、四季、色、交通安全、遊び等

エ. 外国人向け学校生活案内ビデオ DVD の制作

a. 事業の概要

日本の学校になじみの薄い、義務教育段階の外国人の子どもがいる保護者に対して、安心して子どもを学校に送ることができるように、日本の学校生活を映像教材で提供する。

b. 作成計画

- i 視聴対象 … 外国人児童生徒・帰国子女、保護者
- ii 作成目的 … 日本の学校の様子、文化・習慣の違いなどについて紹介し、就学に対する不安を取り除く。
- iii 内 容 … 動画と静止画像による映像資料（20分程度）をDVDにより提供。
タイトルごとにランダムにアクセスできるようにオーサリングする。
- iv 外国語による対訳表作成する。

（7カ国語対応）・中国語・韓国/朝鮮語・フィリピノ（タガログ）語
・スペイン語・ポルトガル語・タイ語・英語

オ. 通知文等の翻訳資料作成

各学校・各市町村で困っていることに、各種通知文の翻訳がある。これらの通知文は、市町村ごとに書式は違うが、内容はほぼ同じものが多い。共有できる文書の翻訳を行った。

a. 公立高等学校入試要項の補助資料としての翻訳版の作成。

（中国語、フィリピノ（タガログ）語、韓国/朝鮮語、タイ語、ポルトガル語、スペイン語、英語）

- b. 健康診断の実施について（ベンガル語）
- c. 健康診断に係る通知文の翻訳（ポルトガル語、スペイン語）
 - ・心疾患調査票
 - ・耳鼻科健康診断結果のお知らせ
 - ・歯科健康診断結果のお知らせ
 - ・眼科受診のおすすめ
- d. その他
 - ・家庭学習の習慣をつけよう
（中国語、フィリピノ（タガログ）語、韓国/朝鮮語、タイ語、ポルトガル語、スペイン語、英語）

（４）県教育委員会ホームページの外国語対応サイトの新設

① 事業の概要

義務教育段階の外国人の子どもがいる保護者に対して、就学案内等の広報活動をホームページで行うことで、外国人の子どもに対する就学促進に関する取組みが推進されることを目指した。

② 計画

- a. 外国人保護者向け情報提供については、まずは就学手続きに関する情報を優先的に提供することとし、その他の情報については適宜更新する。
- b. 提供するサイト
 - ・就学手続き
 - ・教材・指導資料
 - ・市町村教育委員会窓口一覧
 - ・関係機関リンク
- c. 使用言語については、千葉県に在籍する外国人の子どもの国籍、上位7カ国の言語で作成するものとする。
 - ・英語・中国語・韓国/朝鮮語・フィリピノ（タガログ）語・スペイン語・ポルトガル語
 - ・タイ語

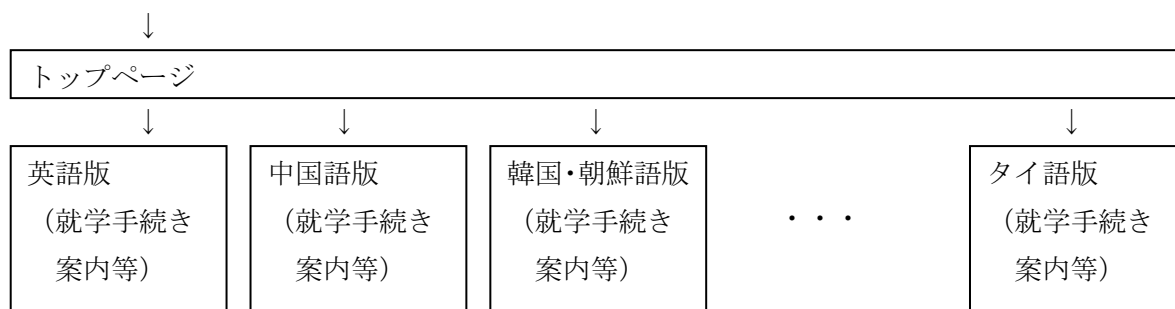
③ 保護者に対して分かりやすい表記について

- a. すぐにサイト内へ移動出来るように、県教育委員会のトップページや県庁の外国人向け情報のページなどの目立つ場所にバナーを作成する。
- b. 1つのページ内に、日本語と外国語を併記する。また、漢字にはふりがなをふり、地名等にはローマ字を併記する。

例： ちばけんちょう
千 葉 県 庁
CHIBA PREFECTURAL OFFICE

④ サイトの構成について

【県教委委員会トップページ内等のバナー等】



(5) 外国人児童生徒学習支援相談室の開設

外国人児童・生徒、保護者、またその指導にあたる教員・ボランティア等の各種相談に応じるために「外国人児童生徒学習支援相談室」を開設し、その対応を図った。

相談員には本研究会員の研究員でもある宍倉、井上、横山があたった。

表 主な相談内容と件数

【平成19年8月～平成20年3月】

相談者 内容	教員	保護者・子	ボランティア等	関係機関	その他
指導法・資料	27		5		
研修関係				3	
進路・就学	5	16	12	10	
日本語習得		10			
登録			1		
その他 取材等					4
小計	32	26	18	13	4
合計	93				

⇒各種相談に対し、他機関と連携して対応できた。

直ぐに対応できない相談については、毎週実施している定例研究会議において相談内容を報告・検討し、方向性を出し対応した。

⇒学校、関係機関、他県、NPO等からの情報収集や情報発信の拠点となり、ネットワーク化が進んだ。

⇒資料の情報提供

相談室には全国からの指導関係資料も保管されており、問合せに対する情報提供だけでなく、自由に閲覧できる環境にある。

Ⅲ 改善の方向性

1. ボランティア登録の在り方

日本語指導を要する児童生徒を抱える学校に配置されている日本語指導支援員（補助者、ボランティア等）は、各市町村教育委員会が独自に適任者を探し、派遣しているのが現状である。外国人が多言語・分散型で居住している千葉県の特徴から、今後ますます適任者を探すことが困難になることが予想される。そこで、新たな人材を発掘するため、前記の日本語指導学習支援ボランティア研修会（p72）のように、学校教育の中で、子どもの指導に関わる責任と資質能を兼ね備えた人材を育てることは重要である。

ここで、課題となるのが人材データをどのように管理することが適切かということである。現在、各市町村（教育委員会と部局）、国際交流機関、社会教育施設・団体等が独自の方法で、データベースを持っているのが現状である。個人情報 の 適 正 な 取 り 扱 い と 迅 速 な 情 報 提 供 を 考 え た と き 、 新 た に 県 教 育 委 員 会 が デ ー タ ベ ー ス を 持 つ こ と が 適 当 か 、 あ る い は 、 関 係 機 関 ・ 団 体 の ネットワークを強化することで足りるか、また、県教育委員会等が案内窓口となり、各機関を紹介することで足りるか等、さらなる研究が必要である。

2. 母語指導の充実

日本語教育が必要な児童生徒が増えているが、第2言語としての日本語教育を行う際、いかに効果的に指導するかというだけでなく、児童生徒の母語を視野に入れて、保持・育成していくことも重要である。

母語指導のねらいとしては、

- ① 母国の民族としてのアイデンティティーの確立
- ② 精神面の安定
- ③ 親子のコミュニケーション
- ④ バイリンガルの育成
- ⑤ 帰国後の教育の準備
- ⑥ 母語による学力保障

があげられる。

現在、母語保持・育成のための母語指導（母語教室、適応や日本語指導の一環）が学校や地域で取り組み始められているが、子どもの学習意欲や負担、親の協力、指導場所、指導時間、指導教師、教材、学校教育での位置づけなど、困難な面が多い。

そこで、次の点に留意して、母語指導の充実を図りたいと考える。

- (1) 「母語指導」の現状を調査し、問題点を把握する。

＜主な調査項目＞

- ・母語別（ポルトガル語、中国語、スペイン語、英語、韓国・朝鮮語など）
- ・運営形態別（外国人学校、公立学校、地域ボランティア、塾など）
- ・教育内容（母語、母国文化、学習内容の補習など）

- ・教材（自作教材、市販教材、母国からの教材、インターネットなど）
 - ・学習場所（公立学校、公民館、国際交流協会など）
- (2) 学校・地域・家庭での「母語指導」のあり方を検討する。
- ・学校（日本語指導教室の一部、独立した授業、国際理解教育）
 - ・地域（在日外国人、外国人児童生徒保護者会、ボランティア、留学生など）
 - ・家庭（親子のコミュニケーション）
- (3) 「母語指導」のカリキュラムを作成する。
- (4) 「母語指導」のネットワーク作りをし、相互の連携を図る。

3. 受入初期指導の実施

来日してすぐに日本の学校に編入学した外国人の児童生徒は、言語、習慣、学習等全ての面において母国と激変した生活を強いられることになる。受入校での教育計画に従って、個別の適応・日本語指導は行うものの日本の生活になれるまでは、その効果はあがらず、子どもの心理的負担が大きいといわれている。

そこで、小中学校へ入学を希望する新規外国人児童生徒の中で、日本語指導を必要とする者及びその保護者を対象に初期指導を行ない、スムーズに学校生活に適応できるよう支援する必要がある。

(1) 拠点校の設置

在籍校が分散化する状況が予想されることから拠点校として設置し、指導補助者の派遣を行う

- ・児童生徒・保護者へ日本の学校生活、諸手続き、日本語指導教室等の説明
- ・学校へ受入体制、在籍校との連携、指導等についての助言

(2) 出張相談の実施

- ・必要に応じ、(1)における活動を在籍校に出張して実施する。

4. 国への要望

**国の責任において、国籍に関わらず全ての子どもが
同等の教育を享受できる制度を確立すること**

(1) 専門性を備えた教員の配置

① 適応・日本語指導の充実を図るには、担当指導教員が必要である。

- ア. 日本語指導のための教員が加配されていない学校では、校内指導体制を整えることが困難である。（日本語指導のための教員がいない）
- イ. 加配教員の柔軟な配置について検討する必要がある。（兼務、巡回指導ができる体制）

② 適応・日本語指導の充実を図るには、専門性を持った教員が必要である。

ア. 日本語指導担当者は、数年ごとに交代する傾向があり、専門性の向上や指導の継続性に課題がある。

イ. 日本語の免許がなく専門性が担保されているわけではないので、専門性の向上及びモチベーション維持のための仕組みが必要である。

(2) 不就学を防ぐ制度改正

① 学齢期の子ども の 状況 を 把握 する こと が できる 外国人 登録 制度 。

ア. 外国人登録後、異動した場合、追跡が不可能である。

② 母国 出国 時 又は 日本 入国 時 に、日本 の 教育 制度 について 周知 する 制度 。

ア. 日本 の 義務 教育 制度 を 周知 する と とも に、就学 へ の 理解 を 深める こと が 必要 である 。

③ 母国 の 教育 制度 と 日本 の 教育 制度 と の 狭間 で、子ども が 不利益 を 被る こと に ならない よう な 特例 制度 の 構築 。

ア. 入学期、卒業期の違いにより、日本の学校への入学ができなかったり、受験機会を逸したりすることがある。

イ. 日本語理解のため、学齢相当学年より下の学年に入学した場合、学齢学年に戻れず、受験に影響が出る。

研究同人

【実施委員会委員】

渋谷教育学園幕張中学校高等学校長	田村 哲夫
国立教育政策研究所教育政策・評価研究部長	小松 郁夫
神田外語大学教授	柳沼 孝一郎
恵泉女学園大学講師	辻村 聖子
千葉県教育庁教育次長	榎本 剛
千葉県教育庁企画管理部教育政策課長	村瀬 光生(H18)
同	川島 貞夫(H19)
千葉県教育庁教育振興部生涯学習課長	高橋 健
千葉県教育庁教育振興部指導課長	嘉村 茂邦
千葉県総合教育センター所長	村山 元信(H18)
同	多田 芳樹(H19)
千葉県総合企画部政策推進室国際政策グループ長	濱本 憲一
千葉県国際交流センター所長	高橋 利夫
千葉県立成田国際高等学校長	長田 正友
市川市立第七中学校長	赤木 和男
船橋市立小栗原小学校長	稲田 時男(H18)
同	藤崎 克雄(H19)

【研究員】

日本語教育専門家	井上 恵子
了徳寺大学准教授	植田 栄子
元浦安市立浦安小学校長・浦安市家庭相談員	宍倉 弘祐
静岡産業大学講師	光延 忠彦
元千葉県国際交流センター国際交流推進員	横山 解子
千葉大学大学院	平進 之介(H18)
千葉大学大学院	飯島 尚一(H18)

【調査研究モデル校】

市川市立中山小学校
市川市立大和田小学校
市川市立宮田小学校
市川市立第六中学校
市川市立第七中学校
船橋市立高根台中学校
八千代市立村上小学校
八千代市立村上東中学校
成田市立成田小学校
成田市立橋賀台小学校
成田市立中台小学校
成田市立平成小学校
成田市立中台中学校
成田市立玉造中学校
成田市立大栄中学校
市原市立白金小学校
市原市立若葉中学校
千葉県立成田国際高等学校
千葉県立松戸国際高等学校
渋谷教育学園幕張中学校高等学校

【事務局】

千葉県教育庁企画管理部教育政策課主幹兼企画室長	大久保 利宏
千葉県教育庁企画管理部教育政策課主幹	岩津 由雄(H18)
千葉県教育庁企画管理部教育政策課副主幹	東條 三枝子(H18)
千葉県教育庁企画管理部教育政策課副主幹	古橋 章光(H19)
千葉県教育庁企画管理部教育政策課副主幹	青柳 康幸
千葉県教育庁企画管理部教育政策課主査	藤田 豊
千葉県教育庁企画管理部教育政策課主査	亀田 真希(H19)
千葉県教育庁企画管理部教育政策課主事	井上 恵一
千葉県教育庁教育振興部生涯学習課副主幹	込宮 一之

文部科学省「新教育システム開発プログラム」委託事業

外国人児童生徒受入体制整備研究会報告書

平成 20 年 3 月 31 日発行

編集者 外国人児童生徒受入体制整備研究会

(事務局) 千葉県教育庁企画管理部教育政策課

〒260-8662 千葉市中央区市場町 1-1

TEL 043(223)4177
